

令和5年度
保健事業年報



安 城 市

安 城 市 民 憲 章

わたくしたちは安城市民です。

わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた生きがいのあるまちにするため市民生活の心がまえとして、この憲章を定めます。

わたくしたちは、

* たがいに助け合い、

住みよいまちをつくりましょう。

* きまりを守り、

良い習慣を育てましょう。

* 自然を愛し、

きれいな水とみどりのまちを

つくりましょう。

* 教養を高め、

若い力を育てましょう。

* 健康で、

明るく楽しい家庭をつくりましょう。

目 次

I 安城市のあらまし	1
1 安城市の概要	1
2 安城市の位置及び人口	2
3 令和5年度当初予算	3
4 保健センターの機構	6
5 健康推進課の所掌事務	6
6 人口動態及び死亡原因	7
7 がん部位別・男女別死亡数	7
8 病院数及び病床数	8
II 母子保健事業	9
1 母子保健相談支援事業	
(1) 母子健康手帳交付	10
(2) 妊産婦健康相談	10
(3) 乳幼児等健康相談	12
(4) 育児相談（スクスク子育て相談室）	12
(5) 産後ケア	13
(6) こころとからだのリフレッシュ	14
(7) 助産師ケア	14
2 母子健康教育事業	
(1) パパママ教室べんきょう編	15
(2) パパママ教室えいよう編	15
(3) 母乳準備のぷち講座	16
(4) 健康教育（母子）	17
(5) 離乳食講習会	
ア ゴックン教室（前期離乳食）	17
イ カミカミ教室（後期離乳食と歯の手入れ）	18
(6) 思春期保健相談	18
(7) 思春期健康教育	
ア 性・生に関する健康教育	19
イ 学齢期歯科健康教育	20

ウ	ちらしによる知識の普及啓発 （自己肯定感・命の大切さ、アルコール、こころの健康）	2 1
エ	ちらしによる知識の普及啓発（歯の健康）	2 2
	（8）母子手帳アプリ「あんぴよ」	2 2
	（9）出産・子育て応援交付金（出産準備金・出産後支援金） の交付	2 3
3	妊産婦・乳幼児個別健診事業	
	（1）妊産婦健康診査	2 4
	（2）妊婦歯科健康診査	2 6
	（3）乳児健康診査・新生児聴覚検査	2 7
	（4）お口のリフレッシュケア	2 8
	（5）産婦歯科健康診査ケア	2 9
4	乳幼児集団健診事業	
	（1）4か月児健康診査	3 0
	（2）1歳6か月児健康診査	3 3
	（3）ちらしによる知識の普及啓発 （1歳6か月児歯科健診事後指導）	3 8
	（4）3歳児健康診査	3 8
	（5）乳幼児健診未受診対策	4 4
	（6）発達心理相談	4 8
	（7）2歳児アンケート	4 8
5	赤ちゃん訪問事業	
	（1）こんにちは 赤ちゃん訪問	4 9
	（2）養育支援訪問	4 9
	（3）妊産婦・乳幼児等訪問指導	5 0
	（4）未熟児訪問指導	5 0
	（5）助産師訪問指導	5 1
6	不妊症治療支援事業	
	（1）不妊治療等助成事業	5 2
7	母子保健協力事業	
	（1）母子保健協力事業	5 2
	ア 1歳6か月児健診事後指導会	5 2

イ	療育指導	5 3
ウ	2歳児の歯科健診及びフッ化物塗布	5 3
8	お誕生記念ここから健康事業（再掲）	5 3
Ⅲ	予防事業	5 5
1	予防接種事業（定期の予防接種）	5 5
	（1）予防接種実施状況	
ア	ロタウイルス感染症	5 6
イ	H i b 感染症	5 6
ウ	小児の肺炎球菌感染症	5 7
エ	急性灰白髄炎	5 7
オ	ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎 （D P T - I P V（四種混合））	5 7
カ	ジフテリア・破傷風（D T（二種混合））	5 8
キ	結核（B C G）	5 8
ク	麻しん風しん混合	5 8
ケ	日本脳炎	5 9
コ	ヒトパピローマウイルス感染症	5 9
サ	水痘	5 9
シ	B型肝炎	5 9
ス	風しん（5期）	6 0
セ	季節性インフルエンザ（65歳以上の者等）	6 0
ソ	高齢者の肺炎球菌感染症（65歳以上の者等）	6 0
2	予防接種費用一部助成事業	
	（1）子どもインフルエンザ予防接種支援	6 1
	（2）風しん抗体検査及び予防接種支援	6 1
	（3）ヒトパピローマウイルス感染症 任意接種費用助成金支給	6 2
	（4）ロタウイルス予防接種支援	6 2
	（5）特別の理由による任意予防接種支援	6 3
3	予防接種特別事業（新型コロナワクチン接種事業）	6 4
4	予防接種事業の経緯	6 5
Ⅳ	健康増進事業（生活習慣病対策事業）	7 5

1	健康知識普及事業	
(1)	まちかど講座	7 6
(2)	健康増進・母子保健事業	
	ア 親がお手本！デンタル・ケア教室	7 6
	イ 女性のための健康教育（乳がん）	7 7
	ウ 女性のための健康教育（子宮頸がん）	7 8
(3)	こころの健康づくり	
	ア 家族のためのこころのホッと相談日	7 8
	イ ゲートキーパー養成	7 8
(4)	安城市食育健康づくりの会（食育メイトへの委託事業）	
	ア シニアのいきいき栄養教室	7 9
	イ お父さんと子どもの料理教室	7 9
	ウ 朝食のすすめ	8 0
(5)	カラダいきいき栄養相談	8 0
(6)	成人保健相談	8 1
(7)	健康手帳交付	8 1
2	健康診査事業	
(1)	がん対策	8 3
	ア 各がん検診実施状況	8 5
	イ 各精密検査実施状況	9 1
(2)	ドック・検診	
	ア 市民ドック	9 5
	イ 脳ドック	9 5
	ウ 骨粗しょう症検診	9 6
	エ 歯周病検診	9 6
	オ 肝炎ウイルス検診	9 8
	カ 市民健康検診（結核健康診断）	9 9
	キ ヤング健診	1 0 0
(3)	がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業	1 0 1
3	執行委任事業	
(1)	安城市国民健康保険及び健康増進事業特定健康診査	1 0 1
(2)	愛知県後期高齢者医療健康診査	1 0 5

(3) 安城市国民健康保険特定保健指導及び	
健康増進事業保健指導	105
(4) 特定保健指導未利用者勸奨	106
(5) 重症化予防事業	
ア 糖尿病性腎症(疑)	107
イ 糖尿病(疑)	108
ウ 血圧・脂質における受診勸奨	108
4 健康づくり環境整備事業	
(1) 健康の道登録	110
(2) 健康測定会	111
(3) あんじょう健康マイレージ事業	111
(4) 健康づくりきっかけ教室	112
(5) あんじょう健康大学	113
(6) 食育メイト養成講座	114
(7) 食育メイト育成講座	115
(8) 安城市健康づくりサポーター事業	116
(9) 安城市まちの健康おくすり屋さん事業	116
V 地域支援事業(一般介護予防事業)	116
1 介護予防普及啓発事業	
(1) 老人クラブ等健康教育	117
(2) のびのび倶楽部自主活動支援	117
(3) 老人クラブ等健康相談	118
(4) 8020歯科健康診査・表彰式	118
VI 救急診療	119
1 休日夜間急病診療所事業	
(1) 事業の経過	119
(2) 診療日・受付時間・診療時間	120
(3) 内科・小児科患者状況	
ア 年齢別患者数	121
イ 第2次・第3次病院等への紹介患者数	122
ウ 病院を紹介した件数	122
エ 流行性の疾患の動態	122

(4) 歯科患者状況	
ア 年齢別患者数	1 2 3
イ 主訴別患者数	1 2 3
Ⅶ 安城市保健センター概要	1 3 2
1 施設	1 3 2
2 保健センター主要備品	1 3 3
3 利用状況	1 3 4
Ⅷ その他関係事業	1 3 9
1 献血推進事業	1 3 9
2 骨髄提供者等助成事業	1 4 4
3 自動体外式除細動器（A E D）管理	
(1) A E D貸出事業	1 4 5
(2) A E D管理	1 4 6
4 防災医薬品供給事業	
(1) 防災医薬品一覧	1 4 8
(2) 医療救護訓練	1 5 1
Ⅸ あゆみ	1 5 2

I 安城市のあらし

I 安城市のあらまし

1 安城市の概要

安城市は、昭和27年5月5日に、県下13番目の市として誕生しました。名古屋市の通勤圏内という地理的条件に恵まれ、昭和35年ごろから工場の進出、住宅団地の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできました。市制施行当時約3万8000人であった人口は、今では19万人ほどに成長しました。

農業は、明治用水の豊かな水に生まれ、かつては「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきました。近年は、農作業の大型機械化や地域営農システムを取り入れた都市近郊型農業の先進地として注目を集めています。

工業は、中部経済圏の中心である名古屋市から30キロメートルという近い距離や、自動車関連企業をはじめとする大企業の進出の影響を受けて、活発な生産活動を続けています。

商業は、JR安城駅を中心に発展し、「安城七夕まつり」とともに賑わいを見せ、昭和46年から行なわれた駅前都市改造事業で近代的な商店街に変貌を遂げ発展してきましたが、近年は郊外への大型小売店等の出店が目立っています。

また、昭和63年には新幹線三河安城駅が開業し、駅周辺の都市基盤整備が推進され、西三河の玄関口にふさわしいまちづくりが進められ、住宅の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできました。さらに、平成9年には都市と農村の共存、農業と文化の情報発信基地となる、安城産業文化公園「デンパーク」が開園し、平成10年に「地球にやさしい環境都市宣言」を行うとともに、平成13年には環境基本条例を制定する等、「市民とともに育む環境首都・安城」を目指して環境施策に力を入れた取り組みを進めてきました。

平成28年度からスタートした第8次安城市総合計画は令和5年度が最終年度となります。健康であり幸せでありたいという市民共通の願いを受けて、目指す都市像を「幸せつながる健幸都市 安城」と定め、市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまちづくりを推進しています。

2 安城市の位置及び人口

(1) 安城市の位置

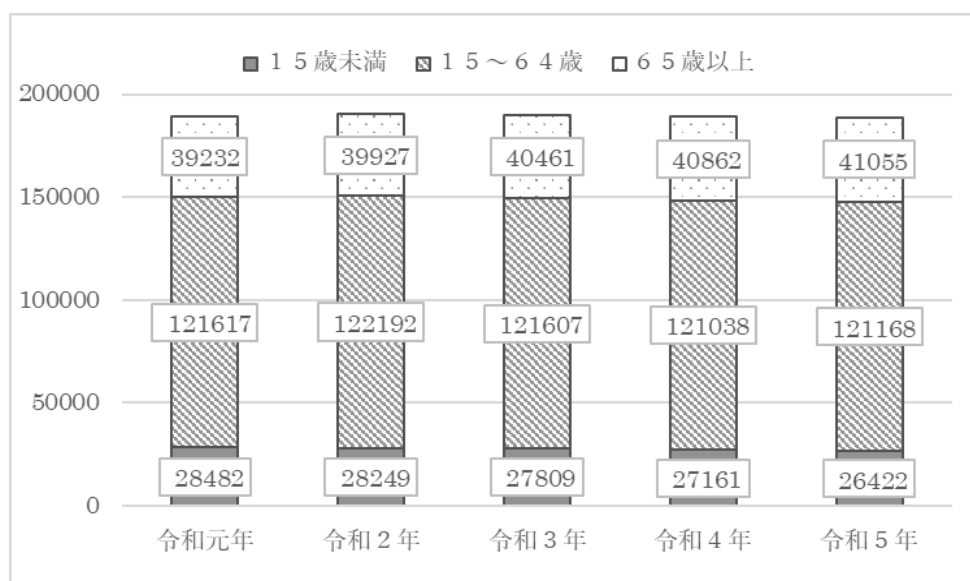
面積 86.05 km² 南北 13.7 km 東西 10.6 km



(2) 年齢別人口の推移

人口 188,645 人 (男 96,585 人 女 92,060 人) 令和 5 年 4 月 1 日現在

(人)

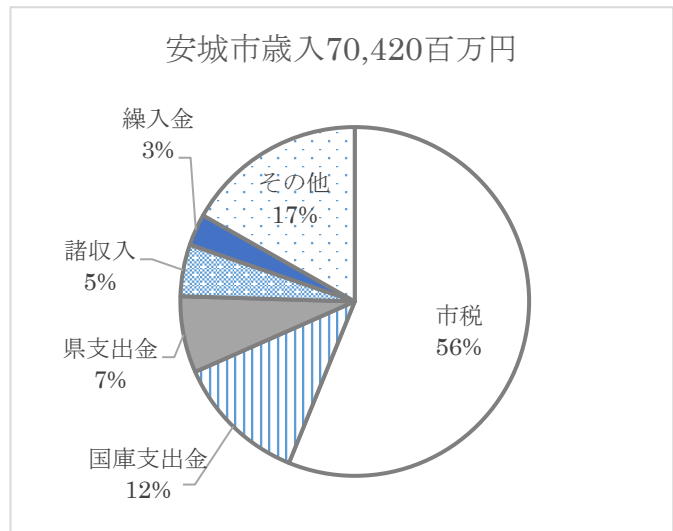


3 令和5年度当初予算

(1) 安城市全体

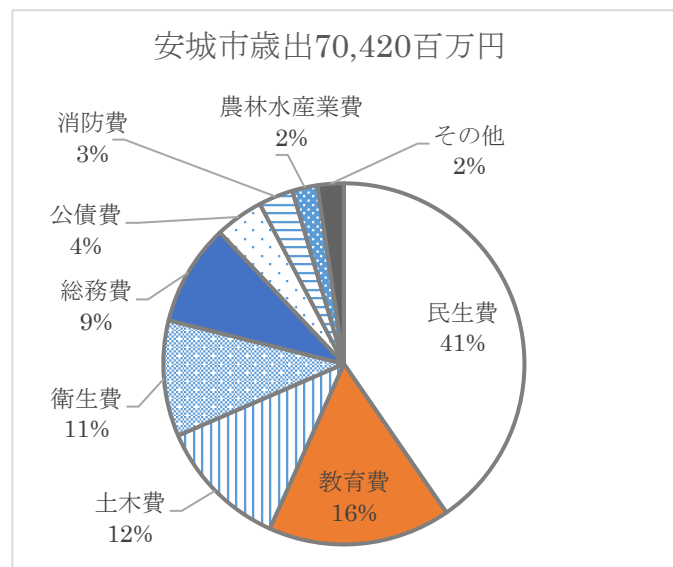
【歳入】 (単位：百万円)

	予 算
市税	39,548
国庫支出金	8,609
県支出金	4,996
諸収入	3,381
繰入金	2,065
その他	11,821
計	70,420



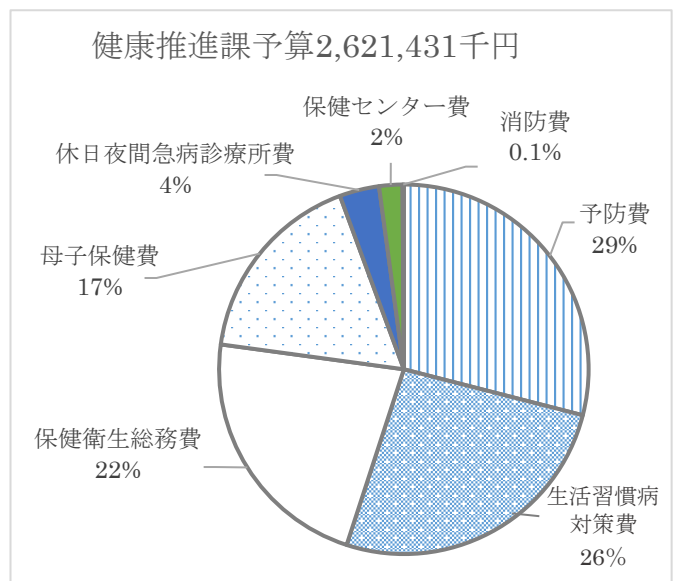
【歳出】 (単位：百万円)

	予 算
民生費	28,440
教育費	11,509
土木費	8,290
衛生費	7,311
総務費	6,391
公債費	3,060
消防費	2,175
農林水産業費	1,599
その他	1,645
計	70,420



(2) 健康推進課 (単位：千円)

	予 算
予防費	760,323
生活習慣病対策費	681,848
保健衛生総務費	580,264
母子保健費	451,678
休日夜間急病診療所費	90,868
保健センター費	53,456
消防費	2,994
計	2,621,431



一般会計のみ
給料・手当等の人件費を除く

(3) 健康推進課当初予算の内訳

○ 01 一般会計

(単位：千円)

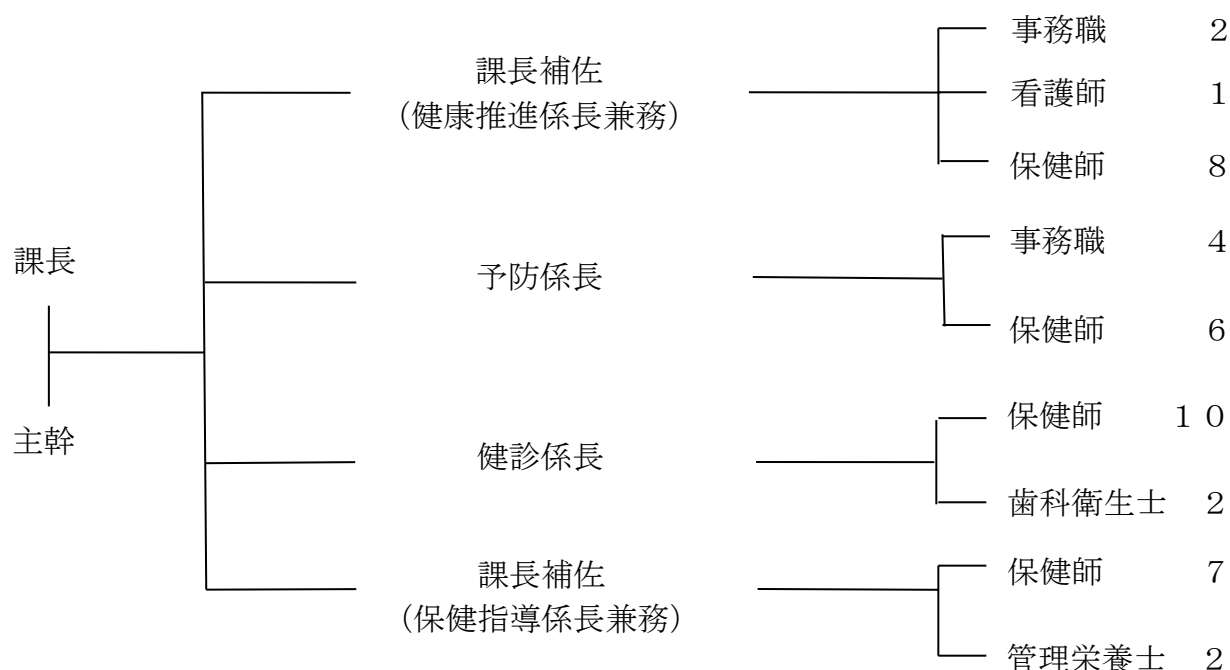
項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
20-05 保健衛生費		3,259,381	2,959,064	2,618,437
05	保健衛生総務費	367,247	615,512	580,264
	健康推進課総務事務	8,142	3,512	9,544
	広域二次医療事業	8,875	8,870	8,917
	医療環境整備補助事業	346,540	599,440	549,500
	保健衛生推進補助事業	2,360	2,360	2,360
	献血推進事業	1,330	1,330	1,330
	健康日本21安城計画推進事業	—	—	8,613
10	予防費	1,812,296	1,274,409	760,323
	予防接種事業	780,805	804,302	760,323
	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,031,491	470,107	0
25	休日夜間急病診療所費	97,425	87,638	90,868
	休日夜間急病診療事業	97,425	87,638	90,868
30	生活習慣病対策費	646,584	645,611	681,848
	健康知識普及事業	6,100	6,146	5,878
	健康診査事業	621,954	620,818	656,851
	生活習慣改善支援事業	10,002	9,840	10,144
	健康づくり環境整備事業	8,528	8,807	8,975
35	保健センター費	38,360	40,564	53,456
	保健センター施設管理事業	38,360	40,564	53,456

	40	母子保健費	297,469	295,330	451,678
		母子保健相談支援事業	10,278	6,628	167,686
		母子健康教育事業	3,657	3,462	3,491
		妊産婦・乳児個別健診事業	224,307	225,230	223,689
		乳幼児集団健診事業	34,686	34,877	34,073
		赤ちゃん訪問事業	13,332	13,124	12,730
		不妊治療支援事業	11,209	12,009	10,009
	45-05	消 防 費	2,688	2,424	2,994
	15	防 災 費	2,688	2,424	2,994
		防災医薬品供給事業	2,688	2,424	2,994

○ 22 介護保険事業特別会計

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
15-10	一般介護予防事業費	1,934	1,968	1,955
05	一 般 介 護 予 防 事 業 費	1,934	1,968	1,955
	介護予防普及啓発事業	1,934	1,968	1,955

4 保健センターの機構（令和5年4月1日現在）



5 健康推進課の所掌事務

(1) 健康推進係

- ア 健康日本21安城計画及びいのち支える安城計画に関する事
- イ 保健センター及び休日夜間急病診療所の管理運営に関する事
- ウ 救急診療及び医療サービスに関する事
- エ 献血の推進に関する事
- オ その他課内の調整及び課内他の係に属さない事

(2) 予防係

- ア 予防接種に関する事
- イ 感染症の予防に関する事

(3) 健診係

- ア 健康診査及び健康診査事後指導に関する事
- イ 不妊治療の助成に関する事
- ウ 歯科保健に関する事

(4) 保健指導係

- ア 健康教育に関する事
- イ 健康相談に関する事
- ウ 訪問指導に関する事
- エ 健康づくりに関する事
- オ 栄養及び食生活に関する事

6 人口動態及び死亡原因

(率：人口千対)

年次	人口	出生	死亡
令和3年	187,381	1,456 (7.7)	1,472 (7.9)
愛知県 令和3年	7,261,000	53,918 (7.4)	73,769 (10.2)
全国 令和3年	122,780,487	811,622 (6.6)	1,439,856 (11.7)

出典：愛知県衛生年報

(率：人口10万対)

内訳 年次	死亡内訳							
	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	自殺・ 事故	老衰	結核	その他
令和3年	371 (198.0)	155 (82.7)	92 (49.1)	59 (31.5)	71 (37.9)	175 (93.4)	1 (0.5)	548 (292.5)
愛知県 令和3年	20,031 (275.9)	8,751 (120.5)	4,882 (67.2)	3,336 (45.9)	3,138 (43.2)	8,967 (123.5)	115 (1.6)	18,780 (258.6)
全国 令和3年	381,505 (310.7)	214,710 (174.9)	104,595 (85.2)	73,194 (59.6)	58,646 (47.3)	152,027 (123.8)	1,845 (1.5)	453,334 (302.6)

出典：愛知県衛生年報

7 がん部位別・男女別死亡数（令和3年）

(単位：人)

部位別 性別	胃	気管・ 気管支 及び肺	肝臓	直腸・ S状結腸移 行部 及び肛門	乳房	膵臓	子宮	白血病	食道	その他	計
男	31	51	20	9	22	4	4	71	212		
女	12	18	8	9	19	24	7	1	2	59	159
計	43	69	28	18	19	46	7	5	6	130	371

出典：愛知県衛生年報

8 病院数及び病床数 (令和5年4月1日現在)

区 分	医 科		歯 科
	病院	診療所	
院 数	3	129	78

区 分	病床数	人口 万対比	病 床 内 訳				
			精神	結核	感染症	療養	一般
安城更生	771						771
八千代	420					104	316
矢作川	186		186				
合 計	1,377		186	0	0	104	1,087
全 国	1,492,957	119.6	321,828	3,863	1,909	278,694	886,663
愛知県	65,695	87.6	12,281	111	66	13,207	40,030

※全国・愛知県の病床数は、病院のみ

※全国の病床数は、令和4年9月30日現在のもの

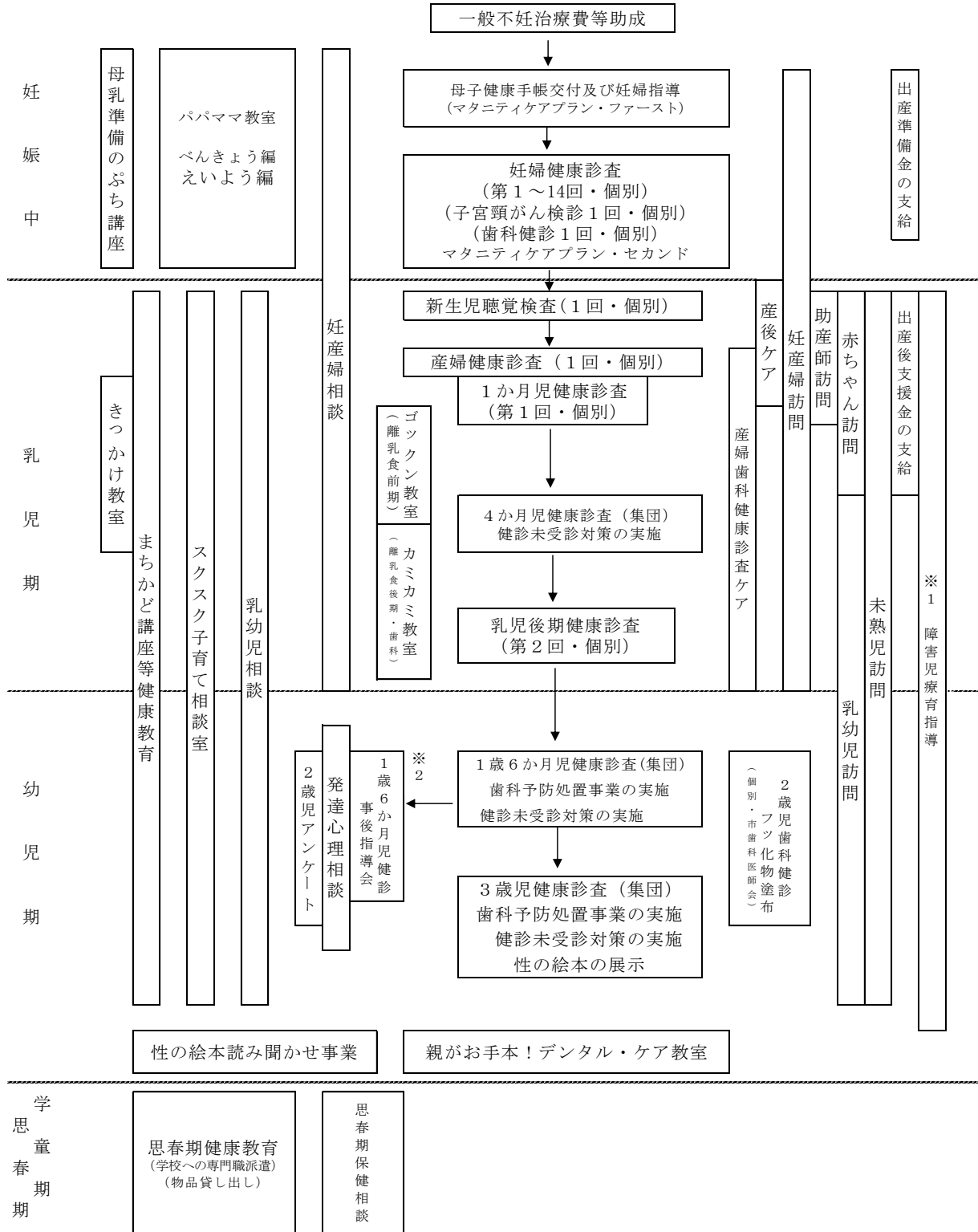
※愛知県全体の病床数は、令和4年10月1日現在のもの

II 母 子 保 健 事 業

II 母子保健事業

令和4年度

- ※1 子ども課(平成24年度～平成29年度)
子ども発達支援課(平成30年度～)
- ※2 子ども発達支援課(平成30年度～)



1 母子保健相談支援事業

(1) 母子健康手帳交付 (母子保健法第16条)

○ 交付状況

(単位:冊)

区分 年度	初産婦	経産婦	小 計	その他の 交付	再交付	総 計
令和 2年度	822	831	1,653	29	17	1,699
令和 3年度	744	841	1,585	34	9	1,628
令和 4年度	707	836	1,543	58	12	1,613

※「その他の交付」は、外国からの転入及び出生後交付

○ 妊娠届出状況 (令和4年度)

(単位:人)

区 分	1 1 週まで	1 2 ~ 1 9 週	2 0 ~ 2 7 週	2 8 週以降	計
初産婦	686 (671)	17 (16)	1 (1)	3 (3)	707 (691)
経産婦	803 (789)	25 (25)	6 (6)	2 (2)	836 (822)
計	1,489 (1,460)	42 (41)	7 (7)	5 (5)	1,543 (1,513)

※ () 内は実数

(2) 妊産婦健康相談 (母子保健法第9条、第10条)

目 的 : 妊娠期の個々の心配に応じた保健指導を行うことにより、不安の軽減を図ります。

対 象 : 安城市に住民登録のある妊産婦

周知方法 : 事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレ・妊娠届出書に掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日 : 月～金曜日

内 容 : 母子健康手帳交付時の相談・妊娠初期ケアプラン(マタニティケアプラン)の作成、電話・面接による保健・栄養・歯等についての相談

従 事 者 : 保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 妊産婦相談件数 (単位:件)

区 分		電 話	手帳交付 面接	その他の 面接	計
令和2年度		1,540	1,627	166	3,333
令和3年度		1,358	1,563	140	3,061
令和 4 年 度	妊 婦				
	初産	82	692	98	872
	経産	60	822	43	925
	産婦	1,292	0	9	1,301
	その他	10	0	0	10
計		1,444	1,514	150	3,108

○ 妊産婦相談内容 (単位:件)

区 分		保 健	栄 養	歯 科	その他	計
令和2年度		3,193	1	2	137	3,333
令和3年度		2,941	2	1	117	3,061
令和 4 年 度	妊 婦					
	初産	785	0	0	87	872
	経産	889	0	0	36	925
	産婦	1,295	1	2	3	1,301
	その他	10	0	0	0	10
計		2,979	1	2	126	3,108

○ 妊娠初期ケアプラン作成件数 (単位:件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初産婦	811	726	691
経産婦	816	837	822
計	1,627	1,563	1,513

(3) 乳幼児等健康相談 (母子保健法第9条)

目的：乳幼児期の健康等の育児上の心配について、個々のケースに応じた保健指導を行うことにより、不安の軽減を図ります。

対象：安城市に住民登録のある乳幼児及びその保護者

周知方法：事業案内配布、市公式ウェブサイトに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開催日：月～金曜日

内容：電話・面接による保健・栄養・歯科についての相談

従事者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 乳幼児相談状況 (単位:件)

区分	実施人数	電話	面接	栄養		歯科	心理	保健	その他
				(保健師)	(栄養士)				
令和2年度	1,640	1,236	404	24	94	21	483	696	322
令和3年度	1,608	1,195	413	20	79	14	518	684	293
令和4年度	0か月～3か月	151	89	62	2	0	0	103	46
	4か月～7か月	239	164	75	5	20	1	165	48
	8か月～11か月	163	111	52	12	36	6	71	38
	1歳～1歳5か月	139	87	52	4	9	2	86	37
	1歳6か月～1歳11か月	138	89	49	0	3	0	61	39
	2歳～2歳11か月	567	478	89	1	3	0	438	58
	3歳～	152	74	78	0	1	3	19	69
	不明・その他	17	15	2	0	0	0	1	15
	計	1,566	1,107	459	24	72	12	520	593

(4) 育児相談 (スクスク子育て相談室) (母子保健法第9条)

目的：乳幼児期における育児上の心配について、個々のケースに応じた保健指導を行うことにより、不安の軽減を図ります。

対象：おおむね4歳までの乳幼児とその保護者、家族及び協力者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開催日：毎月第2・4木曜日 午前9時～11時

内容：身体計測及び保健・栄養・歯科についての相談

(個別相談は予約制、身体計測は予約不要)

従事者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 来談者状況

(単位：人、回)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	24	24	24
来談人数	1,037	1,145	1,249
実 数	417	410	432
平均来談人数	43.2	47.7	52.0
平均来所回数	2.5	2.8	2.9

○ 相談結果

(単位：人、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	率	人数	率	人数	率
計測のみ	653	63.0	789	68.9	837	67.0
保 健	192	18.5	163	14.3	184	14.8
歯 科	44	4.2	52	4.5	78	6.2
栄 養	148	14.3	141	12.3	150	12.0
計	1,037	100.0	1,145	100.0	1,249	100.0

(5) 産後ケア (母子保健法第17条の2)

目 的：退院直後の母子に対し、助産師等による専門的な支援を行うことにより、母親の身体的回復と心理的な安定を促進します。

対 象：安城市に住民登録のある産後3か月未満の母と子

内 容：市内受託医療機関(産婦人科・助産院)で、空きベッドを活用する等により、休養の機会を提供し、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施

周知方法：母子健康手帳交付・赤ちゃん訪問時に事業案内チラシを配布、市公式ウェブサイトに掲載、母子手帳アプリ「あんびよ」

○ 利用者数 (単位：人、日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用者数	16 (16)	32 (32)	117 (110)
延べ利用日数	66	127	184
内訳 宿泊	64	123	91
日帰り	2	4	8
短時間			85

※ () 内は実数

(6) ころとからだのリフレッシュ

(お誕生記念ここから健康事業選択サービス※)

- 目的：育児の疲れを癒すイベントや、育児の楽しさをお母さん同士で共有できるイベントを実施します。
- 対象：ここから利用券（以下、「利用券」という。）の交付を受けた者で、ころとからだのリフレッシュ利用日まで安城市に住民登録のある母（保護者）とその子
- 内容：市内で開催される複数のリフレッシュイベントから、対象者が選びます。ランチ付きの教室やお子さんと一緒に参加できるイベントなど、内容は毎月更新されます。

○ 利用状況 (単位：枚)

区分	令和2年度	令和3年度
利用枚数	979	450

※令和3年度で終了

※お誕生記念ここから健康事業については、53頁に再掲

(7) 助産師ケア (お誕生記念ここから健康事業選択サービス※)

- 目的：産後の母子に対し、宿泊、通所により、母体のケア等を行うサービスを提供することで、母親の育児の支援を行います。
- 対象：利用券の交付を受けた者で、産後応援ケア利用日まで安城市に住民登録のある母子
利用券交付前に利用する場合（早期利用）は、出産日から産後応援ケア利用日まで安城市に住民登録のある母子
- 内容：市内受託実施機関（産婦人科・助産院）で、助産師が授乳指導や育児指導等を実施

○ 利用状況 (単位：枚)

区 分	令和2年度	令和3年度
利用枚数	234	54
(再掲) 早期利用	118	17

※令和3年度で終了

2 母子健康教育事業

(1) パパママ教室べんきょう編 (母子保健法第9条)

目 的：妊婦とその夫が、妊娠・出産・育児について正しい知識を身につけ、協力して子育てができるようにします。妊娠・出産後の心身の変化や育児をイメージすることで、夫婦が互いに思いやりをもって過ごすことができるようにします。

対 象：妊婦、家族及びその協力者

周知方法：母子健康手帳交付時に事業案内配布、個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：平日、土曜日（午前） 年15回

内 容：抱っこ・オムツ交換・沐浴の実習、こころの変化の話、歯の健康管理の講話、DVD「赤ちゃんが泣きやまない」の上映

従 事 者：保健師、歯科衛生士

○ 参加状況 (単位：回、人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	10	13	15
受講者数	343	547	652
1回あたり受講者数	34.3	42.1	43.5
うち夫の参加数	164	264	314
夫婦での参加率	93.2	94.0	96.0

(2) パパママ教室えいよう編

目 的：妊娠期の正しい食生活の知識を身につけ、実践するために、調理のデモンストレーションの見学と試食及び講義を行います。

対 象：妊婦、家族及びその協力者

周知方法：母子健康手帳交付時に事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：水曜日又は土曜日、祝日（午後） 年11回

内 容：妊娠中の食生活についての講義、調理デモンストレーションの見学、試食

従 事 者：管理栄養士

○ 受講者数 (単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	8	10	11
受講者数	122	175	187
うち家族の参加数	56	81	84
1回あたり受講者数	15.3	17.5	17.0

○ 対象者別受講者数 (単位：回、人)

区 分	パパママ教室 べんきょう編	パパママ教室 えいよう編	計
実施回数	15	11	26
妊婦（初産）	313	99	412
妊婦（経産）	11	4	15
妊婦の夫	314	84	398
その他	14	0	14
計	652	187	839

(3) 母乳準備のぷち講座

目 的：産後の母乳育児に備え、事前に学習します。

対 象：安城市に住民登録のある妊婦

周知方法：母子健康手帳交付時に事業案内配布、個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：毎月1回 水曜日（午前）（概ね第3水曜日）

内 容：助産師による母乳ケア、授乳ポジションについての講話

従 事 者：保健師又は看護師、助産師

○ 参加状況 (単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	9	12	12
参加人数	106	129	123

(4) 健康教育（母子）（母子保健法第9条）

目的：母性及び乳幼児等の健康保持、増進を図るため、依頼のあった団体などに対し、正しい知識の普及を行います。

対象：妊産婦、乳幼児とその保護者

従事者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	19	23	73
延受講者数	211	286	1,028

○ 内容内訳 (単位：回、人)

事業	回数	延受講者数	団体等
健康教育	23	328	子育て支援センター等
親がお手本！デンタルケア教室（再掲）	50	700	保育園、幼稚園、認定こども園等
計	73	1,028	

(5) 離乳食講習会

ア ゴックン教室（前期離乳食）

目的：乳汁のみの栄養から順次、固形食栄養に切りかえ、咀嚼能力や味覚の形成の基礎をつくる離乳食の知識を習得します。

対象：おおむね4～6か月の乳児の保護者、家族及びその協力者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開催日：毎月2～3回 月曜日又は火曜日（午後）

従事者：管理栄養士

会場：保健センター、あんぱ～く

○ 参加状況

(単位：回、組、%)

年 度	実施回数	参加人数	平均参加人数	4か月児健診対象者数	受講率※
令和2年度	50	343	6.9	1,670	20.5
令和3年度	52	378	7.3	1,562	24.2
令和4年度	50	414	8.3	1,426	29.0

※市外在住者を除き算出

*令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を設定し、回数を増やして実施

イ カミカミ教室（後期離乳食と歯の手入れ）

目 的：離乳食から幼児食への順調な移行と、好ましい食習慣の確立を図るとともに、乳幼児期の正しい歯科衛生の知識を習得します。

対 象：おおむね7～11か月の乳児の保護者、家族及びその協力者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：月2～3回 火曜日（午後）

従 事 者：管理栄養士、歯科衛生士

会 場：保健センター、あんぱ〜く

○参加状況

(単位：回、組、%)

年 度	実施回数	参加人数	平均参加人数	4か月児健診対象者数	受講率※
令和2年度	36	191	5.3	1,673	11.4
令和3年度	52	224	4.3	1,562	14.3
令和4年度	48	303	6.3	1,426	21.2

※市外在住者を除き算出

*令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を設定し、回数を増やして実施

(6) 思春期保健相談（母子保健法第9条）

目 的：思春期における身体の悩みや不安を解決し、また、性に関する正しい知識の情報提供を行います。

対 象：思春期（10歳～18歳）の子ども及びその保護者

開 催 日：隔週火曜日（午後）

内 容：電話・メール・面接相談（予約制）

従 事 者：思春期保健相談士

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、夏・冬・春季休業前に
市内小・中学校にチラシ配布、夏季休業前に高校にポスター掲示依頼

○ 相談状況 (単位：人)

年 度	電話	面接	メール	計
令和2年度	190	2	10	202
令和3年度	233	0	83	316
令和4年度	106	1	55	162

(単位：人)

男性	女性	不明	計
145	15	2	162

(7) 思春期健康教育（母子保健法第9条）

ア 性・生に関する健康教育

目 的：「性・生」について話しやすい家庭環境づくりを推進します。

性に関する正しい知識を提供し、思春期における問題や不安を解消するなど思春期の健康課題解決に向けて支援します。

対 象：小・中学生、高校生及びその保護者、園児

内 容：市内学校にて思春期の発達段階に応じた健康教育、市内幼稚園・保育園・認定こども園にて性の絵本の読み聞かせ

実 施 日：各幼・保育園・認定こども園、小・中学校、高校からの依頼日

方 法：指定場所に出向き実施

図書情報館職員と協力し、保育士・園児向けに絵本の読み聞かせを実施

従 事 者：保健師、助産師、図書情報館職員

周知方法：各幼・保育園・認定こども園、小・中学校、高校に実施内容等を提示

○ 実施状況 (単位：人、回)

区 分	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数
小学校	175	1	193	2	305	3
中学校	1,121	21	1,244	26	1,203	24
高 校	320	1	480	2	172	1
計	1,616	23	1,917	30	1,680	28

(外部講師派遣による健康教育を含む)

○ 物品貸出し (単位：回)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
児童センター	0	1	6
小学校	2	1	0
中学校	2	1	2
高 校	2	0	2
その他	0	1	1
計	6	4	11

○ 性の絵本の読み聞かせ実施 (単位：園)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施園	6	5	7

イ 学齢期歯科健康教育

目 的：子どもたちが口腔衛生に関する健康的な生活習慣を身につけられるよう、愛知県歯科衛生士会に委託して健康教育を行います。

対 象：市内小学 3 年生

実 施 日：小学校が希望する木曜日

方 法：指定場所に出向き実施

従 事 者：歯科衛生士 2 名

周知方法：実施内容を各学校へ通知（文書および電子メール）

月日	会場名	学級数	児童数
6月9日	安城東部小学校	3	87
6月23日	安城中部小学校	2	69
6月30日	安城西部小学校	3	93
7月7日	新田小学校	2	50
7月14日	二本木小学校	4	108
9月8日	作野小学校	3	94
9月15日	丈山小学校	4	117
9月29日	梨の里小学校	3	78
10月6日	明和小学校	2	57
11月10日	桜町小学校	3	82
11月17日	里町小学校	3	94
12月1日	祥南小学校	2	51
12月15日	志貴小学校	1	15
1月19日	桜林小学校	3	86
計	14校	38	1,081

ウ ちらしによる知識の普及啓発（自己肯定感・命の大切さ、アルコール、こころの健康）

対 象：小学5・6年生、中学1～3年生

方 法：推進分野に沿った内容のちらしを作成し、各学校を通じて配布

（分野） 夏季休業前：自己肯定感・命の大切さ

冬季休業前：未成年者の飲酒対策

春季休業前：こころの健康

○ 実施状況

（単位：回、人）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
配布回数		3	3	3
配布数	小学生	11,784	11,541	12,434
	中学生	16,881	17,130	17,934

エ ちらしによる知識の普及啓発（歯の健康）

対 象：市内小・中学生

方 法：歯科分野の推進にあたり、プラークコントロールができるようになるためにちらしを作成し、各学校を通じて配布（3年度毎に配布）

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
配布回数		—	17,013	—
配布数	小学生	—	11,303	—
	中学生	—	5,710	—

(8) 母子手帳アプリ「あんぴよ」

目 的：スマートフォン向けアプリを活用し、妊娠・出産・子育てに関する情報を必要なタイミングで必要な人に配信します。母子健康手帳の記録をデジタル保存し、紙の母子健康手帳を補完するとともに、成長記録を家族で共有できます。

乳幼児健康診査や各種教室の予約ができます。

対 象：妊婦・子育て中の方とその家族

周知方法：母子健康手帳交付時、事業案内配布、市公式ウェブサイトに掲載

○ 登録件数 (件)

令和3年度末	令和4年度末
3,713	7,577

(9) 出産・子育て応援交付金（出産準備金・出産後支援金）の交付

目的：妊娠期から出産・子育て期までの伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体的に行う

対象：出産準備金 …安城市に住民登録があり、妊娠の届出をした妊婦
出産後支援金…出生届を済ませた、安城市に住民登録のある子を養育する父母

内容：①妊娠の届出時に保健師による面談にて各教室等の紹介を実施。
出産準備金（5万円）を支給する。

②妊娠7か月頃「マタニティケアプラン・セカンド」を送付し、産後の生活や育児に関するサービスを紹介。希望者には面談を実施する。

③赤ちゃん訪問にて面談を実施し、育児に関するサービスを紹介。
出産後支援金（5万円）を支給する。

周知方法：母子健康手帳交付・赤ちゃん訪問時に案内、市公式ウェブサイトに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

○支給状況 (件)

	令和4年度
出産準備金の支給	2,304
出産後支援金の支給	1,246

*令和4年度は遡及分を含む

3 妊産婦・乳児個別健診事業

(1) 妊産婦健康診査（母子保健法第13条）

目的：妊産婦の健康保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図ります。

対象：安城市に住民登録のある妊産婦

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

内容：妊婦健康診査14回分（多胎妊婦には19回分）、子宮頸がん検診1回分、産婦健康診査1回分の助成。県外受診分も対象とする。

○ 妊産婦健康診査受診票交付状況（4～3月） （単位：枚）

区分	母子健康手帳と同時交付			その他(転入、再交付など)			計		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
妊婦 1回目	1,627	1,563	1,513	11	6	5	1,638	1,569	1,518
妊婦 2回目	1,627	1,585 (21)	1,544 (31)	23	15	25	1,650	1,600	1,569
妊婦 3回目	1,623	1,584 (21)	1,537 (31)	52	35	46	1,675	1,619	1,583
妊婦 4回目	1,618	1,559	1,504	76	49	63	1,694	1,608	1,567
妊婦 5回目	1,613	1,576 (21)	1,527 (31)	104	75	77	1,717	1,651	1,604
妊婦 6回目	1,610	1,575 (21)	1,524 (31)	114	86	89	1,724	1,661	1,613
妊婦 7回目	1,608	1,569 (21)	1,522 (31)	127	95	103	1,735	1,664	1,625
妊婦 8回目	1,605	1,544	1,489	129	102	108	1,734	1,646	1,597
妊婦 9回目	1,603	1,543	1,487	146	112	124	1,749	1,655	1,611
妊婦 10回目	1,602	1,541	1,486	153	122	132	1,755	1,663	1,618
妊婦 11回目	1,602	1,537	1,485	157	126	134	1,759	1,663	1,619
妊婦 12回目	1,599	1,537	1,485	156	128	140	1,755	1,665	1,625
妊婦 13回目	1,597	1,537	1,484	162	132	139	1,759	1,669	1,623
妊婦 14回目	1,769	1,596	1,484	140	163	144	1,909	1,759	1,628
計	22,530	21,787 (105)	21,071 (155)	1,259	1,573	1,329	26,144	24,103	22,400
子宮頸 がん	1,627	1,563	1,513	7	14	17	1,795	1,641	1,530
産婦	1,595	1,534	1,480	150	176	156	1,915	1,771	1,636

※（ ）内は、多胎妊婦用受診票交付件数再掲

○ 妊産婦健康診査受診票受診状況

(単位：件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	令和 2 年 2 月 ～ 3 年 1 月	令和 3 年 2 月 ～ 4 年 1 月	令和 4 年 2 月 ～ 5 年 1 月
妊婦 1 回目	1,620	1,570	1,501
妊婦 2 回目	1,587	1,526	1,469
妊婦 3 回目	1,563	1,511	1,436
妊婦 4 回目	1,613	1,537	1,453
妊婦 5 回目	1,571	1,462	1,381
妊婦 6 回目	1,544	1,475	1,390
妊婦 7 回目	1,516	1,445	1,305
妊婦 8 回目	1,611	1,509	1,412
妊婦 9 回目	1,455	1,391	1,216
妊婦 10 回目	1,443	1,396	1,278
妊婦 11 回目	1,338	1,196	1,078
妊婦 12 回目	1,363	1,284	1,194
妊婦 13 回目	1,086	965	843
妊婦 14 回目	749	652	563
計	20,059	18,919	17,519
子宮頸がん検診	1,614	1,559	1,492
産婦健診	1,506	1,380	1,334

○ 償還払い状況

(単位：件、回)

県外受診		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
妊婦健診	申請件数	192	171	171
	受診回数	974	897	807
子宮頸がん検診	申請件数	6	4	6
	受診回数	6	4	6
産婦健診	申請件数	144	131	119
	受診回数	144	131	119

(2) 妊婦歯科健康診査

目的：妊婦の歯科健康診査を行うことにより、妊娠や出産に影響を及ぼす歯科疾患の早期発見・早期対応及び、かかりつけの歯科医療機関を持つことを勧めます。

対象：安城市に住民登録のある妊婦

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんびよ」

内容：歯科健診及びブラッシング指導

○ 受診者数 (単位：人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	1,627	1,563	1,513
受診者数	863	847	742
受診率	53.0	54.2	49.0

○ 受診者状況 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
～11週	10	6	8
12～19週	217	207	167
20～27週	422	399	357
28週～	214	235	210
計	863	847	742

○ 判定 (単位：人、%)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
異常なし	51	5.9	63	7.4	62	8.4
要指導	240	27.8	236	27.9	165	22.2
要精密検査	572	66.3	548	64.7	515	69.4
計	863	100.0	847	100.0	742	100.0

(3) 乳児健康診査・新生児聴覚検査（母子保健法第13条）

ア 乳児健康診査・新生児聴覚検査

目的：乳児の健康保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図ります。

対象：安城市に住民登録のある1歳になる2日前までの乳児

（令和3年度から受診期限を1歳1か月になる前日までに変更）

※新生児聴覚検査は、生後1か月以内の乳児

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

内容：乳児健康診査2回分（生後1か月頃・6～10か月頃）・新生児聴覚検査1回分の助成、県外受診分も対象とする。

○ 受診票交付状況 （単位：枚）

	母子健康手帳と同時交付			その他(転入、再交付など)			計		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳児1回目	1,623	1,564	1,515	182	145	163	1,805	1,709	1,678
乳児2回目	1,560	1,486	1,428	342	297	341	1,902	1,783	1,769
新生児聴覚検査	1,623	1,564	1,515	201	131	154	1,824	1,695	1,669

○ 受診票利用状況 （単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	令和2年2月～3年1月	令和3年2月～4年1月	令和4年2月～5年1月
乳児1回目	1,523	1,384	1,361
乳児2回目	1,441	1,348	1,293
新生児聴覚検査	1,072	1,029	948

○ 償還払い状況（県外受診・助産院）（単位：件、回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳児健診	127	110	101
新生児聴覚検査	119	103	102

イ ちらしによる知識の普及啓発

目的：乳児健康診査受診票（2回目）を利用しての健診の受診勧奨

対象：安城市に住居登録のある生後7か月になる児

方法：受診勧奨のちらしとあわせて送付

内容：事故予防、離乳食から幼児食への移行、歯の手入れ

○送付状況（単位：回、人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
送付回数	12	12	12
送付数	1,675	1,572	1,525

（4）お口のリフレッシュケア

目的：歯科保健の意識の向上及び、かかりつけ歯科医の普及・定着を図ります。

対象：ここから利用券の交付を受けたもので、お口のリフレッシュケア利用日まで安城市に住居登録のある母（保護者）とその子

内容：口腔診査及び清掃方法の指導、歯科保健相談

母（保護者）へは、歯面への研磨（クリーニング）

子どもへは、希望者へフッ化物歯面塗布

経緯：令和3年度よりママケアは産婦歯科健康診査ケア開始のため終了

○ 利用状況（単位：枚）

区分	令和2年度	令和3年度
利用枚数	148	53
ベビーケア	67	53
ママケア	81	—

※令和3年度にて終了

(5) 産婦歯科健康診査ケア

目 的：口腔内診査により歯科疾病の早期発見・予防をするとともに、母親の口腔内環境を整え、子へのう蝕病原菌の早期伝播を予防するため、歯科保健の意識の向上及び、かかりつけ歯科医の普及・定着を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある産婦

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、個人通知にて受診勧奨(年12回実施)、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

内 容：口腔診査及び歯科医師又は歯科衛生士によるブラッシングとフロッシング、歯面への研磨(クリーニング)、歯科保健指導

○ 利用状況 (単位：人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者	1,653	1,551	1,434
受診者	193	653	627
受診率	11.7	42.1	43.7

4 乳幼児集団健診事業

(1) 4 か月児健康診査 (母子保健法第13条)

目的：生後4か月の時点において、保護者と成長発達を確認します。

また、育児不安に対して保護者の支援を行います。

対象：安城市に住民登録のある生後3か月半から6か月未満の児

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

日時：毎週水曜日 午後

内容：受付→集団指導※→身体計測→医師診察→保健指導・個別相談

※令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の対策のため集団指導を中止

従事者：医師、保健師、看護師、見守りボランティア

図書館情報館スタッフによるブックスタート事業を実施

コロナ禍における取組：令和2年4月に、国からの緊急事態宣言が発令されたため、一定の期間健診は中止としましたが、その後は、健診の目的を重視し、一層の感染予防対策に配慮し継続して実施。

○ 受診者数 (単位：回、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	45	45	42
対象者数	1,670	1,563	1,426
受診者数	1,646	1,542	1,449
受診率	98.6	98.7	101.6

○ 受診結果 (単位：人、%)

管理区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
医師総合判定	異常なし	1,370	1,264	1,235	
	異常なし率	83.2	82.0	85.2	
	既医療	67	72	61	
	要観察	3	13	2	
	要医療	0	0	0	
	内訳	精神面	0	0	0
		身体面	0	0	0
要精密		206	193	151	

○ 疾病分類における所見のある者の内訳

(単位：人)

疾 病 分 類		所見なし	所見あり
神経系	筋緊張	1,449	0
	反射	1,449	0
運動発達	定頸	1,448	1
	手の握り	1,448	1
	姿勢	1,449	0
精神発達	笑わない	1,449	0
	声が出ない	1,449	0
	視線が合わない	1,448	1
感覚器	追視	1,449	0
	聴覚異常	1,446	3
循環器	心音異常	1,444	5
消化器	腹部腫瘍	1,449	0
泌尿・生殖器	そけいヘルニア	1,447	2
	停留精巣※男児のみ	763	5
	仙骨皮膚洞・腫瘍	1,443	6
	外性器異常	1,449	0
股関節	股関節開排制限	1,330	119
皮 膚	血管腫	1,394	55
	湿疹	1,368	81
	被虐待跡	1,449	0

○ 保健指導支援

(単位：人)

子育て支援	子の要因		親、家庭 の要因	親子関係	授乳
	発達	その他			
支援不要	1,377	1,071	948	1,423	979
自ら対処可能	61	356	446	24	440
保健機関継続支援	8	4	35	0	30
機関連携支援	0	0	0	0	0
状況確認	3	18	20	2	

○ 紹介書交付状況及び受診結果 (単位：件、%)

区分		受診結果	率
紹介書交付件数		156	
異常なし		89	57.1
要観察		35	22.4
要医療		13	8.3
内 訳	精神面	0	
	身体面	13	
未受診		19	12.2

(令和5年4月21日現在)

○ 紹介書の内容

(単位：件)

内 容	件数	内 容	件数	内 容	件数
股関節	115	定額未	1	頭囲が小さい	1
体重増加不良	10	右鼠径ヘルニア	1	臍発赤・嘔吐	1
全身湿疹	7	鼠径ヘルニア疑い	1	背部黒色母斑	1
乾燥性湿疹	1	首が傾いている	1	眼振	1
右精巣触知出来ず	1	手・足・耳右の方が大きい	1	斜頸疑い	1
左停留精巣疑い	1	青色斑	1	嘔吐	1
左睾丸非触知	1	腰仙骨部皮膚洞	1		
左目内斜視疑い	4	左前額部色素斑	1		
定額不安定	1	右足底かかと部分膨らみ	1	計	156

(2) 1歳6か月児健康診査 (母子保健法第12条)

目 的：1歳6か月の時点において、保護者と成長発達を確認します。

また、発達に伴う問題や不安に対して保護者の支援を行います。

対 象：安城市に住民登録のある1歳6か月から2歳未満の児

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

日 時：毎週金曜日 午後

内 容：受付→集団指導※→問診及び保健指導→歯科健診→身体計測→

医師診察→フッ化物塗布→栄養相談・心理相談・保健相談

※令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の対策のため集団指導を中止

従 事 者：医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、看護師、臨床心

理士、子育て支援アドバイザー、見守りボランティア

コロナ禍における取組：令和2年4月に、国からの緊急事態宣言が発令されたた

め、一定の期間健診は中止としましたが、その後は、健診の目的を重視し、一層の感染予防対策に配慮し継続して実施。

○ 受診者数 (単位：回、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	43	45	42
対象者数	1,757	1,609	1,517
受診者数	1,728	1,600	1,515
受診率	98.3	99.4	99.9

○ 歯科健診結果 (受診者数 1,515 人) (単位：人、%、本)

区分	う蝕罹患型						う歯の本数	その他の要経過観察			
	う蝕なし		う蝕あり			A B C 型 計		歯垢の付着	歯列咬合	軟組織異常	その他
	O ₁ 型	O ₂ 型	A型	B型	C型						
人数	608	893	10	2	2	14	46	20	154	126	128
率	40.1	59.0	0.7	0.1	0.1	0.9	—	1.3	10.2	8.3	8.4

○ 歯科医判定 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
問題なし	1,261	1,215	1,106
要指導	6	6	3
要経過観察	443	369	391
要治療	18	10	15
計	1,728	1,600	1,515

○ フッ化物塗布 (単位：人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施人数	1,314	1,225	1,161
実施率	76.0	76.6	76.6

○ う蝕有病者状況

(単位：人、%、本)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
う蝕有病者数	17	11	14
う蝕有病率	0.98	0.69	0.92
う歯総数	50	26	46
1人平均う歯数	0.03	0.02	0.03
う蝕有病者1人平均う歯数	2.9	2.4	3.3

○ 健康診査結果

(単位：人、%)

管理区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
医師総合判定	異常なし	1,021	1,067	1,114	
	異常なし率	59.1	61.0	73.5	
	既医療	15	21	30	
	要観察	645	623	332	
	要医療	5	1	4	
	内訳	精神面	0	0	0
		身体面	1	5	4
	要精密	42	38	35	

○ 疾病分類における所見のある者の内訳

(単位：人)

	疾病分類	所見なし	所見あり		疾病分類	所見なし	所見あり
運動発達	歩行の遅れ	1,487	28	感覚器	斜視	1,514	1
	胸郭・脊柱の変形	1,514	0		聴覚障害	1,513	1
	歩容	1,515	0	消化器	腹部腫瘍	1,515	0
	O脚	1,515	0		臍ヘルニア	1,504	11
	手の使い方が未熟	1,497	18	泌尿生殖器	停留精巣 ※男児のみ	723	8
発語の遅れ	1,305	210	そけいヘルニア		1,515	0	
精神発達	視線が合わない	1,484	31	皮膚	アトピー性皮膚炎	1,507	8
	指示理解の遅れ	1,437	78		被虐待跡	1,515	0
	多動	1,438	77				

○ 保健指導支援

(単位：人)

子育て支援	子の要因		親、家庭の要因	親子関係
	発達	その他		
支援不要	632	1,309	172	1,504
自ら対処可能	257	202	1,317	10
保健機関継続支援	230	3	18	1
機関連携支援	2	0	1	0
状況確認	394	1	7	0

○ 紹介書交付状況及び受診結果

(単位：件、%)

区分		受診結果	率
紹介書交付件数		35	
異常なし		8	22.9
要観察		15	42.9
要医療		7	20.0
内 訳	精神面	0	
	身体面	7	
未受診		5	14.3

(令和5年4月19日現在)

○ 紹介書の内容

(単位：件)

内 容	件数	内 容	件数
未歩行	5	陰唇癒着	1
未歩行・有意語なし	1	頭囲拡大	6
未歩行・大泉門軽度開大	1	発育遅滞	1
歩行の遅れ	1	発語なし・落ち着きなし	1
うちわ歩行	1	右腕に硬結あり	1
よく転倒する	1	左腕に母斑あり	1
外反扁平疑い	1	左を見るときに左目が正しく動かない	1
右陰嚢水腫	2	母指背反屈が大きい	1
移動性精巣疑い	1	頭髪の一部に脱毛、痛みあり	1
右精巣不触	1	便秘	1
包茎	1	右耳腫瘤	1
小陰唇癒着	1	臍ヘルニア	1
外陰唇癒着	1	計	35

(3) ちらしによる知識の普及啓発（1歳6か月児歯科健診事後指導）

対 象：1歳6か月児歯科健康診査受診時とう蝕罹患型がO₂型判定だった児

方 法：健診受診3か月後にう蝕予防のちらしを送付

○ 年次別状況 (単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
送付回数	10	12	12
送付数	1,017	982	881

(4) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

目 的：3歳の時点において、保護者と成長発達を確認します。

また、発達に伴う問題や不安に対して保護者の支援を行います。

対 象：安城市に住民登録のある満3歳から4歳未満の児

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

日 時：毎週木曜日 午後

内 容：受付→集団指導※→問診及び保健指導→歯科健診→身体計測→

医師診察→フッ化物塗布→栄養相談・心理相談・保健相談

※令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の対策のため集団指導を中止

従 事 者：医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、看護師、臨床心理士、子育て支援協力員、見守りボランティア

コロナ禍における取組：令和2年4月に、国からの緊急事態宣言が発令されたため、一定の期間健診は中止としましたが、その後は、健診の目的を重視し、一層の感染予防対策に配慮し継続して実施しています。

○ 受診者数 (単位：回、人、%)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	42	46	43
対象者	1,788	1,711	1,633
受診者数	1,832	1,705	1,645
受診率	102.5	99.6	100.7

○ 歯科健診結果（受診者数 1,645 人）（単位：人、%、本）

区分	う蝕罹患型						う蝕の本数	その他の要経過観察		
	う蝕なし	う蝕あり				A B C 型 計		指しゃぶり	歯列咬合	その他 (うち軟組織異常)
		O型	A型	B型	C1型					
人数	1,555	61	22	1	6	90	289	87	327	234 (64)
率	94.5	3.7	1.3	0.1	0.4	5.5	—	5.3	19.9	14.2

○ 歯科医判定（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
問題なし	1,210	1,017	1,039
要指導	(既医療) 4	3	1
要経過観察	467	579	518
要治療	151	106	87
計	1,832	1,705	1,645

○ フッ化物塗布（単位：人、%）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施人数	1,058	915	892
実施率	57.8	53.7	54.2

○ う蝕有病者状況（単位：人、%、本）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
う蝕有病者数	153	119	90
う蝕有病率	8.4	7.0	5.5
う蝕総数	606	439	289
1人平均う蝕数	0.3	0.3	0.2
う蝕有病者1人平均う蝕数	4.0	3.7	3.2

○ 健康診査結果

(単位：人、%)

管 理 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
医 師 総 合 判 定	異常なし	1,180	1,054	1,007	
	異常なし率	64.4	61.8	61.2	
	既医療	40	39	80	
	要観察	356	286	238	
	要医療	2	1	1	
	内 訳	精神面	0	0	0
		身体面	2	1	1
	要精密	254	325	319	

○ 疾病分類における所見のある者の内訳 (単位：人)

	疾病分類	所見なし	所見あり	所見あり内訳		
運動発達	胸郭・脊柱の変形	1,641	4			
	歩容	1,642	3			
	O脚	1,645	0			
	母指と示指で輪ができない	1,537	59			
精神発達	発語の遅れ	1,522	123			
	視線が合わない	1,608	37			
	指示理解の遅れ	1,558	87			
	多動	1,599	46			
	吃音	1,643	2			
皮膚	アトピー性皮膚炎	1,617	28			
	被虐待跡	1,645	0			
感覚器	視覚異常	1,380	265	管理中	異常の疑いあり	
				12	253	
	聴覚異常	1,485	160	主治医管理	異常の疑い(滲出性中耳炎等)	異常の疑い(難聴等)
				2	0	158

○ 保健指導支援 (単位：人)

子育て支援	子の要因		親、家庭の要因	親子関係
	発達	その他		
支援不要	1,158	1,453	589	1,623
自ら対処可能	434	187	1,039	20
保健機関継続支援	41	3	9	1
機関連携支援	8	0	1	0
状況確認	4	2	7	1

○ 紹介書交付状況及び受診結果 (単位：件、%)

区分		受診結果	率
紹介書交付件数		352	
異常なし		97	27.6
要観察		118	33.5
要医療		37	10.5
内 訳	精神面	6	
	身体面	31	
未受診		100	28.4

(令和5年5月8日現在)

○ 紹介書の内容

(単位：件)

内 容		件数	内 容		件数
眼	目が寄ることがある	8	その他所見	低身長・低体重・突発ポリープ	1
	目が外や上にずれることがある	3		低体重	1
	テレビを見るときに離れると見にくい	3		停留精巣疑い	3
	ものを見るときに顔をしかめたり横目で見る	16		停留性睾丸疑い	1
	明るい戸外で片目をつぶる	12		左停留睾丸	1
	まぶたが下がっている	3		右停留睾丸	1
	黒目の大きさが左右で違う	1		移動性睾丸疑い	3
	視力検査をしたが見えなかった	36		左移動性睾丸	1
	測定機器(スポットビジョンスクリーナー)の結果で、目の精密検査が推奨された	52		左移動性睾丸疑い	1
	その他	4		精巣触知しない	1
聴覚	ことばの遅れや発音の心配がある	67	X脚	2	
	三語文が話せない	4	X脚・すぐ転ぶ	1	
	耳の聞こえが悪いように思ったことがある	7	外反足	1	
	指こすりによる聞こえの検査をしたが、できなかった	27	歩き始めからつま先立ち	1	
	ささやき声による聞こえの検査をしたが、できなかった	17	歩容異常	1	
	その他	1	足関節柔らかい	1	
その他所見	言葉の出が悪い	23	頭囲拡大	8	
	言葉の遅れ	3	頭囲小さい・低体重	1	
	言葉の遅れ・視線が合わない・指示理解の遅れ	1	脈が飛ぶ	1	
	発語の遅れ・視線が合わない	1	左口蓋垂の横にのう胞	1	
	違う言葉が出る	1	背部腫瘤	1	
	会話が上手く成り立たない	1	左右骨格差	1	
	多動性	1	右鼠径ヘルニア疑い	1	
	指示が入りにくい	1	両手第五指変形	1	
	多動・指示理解の遅れ	1	アデノイド肥大	1	
	発達確認	1	左腰白斑	1	
	内気すぎる	1	アトピー性皮膚炎	1	
	低身長	10	頭部脂腺母斑疑い	1	
	低身長・低体重	5			
	低身長・低体重・言葉の遅れ	1	計	352	

(5) 乳幼児健診未受診対策

(母子保健法第5条、第12条、13条及び児童虐待の防止等に関する法律第4条)

- 目的：乳幼児健診未受診児の状況を確認し、虐待や発達の遅れ等の早期発見を行い、支援につなげます。
- 対象：乳幼児健診（4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）の案内及び勧奨を一定期間実施したが、連絡がとれず受診しない児
- | | |
|----------|--------------------|
| 4か月児健診 | 令和3年8月から令和4年7月生まれ |
| 1歳6か月児健診 | 令和2年3月から令和3年2月生まれ |
| 3歳児健診 | 平成30年9月から令和元年8月生まれ |
- 方法：受診予定日に受診がない場合には、手紙で勧奨を2回行い、その後に地区担当保健師による勧奨電話もしくは訪問を2回程度行います。受診がない場合には、「居住実態が把握できていない児童リスト」へ載せ、調査依頼及び確認を行い、就園が確認できれば保育課を通じて、園から受診意向を確認し、受診できなければ園で発達状況を確認します。
- また、就園が確認できない場合は民生委員・児童委員に在宅時間の調査を依頼し、把握できた時間帯に再度保健師が訪問し、受診意向を確認、受診できない場合には、保健師が発達状況を確認します。まったく連絡が取れない場合には実務者会議にて今後の把握方法について検討します。

ア 4か月児健康診査

○ 実施結果

(単位：人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
未受診対策対象者数	8	7	6
状況把握者数	7	7	6
未受診把握率	87.5	100	100

○ 状況把握方法と把握数内訳

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
状況把握	受診	異常なし	4	4	6
		発達フォロー	0	0	0
	面接・訪問にて確認	問題なし	3	3	0
		発達フォロー	0	0	0
	園で確認	問題なし	0	0	0
		発達フォロー	0	0	0
児の目視済（受診勧奨中）		0	0	0	
未把握	転 出		0	0	0
	入院中		0	0	0
	外国在住等		1	0	0
	児の目視未（受診勧奨中）		0	0	0
計		8	7	6	

イ 1歳6か月児健康診査

○ 実施結果

(単位：人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
未受診対策対象者数	32	19	21
状況把握者数	25	18	17
未受診把握率	78.1	94.7	81.0

○ 状況把握方法と把握数内訳

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
状況把握	受診	異常なし	12	5	7
		発達フォロー	5	6	8
	他市受診		1	0	0
	面接・訪問にて確認	問題なし	4	4	1
		発達フォロー	1	2	1
	園で確認	問題なし	1	1	0
		発達フォロー	1	0	0
児の目視済（受診勧奨中）		0	0	0	
未把握	転 出		2	1	3
	入院中		0	0	0
	外国在住等		5	0	1
	児の目視未（受診勧奨中）		0	0	0
計		32	19	21	

ウ 3歳児健康診査

○ 実施結果

(単位：人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
未受診対策対象者数	47	27	43
状況把握者数	41	25	37
把握率	87.2	92.6	86.0

○ 状況把握方法と把握数内訳

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
状況把握	受診	異常なし	27	15	25
		発達フォロー	7	3	4
		既医療	0	2	0
	面接・訪問にて確認	問題なし	4	5	3
		発達フォロー	1	0	1
	園で確認	問題なし	1	0	2
		発達フォロー	1	0	0
	児の目視済（未受診）		0	0	1
	児の目視済（受診勧奨中）		0	0	1
	未把握	転出	3	1	3
外国在住等		3	1	2	
児の目視未（居住実態確認中）		0	0	1	
計		47	27	43	

(6) 発達心理相談 (母子保健法第10条)

目的：1歳6か月児健診や3歳児健診にて発達フォローが必要と判断された幼児や、親から相談のあった幼児の精神発達面の個別相談を行います。

日時：概ね月曜日・火曜日（午前、午後、1日）、毎週木・金曜日（午前）

従事者：臨床心理士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	184	174	171
参加延人数	310	300	293

(7) 2歳児アンケート (母子保健法第10条)

目的：1歳6か月児健診にて2歳時の発達確認が必要と判断された児に、郵送によるアンケートを行い、発達状況の確認を行います。

○ 実施状況 (単位：人、%)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アンケート送付人数	484	473	480
2歳児の状況把握率	98.3	98.5	97.1

5 赤ちゃん訪問事業

(1) こんにちは 赤ちゃん訪問 (児童福祉法第21条の10の2)

目的：育児不安が高まる出産後間もない時期に赤ちゃん訪問を行うことにより、育児不安の軽減及び育児の孤立の防止を図るとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供を行います。

対象：安城市に住民登録のある生後4か月を迎えるまでの乳児を養育する家庭

周知方法：母子健康手帳交付時に案内を配付、出産後に案内を送付

従事者：保健師、看護師

○ 実施状況 (単位：件、%)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象家庭数	1,683	1,514	1,500
訪問家庭数	1,671	1,503	1,496
実施率	99.3	99.3	99.7

※母子保健法第11条「新生児の訪問指導」及び同法第17条「妊産婦の訪問指導」同法第18条「低体重児の届出」、同法第19条「未熟児の訪問指導」を兼ねる

(2) 養育支援訪問 (児童福祉法第21条の10の2)

目的：養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する助言指導等を行う養育支援訪問事業を実施することにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象：安城市に住民登録のある以下の家庭の児童及び養育者
若年の妊娠、望まない妊娠等により妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

出産後おおむね1年までの養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し強い不安、孤立感等を抱える家庭

従事者：保健師

○ 実施状況 (単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象家庭数	25	23	18
延べ訪問数	59	59	43

※母子保健法第11条「新生児の訪問指導」及び同法第17条「妊産婦の訪問指導」を兼ねる

(3) 妊産婦・乳幼児等訪問指導（母子保健法第9条、第10条、第17条）

目的：要支援家庭へ訪問指導を行うことにより、不安の軽減や解消を図り、健やかな妊娠・出産、育児とともに児の発育・発達を支援します。

対象：安城市に住民登録のある育児支援や保健指導を必要とする妊産婦、乳幼児及び養育者

従事者：保健師

○ 実施状況 (単位:人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊産婦		1,631 (1,578)	1,524 (1,466)	1,460 (1,401)
乳 児	4か月児健診事後	14 (6)	10 (7)	7 (6)
	4か月児健診未受診	20 (13)	8 (3)	4 (4)
	その他	58 (34)	70 (36)	70 (30)
幼 児	1歳6か月児事後	23 (20)	35 (30)	23 (22)
	1歳6か月児健診未受診	54 (35)	24 (20)	30 (21)
	3歳児健診事後	8 (4)	10 (7)	4 (3)
	3歳児健診未受診	75 (53)	66 (39)	64 (37)
	その他	46 (21)	34 (24)	85 (47)
その他		25 (18)	19 (10)	16 (7)
計		1,954 (1,782)	1,801 (1,642)	1,766 (1,579)
不在		188	152	226

※ () 内は実数

(4) 未熟児訪問指導（母子保健法第19条）

目的：未熟な状態で出生した児の家庭へ訪問指導を行い、育児の不安や悩みの軽減を図るとともに未熟児の成長・発達を支援します。

対象：低体重児のうち、出生体重が2,000g未満の未熟児を養育する家庭（こんにちは赤ちゃん訪問を兼ねる）

従事者：保健師

○ 実施状況 (単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
低体重児出生数 (2,500g未満)	146	140	126
低体重児届出数 (2,500g未満)	140	135	120
延べ訪問数 (2,000g未満)	18	22	14

※延べ訪問数は、こんにちは赤ちゃん訪問再掲

(5) 助産師訪問指導 (母子保健法第11条、第17条)

目 的：助産師が訪問指導により、産褥に伴う心身の健康管理や育児に関する助言指導を行い、産婦及び乳児を支援します。

対 象：助産師による助言指導を必要とする安城市に住民登録のある産婦、乳児

内 容：市内産婦人科・助産院の助産師が、訪問指導を実施

○ 実施状況 (単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施家庭数	47	47	33

参 考：訪問指導全数 (単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問件数	3,642	3,399	3,280

6 不妊症治療支援事業

(1) 不妊治療等助成事業

目的：不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、次世代育成の支援を図ります。

対象者：夫又は妻のいずれかが安城市に住民登録のある法律上の夫婦（同一世帯で事実上婚姻関係にある男女を含む）で、医療保険各法による被保険者若しくはその被扶養者

対象年齢：妻の年齢が43歳未満（不妊治療を開始した時点）

助成対象：不妊検査・一般不妊治療にかかる自己負担額（医療保険適用外含む）、治療の効果を確認するための検査

助成額：1夫婦1年度（1年度は3月受診分から翌年2月受診分まで）につき、自己負担額の2分の1で上限額が5万円

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、医療機関に案内配布

○ 支給状況（単位：件）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数		331	352	276
妊娠の有無	有	100	92	84
	無	213	260	192
	不明	18	0	0
人工授精の有無	有	216	205	169
	無	115	147	107

7 母子保健協力事業

(1) 母子保健協力事業

ア 1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）

対象：1歳6か月児健診及び発達心理相談において、ことばや発達の遅れ、育児不安等のある親子

実施主体：子ども発達支援課

場所：子ども発達支援センターあんステップ♪

協力従事者：保健師1名

イ 療育指導

対 象：発達に何らかの偏りや心配のある子どもとその保護者

実施主体：子ども発達支援課

場 所：子ども発達支援センターあんステップ♪

協力従事者：保健師 1 名（ケース紹介時等）

ウ 2 歳児の歯科健診及びフッ化物塗布

対 象：2 歳児（令和 2 年 2 月～令和 3 年 1 月生まれ）

実施期間：令和 4 年 5 月・8 月・11 月・令和 5 年 1 月（各回 1 か月間）

実施主体：安城市歯科医師会

場 所：各歯科医院

内 容：歯科健診や歯科相談、希望者へフッ化物塗布

2 歳児の歯科健診及びフッ化物塗布の経過

年次	経過
令和元年度まで	年 2 回保健センターにて集団形式で実施
令和 2 年度から	新型コロナウイルス感染症のため、歯科医院にて個別形式へ実施方法を見直して実施
令和 4 年度から	実施回数を年 4 回に見直して実施

（単位：人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受診者数（春）	中止	46	318
受診者数（秋）	547	129	

8 お誕生記念ここから健康事業（再掲）

目 的：安城市で生まれ育つ乳児とその母親へ祝福と歓迎の意を表し、また安心して産み育てられる環境の整備を進めるため、健康意識の向上に役立つサービスを提供します。

内 容：選択サービス（ここから利用券によるサービス）

A コース お口のリフレッシュケア（28 頁参照）

B コース こころとからだのリフレッシュ（14 頁参照）

C コース 助産師ケア（14 頁参照）

○ 選択サービス（A～Cコースのうちから選択）（単位：枚）

区分	令和2年度	令和3年度
Aコースお口のリフレッシュケア	148	53
Bコースこころとからだのリフレッシュ	979	450
Cコース助産師ケア	234	54

※令和3年度にて終了

業 事 防 予 Ⅲ

Ⅲ 予防事業

1 予防接種事業（定期の予防接種）

目的：伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図ります。

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト掲載

対象：

A類疾病

対象疾病	接種法定対象年齢		通知時期	実施時期
ロタウイルス感染症	出生6週～24週または 出生6週～32週		生後2か月頃	通年
H i b感染症	生後2か月～5歳未満		生後2か月頃	通年
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月～5歳未満		生後2か月頃	通年
B型肝炎	1歳未満		生後2か月頃	通年
急性灰白髄炎（ポリオ）	生後3か月～7歳6か月未満 （令和5年度より生後2か月～7歳6か月未満）		生後2～3か月 （令和5年度より生後2か月）	通年
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎（ポリオ）	1期 初回	生後3か月～7歳6か月未満 （令和5年度より生後2か月 ～7歳6か月未満）	生後3か月頃 （令和5年度より生後2か月頃）	通年
	1期 追加		1期初回3回目終了から およそ1年後	
ジフテリア 破傷風	2期	11・12歳	小学6年生	
結核	生後12か月未満		生後3か月頃 （令和5年度より生後2か月頃）	通年
麻疹 風しん	1期	生後12か月～2歳未満	1歳ごろ	通年
	2期	小学校就学前の1年間	幼稚園・保育園の年長児	
日本脳炎	1期	・生後6か月～7歳6か月未満 ・9歳～13歳未満※1 ・20歳未満※2	3歳1か月 随時（特例対象の希望者）	通年
	2期	・9歳～13歳未満 ・9歳～20歳未満※2	小学4年生 随時（特例対象の希望者）	
ヒパヒローウイルス感染症	・小学6年生に相当する年齢 ～高校1年生に相当する年齢の女性 ・平成9年度～平成18年度生まれの女性※3		中学1年生※4	通年
水痘	生後12か月～3歳未満		1歳ごろ	通年
風しん	5期	S37.4.2～S54.4.1生の男性	4月	通年

※1 平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの者

※2 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの者

※3 積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方は、令和7年3月末まで定期接種の対象者に含める。

※4 平成25年6月14日より積極的勧奨（個人通知）を差し控えていたが、令和4年度から再開する。

B類疾病

対象疾病	接種法定対象年齢	通知時期	実施時期
季節性インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害を有する身体障害者手帳一級程度の者 	9月	10～1月
高齢者の肺炎球菌感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害を有する身体障害者手帳一級程度の者 ・70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者 ※1 	4月	通年

※1 令和6年3月31日までの経過措置。

（1）予防接種実施状況

ア ロタウイルス感染症 (単位：人)

年 度	被接種者数		
	1回目	2回目	3回目
令和2年度	802	654	78
令和3年度	1,518	1,512	274
令和4年度	1,423	1,433	241

※令和2年10月から定期の予防接種となる。

イ Hib感染症 (単位：人)

年 度	被接種者数			
	1回目	2回目	3回目	4回目
令和2年度	1,701	1,725	1,742	1,935
令和3年度	1,535	1,531	1,541	1,534
令和4年度	1,441	1,462	1,467	1,438

※接種開始が生後7月未満の場合のみ4回接種

ウ 小児の肺炎球菌感染症 (単位：人)

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
令和 2 年度	1,699	1,696	1,676	1,757
令和 3 年度	1,534	1,538	1,542	1,529
令和 4 年度	1,447	1,461	1,464	1,446

※接種開始が生後 7 月未満の場合のみ 4 回接種

エ 急性灰白髄炎 (単位：人)

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
令和 2 年度	0	0	1	8
令和 3 年度	0	0	0	2
令和 4 年度	0	0	0	1

オ ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎 (D P T - I P V (四種混合))

(単位：人)

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	追加
令和 2 年度	1,696	1,674	1,669	1,830
令和 3 年度	1,531	1,560	1,587	1,544
令和 4 年度	1,468	1,453	1,481	1,380

カ ジフテリア・破傷風（D T（二種混合））（単位：人）

年 度	被接種者数
令和2年度	1,731
令和3年度	1,582
令和4年度	1,496

キ 結核（B C G）（単位：人）

年 度	被接種者数
令和2年度	1,650
令和3年度	1,571
令和4年度	1,469

ク 麻しん風しん混合（単位：人、％）

年 度	区 分	対象者数	被接種者数			接種率
			麻しん風 しん混合	麻しん ※過去に風 しんに罹患	風しん ※過去に麻 しんに罹患	
令和2年度	1期	1,839	1,718	0	0	93.4
	2期	1,879	1,808	0	0	96.2
令和3年度	1期	1,623	1,518	0	0	93.5
	2期	1,775	1,647	0	0	92.8
令和4年度	1期	1,520	1,435	0	0	94.4
	2期	1,818	1,684	0	0	92.6

ケ 日本脳炎

(単位：人)

年 度	被接種者数			
	初回 1 回目	初回 2 回目	追加	2 期
令和 2 年度	1,932	2,045	1,782	2,398
令和 3 年度	1,503	1,491	845	758
令和 4 年度	1,590	1,569	2,121	2,105

コ ヒトパピローマウイルス感染症

(単位：人)

年 度	被接種者数		
	1 回目	2 回目	3 回目
令和 2 年度	72	33	21
令和 3 年度	170	177	141
令和 4 年度	896	758	491

サ 水痘

(単位：人)

年 度	被接種者数	
	1 回目	2 回目
令和 2 年度	1,771	1,790
令和 3 年度	1,634	1,713
令和 4 年度	1,440	1,277

シ B型肝炎

(単位：人)

年 度	被接種者数		
	1 回目	2 回目	3 回目
令和 2 年度	1,684	1,690	1,652
令和 3 年度	1,538	1,528	1,509
令和 4 年度	1,432	1,458	1,449

ス 風しん（5期）

（単位：人）

年 度	抗体検査者数	被接種者数
令和2年度	3,508	646
令和3年度	1,636	254
令和4年度	405	96

セ 季節性インフルエンザ（65歳以上の者等）

（単位：人、%）

年 度	被接種者数
令和2年度	29,216
令和3年度	25,884
令和4年度	27,848

ソ 高齢者の肺炎球菌感染症（65歳以上の者等）

（単位：人）

年 度	被接種者数
令和2年度	1,362
令和3年度	1,279
令和4年度	1,103

2 予防接種費用一部助成事業

(1) 子どもインフルエンザ予防接種支援

目的：1歳から18歳までの方に対して、インフルエンザ流行の予防を図ります。

経緯：平成23年10月から季節性インフルエンザワクチン接種費用の一部助成を開始

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト掲載

助成金額：1,000円/回

助成回数：2回/1歳～小学生、1回/中学生～高校3年生（18歳相当）

○ 予防接種実施状況 (単位：人、回、%)

年 度	年齢区分	延べ接種回数
令和2年度	1歳～小学生	24,629
	中学生～高校3年生相当	4,854
令和3年度	1歳～小学生	18,733
	中学生～高校3年生相当	3,175
令和4年度	1歳～小学生	16,598
	中学生～高校3年生相当	3,175

(2) 風しん抗体検査及び予防接種支援

目的：成人を中心とした風しんの流行により妊婦が感染し、出生児に先天性風疹症候群と総称される障害を引き起こすことの予防を図ります。

経緯：平成25年7月から風しん予防接種費用の一部助成を開始。平成27年4月から対象者を拡大し、出産経験のある女性や妊娠を希望する女性の夫及び妊婦の夫を対象（事実婚含む）に追加。また、風しん抗体検査費用についても一部助成を実施。

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイト掲載

助成金額：抗体検査・予防接種 上限 各5,000円/回

○ 予防接種実施状況 (単位：人)

年 度	申請者数	(再掲)	
		抗体検査	予防接種
令和2年度	249	159	153
令和3年度	183	126	103
令和4年度	185	102	143

(3) ヒトパピローマウイルス感染症任意接種費用助成金支給

目 的：積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃し、定期の予防接種の対象年齢を過ぎて任意で予防接種を受けた方に対して、接種費用を支給します。

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイト掲載

助成金額：領収書があり支払った金額が確認できる場合は、接種費用。支払った金額が確認できない場合は、16,000円/回。(上限3回)

○ 予防接種実施状況 (単位：人)

年 度	申請者数
令和4年度	11

(4) ロタウイルス予防接種支援

目 的：ロタウイルス胃腸炎の重症化の予防を図ります。

経 緯：平成25年7月からロタウイルス予防接種費用の一部助成を開始。令和2年10月から定期予防接種となり終了。

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト掲載

助成金額：1価ワクチン4,500円/回、5価ワクチン3,000円/回

助成回数：1価ワクチン2回、5価ワクチン3回

○ 予防接種実施状況 (単位：回)

年 度	延べ接種回数
令和2年度	1,958

(5) 特別の理由による任意予防接種支援

経緯：平成30年度から、骨髄移植手術等により定期予防接種で得た免疫を失った子どもの再接種費用の助成を開始。

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイト掲載

助成金額：予防接種の種類に応じ、一般社団法人安城市医師会と契約している定期予防接種業務委託料の額を上限とする。

○ 予防接種実施状況 (単位：人、回)

年 度	被接種者数	延べ接種回数
令和2年度	2	2
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0

3 予防接種特別事業

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

目的：新型コロナウイルス感染症の感染、発症、重症化等を予防し、感染症のまん延の防止を図ります。

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト掲載、市公式SNS

対象：生後6か月以上

○ 予防接種実施状況 (単位：人)

接種回数	接種人数 (延べ)
1回目接種	150,640
2回目接種	150,032
3回目接種	119,891
4回目接種	70,481
5回目接種	32,439

※令和5年3月31日現在 (令和5年4月30日VRS調べ)

○ 集団接種実施状況 (単位：回、人)

年度	実施回数	接種実人数
令和3年度	180	64,644
令和4年度	91	22,164

○ 沿革

年次	内容
令和3年3月	新型コロナウイルスワクチン初回(1, 2回目)接種開始
3年4月	高齢者施設への新型コロナウイルスワクチン初回(1, 2回目)接種開始
3年5月	個別接種医療機関での新型コロナウイルスワクチン初回(1, 2回目)接種開始
3年6月	集団接種での新型コロナウイルスワクチン初回(1, 2回目)接種開始
3年12月	新型コロナウイルスワクチン追加(3回目)接種開始
4年2月	集団接種での新型コロナウイルスワクチン追加(3回目)接種開始
4年6月	新型コロナウイルスワクチン追加(4回目)接種開始
4年10月	新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチン接種開始
4年11月	集団接種での新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチン接種開始

4 予防接種事業の経緯

年次	制度改正等	市の対応等
昭和 23年 7月	予防接種法施行	
26年 4月	結核予防法施行	
36年	生ポリオワクチン導入	
39年	ポリオ 定期接種開始	
43年 4月	三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風) 定期接種開始	
49年	ツベルクリン反応検査陰性者のみに BCG を実施。4歳になるまでに初回接種、以降、小学1年・中学2年時に実施(結核予防法改正)	
50年 2月	百日せきを含むワクチンの一時中止	
51年 2月	二種混合 3期(就学前の子に実施)を中止。小学校卒業前6か月以内に実施していた4期が3期となる	
6月	予防接種による健康被害について法的救済制度創設 種痘 の定期接種が事実上中止(予防接種法改正)	
52年 4月	風しん 定期接種開始	風しん 中学2年生女子及び前年度の未接種者に実施
53年 4月	麻しん 定期接種開始(1~5歳児対象) 三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風) 再開	三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風) 集団接種の開始年齢を2歳以降とし再開。
56年 8月	三種混合 新三種混合ワクチンに切り替え 二種混合 3期が2期となる	
59年	BCG 接種対象を中学2年から中学1年に引き下げ	
63年 5月		予防接種業務電算処理開始
平成 元年 4月	MMR (麻しん、おたふくかぜ、風しん) 接種開始	
2年 1月	MMR 副反応等の問題により、一時中止	MMR 医師会等関係機関と協議し、麻しん単味ワクチンに切り替え

年次	制度改正等	市の対応等
平成 2年 9月		MMR 希望者にのみ個別接種で再開
4年 4月		MMR 通知書兼問診票に保護者の希望に関する文章を作成
5年 5月	<p>MMR 平成 5年 4月に厚生省及び県衛生部から通知があり、医師会等と協議し、当面接種を見合わせ</p> <p>BCG 小中学生について、エックス線間接撮影を廃止し、必要と認める者に対し、精密検査を実施</p>	
6年 10月	<p>義務接種から保護者が正しく理解したうえでの努力義務となり、対象年齢も改正。接種の方法として健康状態を診断するのに、問診、検温及び診察を行い、より安全で慎重な接種体制に整備（個別接種の推奨）</p> <p>三種混合、ポリオ、麻しん、風しん 対象年齢を7歳6か月に引き上げ</p> <p>風しん 対象者が、男女となる。</p> <p>日本脳炎 定期接種となる。1期（初回・追加）を7歳6か月までに、2期を9～12歳（小学4年生）、3期を14・15歳（中学3年生に）に接種することになる。</p> <p>ツベルクリン反応検査、BCG 予防接種法に準じて実施することになる。（予防接種法改正）</p>	<p>風しん昭和54年4月2日～昭和62年10月1日までの間に生まれた者（未接種者）について、平成15年9月30日までの間、経過措置を実施</p> <p>日本脳炎平成7、8年度は小・中学校への接種は行わず、未接種者にのみ実施</p>
7年 4月	ツベルクリン反応判読基準の変更。発赤9mm以下を陰性として扱うことになる。（結核予防法改正）	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 9 年 4 月		麻しん、風しん医療機関での個別接種開始
10 年 4 月		三種混合個別接種開始
12 年 4 月		日本脳炎 1 期個別接種開始
13 年 11 月	インフルエンザが二類疾病に分類され、一部公費負担により 高齢者のインフルエンザ 定期接種を実施。(予防接種法改正)	
15 年 4 月	小・中学校におけるツベルクリン反応・ BCG 廃止。(結核予防法改正)	
16 年 10 月	平成 17 年 4 月からツベルクリン反応検査廃止。 BCG を生後 6 か月に達するまでに実施することになる。(結核予防法改正)	BCG 平成 16 年度は、集団日程の追加及び 4 歳未満の未接種者への接種勧奨を実施。
17 年 4 月		BCG 個別接種(ハイリスク児対象)開始。集団接種を併用
5 月	日本脳炎 ワクチンと重症 ADEM(急性散在性脳脊髄炎)発症との因果関係が否定出来ないことから、厚生労働省より日本脳炎予防接種の差し控え勧告	日本脳炎 個人通知を中止
7 月	日本脳炎 3 期が廃止。(予防接種法施行令改正) 二種混合(1 期) 定期接種から任意接種になる。	
18 年 4 月	麻しん予防接種、風しん予防接種が 麻しん風しん混合 ワクチンによる接種に変更になり、接種回数が 2 回(1・2 期)となる。経過措置として、平成 18 年度は単抗原ワクチン(麻しんワクチン・風しんワクチン)による接種も実施。(予防接種法施行令改正)	日本脳炎 2 期個別接種開始
19 年 3 月	結核予防法廃止。4 月から、 BCG が予防接種法の定期予防接種となる。	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 20 年 4 月	<p>二種混合（1期） 任意接種から定期接種となる。また、百日せきに罹患した子への混合ワクチン（三種混合ワクチン及び二種混合ワクチン）の使用が可能となる。（予防接種実施規則改正）</p> <p>麻しん風しん混合 平成19年に、10代および20代を中心とした年齢層に麻しん（はしか）が流行したことを受け、平成20年4月より5年間で麻しん排除のための対策期間として位置づけ、中学1年生（3期）、高校3年生（4期）に相当する年齢の者に5年間の時限措置として実施</p>	
21 年 4 月	新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生が海外で確認	
12 月		新型インフルエンザ 1 歳～年中児へセンターでの集団接種を実施
22 年 5 月	日本脳炎 平成21年6月に新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が第1期について使用可能になり、平成22年4月厚生労働省から「標準的な接種期間に該当する者（平成22年度においては3歳に対する初回接種）に対して積極的勧奨を行う」との通知。	日本脳炎第1期初回 を3歳になる子に対し個人通知再開
8 月	日本脳炎 平成17年度からの個人通知の中止によって接種できなかった子に対する接種機会の確保（9歳から13歳未満の間に第1期3回の未接種分が接種可能となる）と第2期での新ワクチンが使用可能となる。（予防接種実施規則改正）	
23 年 1 月	ヒブ、小児の肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん等） 国のワクチン接種緊急促進事業に基づき、接種費用の全額助成を開始する。	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 23 年 3 月	<p>日本脳炎 平成 17 年度からの個人通知の中止によって接種できなかった子に対する接種機会の確保として、平成 23 年度に 9 歳、10 歳になる子への積極的勧奨が再開され、5 歳から 8 歳になる子へは平成 24 年度以降、年齢の高い子から順に積極的勧奨を実施することとなる。</p> <p>日本脳炎 平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた子を特例対象者とし、20 歳未満まで定期接種の不足分が接種可能となる。(予防接種法施行令改正)</p>	<p>日本脳炎平成 17 年度当時、小学校での集団接種を実施していたため、平成 7 年 4 月 2 日から平成 7 年 5 月 31 日までに生まれた子も行政措置による予防接種の対象者とした。</p> <p>平成 7～12 年度生まれの子を対象に、平成 24、25 年度に 2 期の通知を送付。平成 13～18 年度生まれの子を対象に、1 期の通知を平成 23～25 年度、2 期の通知を平成 29～令和 2 年度に順次送付。</p>
5 月	<p>麻しん風しん混合 海外留学や修学旅行等で海外に行く機会のある高校 2 年生に相当する年齢の子が 4 期（時限措置）の対象者に追加される。</p>	
23 年 10 月		<p>季節性インフルエンザ 市長マニフェストにより、1 歳から 18 歳までの者へ予防接種費用の一部助成を開始</p>
24 年 9 月	<p>ポリオ 9 月 1 日より不活化ポリオワクチンの導入となる。(予防接種実施規則改正)</p>	<p>ポリオ生ワクチンからの切り替えに合わせて、9 月以降の集団接種を廃止し、9 月からは個別接種へと変更。</p>

年次	制度改正等	市の対応等
平成 24 年 11 月	四種混合 （ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風） 1 1 月 1 日より導入となる。（予防接種実施規則改正）	四種混合 平成 2 4 年 8 月生まれ以降は、四種混合で通知
25 年 1 月	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、接種機会の確保をすることとなる。（予防接種法施行令改正）	
4 月	ヒブ、小児の肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス （子宮頸がん等） 新しく定期の予防接種の対象となる。（予防接種法改正）	
	B C G 対象者が生後 1 歳に至るまでの間にある者に拡大される。（予防接種法施行令改正）	B C G 個別接種開始
6 月	ヒトパピローマウイルス （子宮頸がん等） ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的勧奨を差し控える勧告が厚生労働省よりされる。	高齢者の肺炎球菌 6 月 1 9 日から 7 5 歳の者、後期高齢者医療保険被保険者へ予防接種費用の一部助成を開始
7 月		成人への風しん 県のワクチン接種緊急促進事業に基づき、予防接種費用の一部助成を開始（6 月分は遡及対応）
11 月	小児の肺炎球菌 使用するワクチンを沈降 7 価から沈降 1 3 価に変更。（法施行規則改正）	
26 年 4 月	ジフテリア、破傷風、百日せき及びポリオの第 1 期、日本脳炎第 1 期初回、ヒブ、ヒトパピローマウイルス （子宮頸がん等） 接種間隔の下限の明確化、上限の撤廃がなされる。（予防接種実施規則改正）	ロタウイルス 平成 2 6 年 4 月生まれ以降から予防接種費用の一部助成を開始
	予防接種法第 2 条規定の A 類疾病を対象に、県内広域予防接種事業が開始。	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 26 年 4 月		成人への風しん県のワクチン接種費用助成事業に基づき、対象者を縮小する。
6 月	高齢者の肺炎球菌 使用するワクチンに沈降 1 3 価結合型ワクチンが追加適応された。	
10 月	水痘、高齢者の肺炎球菌 定期の予防接種となる。(予防接種法施行令改正) 水痘：3 歳以上 5 歳未満で初めて接種する者は 1 回が H 2 6 年度の経過措置。 高齢者の肺炎球菌：1 0 1 歳以上の者で初めて接種の肺炎球菌が H 2 6 年度の経過措置。7 0, 7 5, 8 0, 8 5, 9 0, 9 5, 1 0 0 歳の者で初めて接種する肺炎球菌 1 回が H 3 0 年度までの経過措置。	
		成人への風しん抗体検査は、予防接種の対象者を拡大する。
平成 27 年 4 月		高齢者の肺炎球菌 対象者を 6 5 歳以上に拡大する。
10 月	高齢者のインフルエンザ 使用するワクチンが 3 価から 4 価に変更となる。	自己負担額を 1,000 円から 1,500 円に変更する。
28 年 2 月	三種混合 供給終了となる。	
4 月	予防接種法第 2 条規定の B 類疾病が県内広域予防接種事業の対象となる。	
7 月		B 型肝炎 平成 2 8 年 4 月生まれ以降から予防接種費用の一部助成を開始

年次	制度改正等	市の対応等
10月	B型肝炎 定期の予防接種となる。(平成28年4月生まれから対象)(予防接種法施行令改正)	
平成29年10月		インフルエンザ接種期間及び子どもインフルエンザ助成期間を1月末に延長する。
平成30年1月	平成30年1月29日から、 三種混合ワクチン の販売が再開される。	
4月		特別の理由による任意予防接種 再接種費用の一部助成を開始
31年3月		高齢者の肺炎球菌 3月31日をもって費用助成を終了
4月	高齢者の肺炎球菌 対象者拡大の経過措置が令和5年度まで延長される。70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳の者で初めて接種する肺炎球菌1回。101歳以上の者は平成31年度限りの措置。(予防接種法施行令改正)	
令和元年5月	風しん(5期) 定期の予防接種となる(風しんの追加対策) 対象:昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生の男性 令和3年度まで。(予防接種法施行令改正)	
2年10月	ロタウイルス 定期の予防接種となる(令和2年8月1日生まれから対象)(予防接種法施行令改正)	
	異なるワクチンの接種間隔を変更(定期接種実施要領改正)	
2年10月	ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん等) 厚労省の勧告により、対象者への周知等を行い、接種機会の確保を図ることとなる。	

年次	制度改正等	市の対応等
4年4月	<p>ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん等） 積極的勧奨を再開することとなる。（定期接種実施要領改正）また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子（キャッチアップ対象者）に対して、時限的に令和4年4月から令和7年3月までの3か年を定期の予防接種の期間となる。</p>	
	<p>風しん（5期） 定期の予防接種期間が、令和6年度まで3か年延長となる。（当初令和3年度に終了予定）</p>	
8月		<p>ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん等）キャッチアップ対象者のうち、令和4年3月末までに自費で接種を受けた方に対して、任意接種費用の助成を開始</p>

安城市予防接種健康被害調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、安城市付属機関の設置に関する条例別表に定めるその担当する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

IV 健康増進事業

(生活習慣病対策事業)

IV 健康増進事業（生活習慣病対策事業）

（安城市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、特定保健指導を含む）

生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるとともに、健診結果を活用し、生活習慣の見直しや健康に関する意識と理解を深め、健康づくりの継続やきっかけづくりができる事業を実施します。

健康知識普及事業	まちかど講座 親がお手本！デンタル・ケア教室 女性のための健康教育 家族のためのこころホッと相談日、ゲートキーパー養成 カラダいきいき栄養相談 成人保健相談、健康手帳交付
安城市食育健康づくりの会（食育メイト）への委託	シニアのいきいき栄養教室 お父さんと子どもの料理教室 朝食のすすめ
健康づくり環境整備事業	健康の道登録 健康づくりイベント、健康測定会 あんじょう健康マイレージ、健康づくりきっかけ教室 あんじょう健康大学 食育メイト養成講座・育成講座 安城市健康づくりサポーター事業
健康診査事業	胃がん検診（胃部エックス線検査・胃内視鏡検査）、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、市民ドック、脳ドック、骨粗しょう症検診、ヤング健診、市民健康検診、肝炎ウイルス検診
執行委任事業	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、特定保健指導、重症化予防事業

1 健康知識普及事業

(1) まちかど講座

目 的：生活習慣病予防のための知識を普及します。

対 象：一般成人（各種団体）

日時会場：各団体と協議の上決定

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○実施状況

(単位：回、人)

講 座 名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
知って備える「がん」のはなし	0	0	0	0	0	0
+10（プラス・テン） ～動けば変わるあなたのカラダ～	1	42	1	36	0	0
禁煙のすすめ	0	0	0	0	0	0
健康な歯でおもてなし	1	40	0	0	0	0
こころの疲れに気づいたら	12	321	9	215	24	655
栄養バランスアップで健康食生活	0	0	1	10	0	0
データで知ろう！あなたのカラダ	1	76	1	40	0	0

(2) 健康増進・母子保健事業

ア 親がお手本！デンタル・ケア教室

目 的：生涯を通じた効果的な歯科保健知識及び実践方法について推進を図ります。また併せてかかりつけ歯科医機能の普及・啓発を行います。

対 象：市内幼稚園・保育園・認定こども園在園の5歳児（年長児）及びその保護者

内 容：歯科保健講話、歯ブラシ・補助清掃用具を含めたブラッシング指導

会 場：依頼のあった市内各幼稚園・保育園・認定こども園等

従 事 者：歯科衛生士

○実施状況

(単位：園、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施園数	—	0	24
保護者参加数	—	0	573

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止し、保護者向けに資料を送付した。(資料送付数：36園、1,734部)

※令和3年度は、10月より申し込みを再開。2園申し込みがあったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

※令和3年度は、母子手帳アプリ「あんぴよ」を活用し、資料を一部修正して配信した。(令和4年3月14日通知時点の登録件数：3,514件)

イ 女性のための健康教育（乳がん）

目 的：女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、生活習慣を見直す機会をもうけ、知識の普及を図ります。

対 象：親がお手本！デンタル・ケア教室に参加の保護者

内 容：乳がんの自己検診法

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	—	—	50
人 数	1,734	3,514	700

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止し、保護者向けに資料を送付した。(資料送付数：36園、1,734部)

※令和3年度は母子手帳アプリ「あんぴよ」を活用し、資料を一部修正して配信した。(令和4年3月14日通知時点の登録件数：3,514件)

※令和4年度は、申し込み園の保護者向けに資料を配布した。

ウ 女性のための健康教育（子宮頸がん）

目 的：子宮頸がんの好発年齢の女性に対し、早期発見の重要性を伝え、子宮頸がん検診の受診を勧奨します。

対 象：カミカミ教室（後期離乳食講習会）に参加した母とその家族
ただし、保健センターでの実施に限る。

内 容：早期発見・早期治療の重要性、子宮頸がん検診受診の大切さ等

従 事 者：保健師

○実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	36	45	44
受講者数	193	238	358
発行者数	117	106	161

(3) こころの健康づくり

ア 家族のためのこころホッと相談日

目 的：家族のことで過度のストレスを抱える前に相談できるよう、臨床心理士による相談サービスを提供し、相談者のこころの負担の軽減、問題解決に必要な機関を知る機会とします。

対 象：心の悩みがある家族への接し方に困っている市民
ただし精神障害者保健福祉手帳を取得していない、現在、精神科・心療内科に通院治療中ではない者

○実施状況 (単位：回、件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	12	12	12
実施件数	13	8	14
相談者数	20	11	15

イ ゲートキーパー養成

目 的：市民自身のこころの病気を予防するとともに、ゲートキーパーとしての役割を周知し、こころの健康づくりを啓発します。

対 象：市内在住、在勤者

○実施状況

(単位：回、件)

講座名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
こころの疲れに気づいたら	12	321	9	215	3	81

※まちかど講座から再掲（75頁）

(4) 安城市食育健康づくりの会（食育メイト）への委託事業

ア シニアのいきいき栄養教室

目的：食べることに対する意欲を向上させ、元気に暮らしていくことができるよう、講話、調理実習、試食を通して低栄養予防を啓発します。

対象：60歳以上の市民

内容：調理実習、試食、栄養講話

周知方法：あんてな・市公式ウェブサイトに掲載、団体やグループ等への働きかけ

○実施状況

(単位：回、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	10	7	12
参加者数	60	39	339
ヘルスメイト延人数	144	82	57

※令和3年度、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、試食、調理実習は中止

イ お父さんと子どもの料理教室

目的：父と子でふれあいながら料理の楽しさや、バランスの良い食事の大切さを体験し、生活習慣病予防につなげます。

対象：市内在住の小学生とその父親または祖父

内容：調理実習、栄養講話

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	—	3	2
参加者数	—	18	14
ヘルスメイト延人数	—	16	14

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止

ウ 朝食のすすめ

目 的：朝食の必要性や簡単に作ることでできるメニューの提案を、講話と試食を通して行います。

対 象：一般市民

内 容：試食、栄養講話

周知方法：市公式ウェブサイト・あんてなに掲載、団体やグループ等への働きかけ

○ 実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	17	24	13
参加者数	52	269	383
ヘルスメイト延人数	164	123	52

※令和3年度、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、試食は中止

(5) カラダいきいき栄養相談

目 的：生活習慣病予防のため、生活習慣改善の支援と食生活の指導を行います。

対 象：市内在住、在勤で20歳以上の者

内 容：食育SATシステムを活用した栄養相談

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

従 事 者：管理栄養士

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	43	55	64
来談人数	251 (7)	316	697

※ () は、特定保健指導実施者

※令和4年度は会場を増やして実施

(6) 成人保健相談

目 的：心身ともに健康的に生活できるよう、健康に関する不安等の相談に応じます。

内 容：保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による面接、電話相談

対 象：一般市民

周知方法：広報あんじょう掲載等

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
実施回数	243	242	243	
相談者数	393	378	381	
内 訳	面接	16	13	27
	電話	377	365	354

○年代別実施状況

(単位：人)

区 分	39歳以下	40～64歳	65歳以上	年齢不明	計
相談数	17	304	51	9	381

(7) 健康手帳交付

目 的：特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てます。

対 象：原則40歳以上の市民（健康推進課が実施する成人向けの教室等については20歳以上）で、健康手帳の交付を希望する者又は市が必要と認める者

交付場所：保健センター（市公式ウェブサイト等からダウンロード可）

○実施状況

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 人 数	125	166	85

2 健康診査事業

(1) がん対策

目的：がんを早期発見し、適切な治療を行なうことでがんによる死亡を減少させることを目的とします。

対象：胃がん（胃部エックス線検査）、大腸がん、肺がん：40歳以上の安城市に住民登録のある者

胃がん（胃内視鏡検査）：50歳以上で対象月生まれの安城市に住民登録のある者

子宮頸がん：20歳以上の安城市に住民登録のある女性

乳がん：40歳以上の安城市に住民登録のある女性

前立腺がん：40歳以上の安城市に住民登録のある男性

ただし、職場などでがん検診を受診する機会のない者

周知方法：広報あんじょう、市公式ウェブサイトへ掲載。特定健康診査、後期高齢者医療健康診査対象者には、健診受診票送付時に案内文書同封

がん対策の経過

年次	経過
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん検診について…対象年齢を30歳以上から20歳以上に変更 ・乳がん検診について…対象年齢を30歳以上から40歳以上に変更 実施方法をマンモグラフィと視触診に変更 ・人間ドックで実施していたレディースドックを廃止
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん検診としての市民健康検診の廃止
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間を5月から翌年3月までに延長 (平成20年度までは5月から翌年2月までの実施) ・子宮頸がん検診、乳がん検診は通年実施 ・節目年齢になった女性を対象に、子宮頸がん、乳がん検診を無料で実施できるクーポン券を配付（女性特有のがん検診推進事業） *子宮がん検診：20、25、30、35、40歳を対象 乳がん検診：40、45、50、55、60歳を対象
平成22年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体と安城市が連携し、がん検診の受診勧奨への取り組みの実施 (がん検診受診率向上プロジェクト)
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診を無料で受診できるクーポン券を追加配付（がん検診推進事業）…40、45、50、55、60歳男女を対象
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターで実施していた子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を終了

平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券の配付について、検診初年度とし、平成 21～24 年度本市のクーポン券配付者で未利用者、かつ過去未受診者へ再配付（働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業）
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券について、検診初年度とし、平成 25 年度本市のクーポン券配付者で未利用、かつ過去 5 年未受診者へ再配付
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> がん検診推進事業に基づき、大腸がん検診無料クーポンの廃止 子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券について、子宮頸がんは 20 歳、乳がんは 40 歳のみ配付 実施期間を他の検診と同じく 5 月から翌年 2 月までに変更
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん検診として胃内視鏡検査の開始 子宮頸がん検診を通年実施に変更
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> 乳がん検診をマンモグラフィ検査のみに変更
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査の受診票発送時に、がん検診受診券を同封

ア 各がん検診実施状況

※地域保健・健康増進事業報告に合わせた受診率の計算方法”注”で表記

(単位：人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃がん	受診対象者	44,135	44,713	45,811
	胃エックス線検査	3,368	3,421	3,306
	胃内視鏡検査	170	217	283
	受診者数 計	3,538	3,638	3,589
	受診率 注1	11.1	10.5	10.3
大腸がん	受診対象者	73,863	74,022	74,259
	受診者数	6,033	6,195	6,104
	受診率 注2	8.2	8.4	8.2
肺がん	受診対象者	73,863	74,022	74,259
	受診者数	5,934	6,046	6,007
	受診率 注2	8.0	8.2	8.1
子宮頸がん	受診対象者	57,292	56,982	56,586
	受診者数	7,863	7,573	7,559
	受診率 注3	20.8	20.4	20.1
乳がん	受診対象者	35,510	35,509	35,547
	受診者数	5,497	5,607	5,743
	受診率 注3	21.8	20.9	21.3
前立腺がん	受診対象者	51,673	52,265	52,725
	受診者数	9,038	9,163	8,968
	受診率 注4	17.5	17.5	17.0

注1：胃がん検診受診率

(「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」) ÷ 「当該年度の対象者数(50～69歳)」 × 100

注2：大腸がん検診、肺がん検診受診率

(「当該年度の受診者数 ÷ 当該年度の対象者数(40～69歳)」 × 100

注3：子宮頸がん検診、乳がん検診受診率

(「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」) ÷ 「当該年度の対象者数(子宮：20～69歳、乳：40～69歳)」 × 100

注4：前立腺がん検診受診率 当該年度の受診者数 ÷ 当該年度の受診対象者数 × 100

○ 胃がん検診

(単位：人、%)

年齢（歳） 年度 ・区分		40	45	50	55	60	65	70	75	80	計
		ゝ 44	ゝ 49	ゝ 54	ゝ 59	ゝ 64	ゝ 69	ゝ 74	ゝ 79	ゝ	
令和2年度	受診対象者	13,873	15,855	13,868	11,313	9,069	9,885	10,798	8,182	11,062	103,905
	受診者数 (X線)	473	646	646	591	740	1,391	1,857	659	287	7,290
	受診者数 (内視鏡)	—	—	24	32	37	77	173	154	60	557
	受診率	5.7	5.6	6.2	7.3	12.2	21.3	24.0	14.0	4.3	10.4
	要精検者数 (X線)	22	32	35	27	50	86	157	58	25	492
	要精検者 (内視鏡)	—	—	7	1	5	9	13	11	7	53
令和3年度	受診対象者	13,546	15,763	14,408	11,779	9,129	9,397	11,461	7,958	11,645	105,086
	受診者数 (X線)	485	615	723	599	759	1,340	1,916	693	300	7,430
	受診者数 (内視鏡)	—	—	24	25	50	118	194	167	85	663
	受診率	5.4	5.3	6.3	6.7	11.8	20.3	22.7	13.6	4.2	9.9
	要精検者数 (X線)	48	34	48	25	47	105	172	66	29	574
	要精検者 (内視鏡)	—	—	2	0	7	7	16	9	7	48
令和4年度	受診対象者	13,288	15,160	15,216	12,022	9,407	9,166	11,304	8,108	12,284	105,955
	受診者数 (X線)	434	607	670	643	763	1,230	1,852	794	316	7,309
	受診者数 (内視鏡)	—	—	43	42	72	126	250	288	158	979
	受診率	5.4	5.2	6.2	6.8	11.6	20.4	23.7	15.4	4.8	10.2
	要精検者数 (X線)	39	33	48	34	69	113	159	69	24	588
	要精検者 (内視鏡)	—	—	4	8	9	14	36	38	22	131

○ 大腸がん検診

(単位：人、%)

年度 ・区分	年齢（歳）	40	45	50	55	60	65	70	75	80	計
		～ 44	～ 49	～ 54	～ 59	～ 64	～ 69	～ 74	～ 79	～	
令和 2 年度	受診対象者	13,873	15,855	13,868	11,313	9,069	9,885	10,798	8,182	11,062	103,905
	受診者数	552	749	777	758	1,050	2,147	3,323	2,245	1,692	13,293
	受診率	4.0	4.7	5.6	6.7	11.6	21.7	30.8	27.4	15.3	12.8
	要精検者数	26	38	49	38	66	156	301	220	220	1,114
令和 3 年度	受診対象者	13,546	15,763	14,408	11,779	9,129	9,397	11,461	7,958	11,645	105,086
	受診者数	603	738	880	760	1,077	2,137	3,365	2,309	1,799	13,668
	受診率	4.5	4.7	6.1	6.5	11.8	22.7	29.4	29.0	15.4	13.0
	要精検者数	30	32	46	41	61	147	235	204	204	1,000
令和 4 年度	受診対象者	13,288	15,160	15,216	12,022	9,407	9,166	11,304	8,108	12,284	105,955
	受診者数	531	760	865	824	1,116	2,008	3,389	2,712	2,090	14,295
	受診率	4.0	5.0	5.7	6.9	11.9	21.9	30.0	33.4	17.0	13.5
	要精検者数	22	29	36	38	60	130	258	235	238	1,046

○ 肺がん検診

(単位：人、%)

年度・区分	年齢(歳)	40	45	50	55	60	65	70	75	80	計
	～	44	49	54	59	64	69	74	79	84	
令和2年度	受診対象者	13,873	15,855	13,868	11,313	9,069	9,885	10,798	8,182	11,062	103,905
	受診者数	551	749	789	775	1,100	1,970	3,205	2,164	1,774	13,077
	受診率	4.0	4.7	5.7	6.9	12.1	19.9	29.7	26.4	16.0	12.6
	要精検者数	2	4	8	3	16	21	47	38	36	175
令和3年度	受診対象者	13,546	15,763	14,408	11,779	9,129	9,397	11,461	7,958	11,645	105,086
	受診者数	586	729	879	765	1,136	1,951	3,275	2,209	1,902	13,432
	受診率	4.3	4.6	6.1	6.5	12.4	20.8	28.6	27.8	16.3	12.8
	要精検者数	1	5	5	7	14	23	57	42	38	192
令和4年度	受診対象者	13,288	15,160	15,216	12,022	9,407	9,166	11,304	8,108	12,284	105,955
	受診者数	538	751	865	841	1,161	1,851	3,278	2,589	2,099	13,973
	受診率	4.0	5.0	5.7	7.0	12.3	20.2	29.0	31.9	17.1	13.2
	要精検者数	4	4	10	14	21	45	77	60	68	303

○ 喀痰検査

(単位：人)

年度・区分	年齢(歳)	40	45	50	55	60	65	70	75	80	計
	～	44	49	54	59	64	69	74	79	84	
令和2年度	受診者数	19	42	71	57	76	131	201	137	63	797
	※	0	0	36	35	43	83	137	84	34	452
	要精検者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	※	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
令和3年度	受診者数	25	37	79	64	83	134	225	145	60	852
	※	0	0	39	36	47	79	138	89	30	458
	要精検者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	※	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
令和4年度	受診者数	65	129	152	141	138	195	313	230	107	1,470
	※	0	0	34	29	39	67	120	92	33	414
	要精検者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 国が定めた対象者数の再掲（50歳以上で、かつ喫煙指数が600以上の喀痰検査対象者）

○ 子宮頸がん検診

(単位：人)

年度・区分		年齢（歳）									
		20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69
令和2年度	受診対象者	5,105	5,213	5,501	5,963	6,555	7,603	6,611	5,311	4,309	5,121
	受診者数	317	732	942	795	878	1,008	937	771	669	814
	受診率	11.8	25.9	31.0	22.4	20.6	18.6	18.0	18.8	20.3	21.4
	要精検者数	8	13	20	14	22	24	11	9	6	6
令和3年度	受診対象者	5,026	5,152	5,465	5,830	6,391	7,536	6,863	5,548	4,368	4,803
	受診者数	286	724	875	725	833	913	967	735	692	823
	受診率	11.2	25.5	30.0	22.3	20.1	17.8	18.4	17.6	20.2	21.4
	要精検者数	10	8	15	21	23	17	10	5	6	10
令和4年度	受診対象者	4,956	5,129	5,220	5,734	6,255	7,206	7,290	5,680	4,477	4,639
	受診者数	247	670	918	729	781	937	950	808	721	798
	受診率	9.9	24.6	31.1	21.3	20.0	17.9	17.8	17.6	20.6	22.4
	要精検者数	8	14	15	9	16	23	22	10	8	6

年度・区分		年齢（歳）			計
		70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～	
令和2年度	受診対象者	5,503	4,428	6,791	74,014
	受診者数	776	329	158	9,126
	受診率	17.0	10.7	3.1	18.3
	要精検者数	4	0	0	137
令和3年度	受診対象者	5,943	4,244	7,125	74,294
	受診者数	784	331	150	8,838
	受診率	16.6	10.1	2.8	17.8
	要精検者数	4	2	3	134
令和4年度	受診対象者	5,897	4,306	7,480	74,269
	受診者数	909	463	200	9,131
	受診率	18.2	11.1	3.4	17.8
	要精検者数	8	4	4	147

○ 乳がん検診

(単位:人)

年度・区分		年齢(歳)									計
		40 ~ 44	45 ~ 49	50 ~ 54	55 ~ 59	60 ~ 64	65 ~ 69	70 ~ 74	75 ~ 79	80 ~	
令和2年度	受診対象者	6,555	7,603	6,611	5,311	4,309	5,121	5,503	4,428	6,791	52,232
	受診者数	901	1,039	1,040	871	765	881	897	378	162	6,934
	受診率	23.4	19.3	20.5	21.2	23.4	24.1	20.2	12.7	3.3	18.4
	要精検者数	51	52	45	15	15	29	22	15	2	246
令和3年度	受診対象者	6,391	7,536	6,863	5,548	4,368	4,803	5,943	4,244	7,125	52,821
	受診者数	884	1,005	1,139	856	789	934	951	406	181	7,145
	受診率	21.7	18.5	20.6	19.7	22.6	23.7	19.3	11.7	3.1	17.6
	要精検者数	57	53	45	28	40	42	34	21	8	328
令和4年度	受診対象者	6,255	7,206	7,290	5,680	4,477	4,639	5,897	4,306	7,480	53,230
	受診者数	853	1,033	1,144	949	852	912	1,099	601	273	7,716
	受診率	21.9	19.1	20.3	20.0	23.4	25.2	21.9	14.1	4.1	18.4
	要精検者数	47	47	48	34	34	32	37	16	12	307

○ 前立腺がん検診

(単位:人)

年度・区分		年齢(歳)									計
		40 ~ 44	45 ~ 49	50 ~ 54	55 ~ 59	60 ~ 64	65 ~ 69	70 ~ 74	75 ~ 79	80 ~	
令和2年度	受診対象者	7,318	8,252	7,257	6,002	4,760	4,764	5,295	3,754	4,271	51,673
	受診者数	546	783	690	583	592	1,152	2,003	1,399	1,290	9,038
	受診率	7.5	9.5	9.5	9.7	12.4	24.2	37.8	37.3	30.2	17.5
	要精検者数	2	4	8	13	25	51	132	101	130	466
令和3年度	受診対象者	7,155	8,227	7,545	6,231	4,761	4,594	5,518	3,714	4,520	52,265
	受診者数	529	745	741	589	639	1,136	2,011	1,448	1,325	9,163
	受診率	7.4	9.1	9.8	9.5	13.4	24.7	36.4	39.0	29.3	17.5
	要精検者数	0	2	6	20	26	67	187	118	154	580
令和4年度	受診対象者	7,033	7,954	7,926	6,342	4,930	4,527	5,407	3,802	4,804	52,725
	受診者数	453	632	679	566	624	1,087	1,950	1,605	1,372	8,968
	受診率	6.4	7.9	8.6	8.9	12.7	24.0	36.1	42.2	28.6	17.0
	要精検者数	2	5	8	13	24	62	186	147	161	608

○ <クーポン券利用者>子宮頸がん検診 (単位：人、%)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
通知者数※	1,066	1,037	972
受診者数	81	71	66
受診率	7.6	6.8	6.8

※ 4 月 1 日現在で 20 歳の人

○ <クーポン券利用者>乳がん検診 (単位：人、%)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
通知者数※	1,258	1,219	1,172
受診者数	266	225	268
受診率	21.1	18.5	22.9

※ 4 月 1 日現在で 40 歳の人

イ 各精密検査実施状況

○ 胃がん精密検査結果 (単位：人、%)

		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		胃 X 線	胃内視鏡	胃 X 線	胃内視鏡	胃 X 線	胃内視鏡
要精検者数		654	56	492	53	574	47
精検受診者数		512	56	423	53	485	47
精検受診率		78.3	100.0	86.0	100.0	84.5	100.0
異常認めず		66	5	61	0	71	0
がん	早期	4	3	6	2	3	2
	進行	3	1	3	0	2	0
	不明	0	0	0	0	0	0
がんの疑いのある者又は未確定		1	0	1	0	2	0
がん以外の疾患であった者		438	47	352	51	407	45

○ 大腸がん精密検査結果

(単位：人、%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
要精検者数		1,220	1,114	1,001
精検受診者数		918	875	789
精検受診率		75.2	78.5	78.8
異常認めず		268	226	197
がん	早期	16	22	18
	進行	22	17	17
	不明	2	4	3
がんの疑いのある者又は未確定		3	6	3
がん以外の疾患であった者		607	600	551

○ 肺がん精密検査結果

(単位：人、%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
要精検者数		232	176	191
精検受診者数		200	159	176
精検受診率		86.2	90.3	92.1
異常認めず		73	59	78
がん	早期	1	0	0
	進行	2	3	4
	不明	3	1	4
がんの疑いのある者又は未確定		5	11	10
がん以外の疾患であった者		116	85	80

○ 子宮頸がん精密検査結果

(単位：人、%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
要精検者数		147	137	134
精検受診者数		119	117	115
精検受診率		81.0	85.4	85.8
異常認めず		55	47	49
がん	早期	0	0	0
	進行	1	1	1
	不明	0	1	0
がんの疑いのある者又は未確定		6	13	5
がん以外の疾患であった者		57	55	60

○ 乳がん精密検査結果

(単位：人、%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
要精検者数		313	246	328
精検受診者数		287	217	299
精検受診率		91.7	88.2	91.2
異常認めず		117	91	112
がん	早期	9	19	11
	進行	4	5	3
	不明	2	0	0
がんの疑いのある者又は未確定		3	2	3
がん以外の疾患であった者		152	100	170

○ 前立腺がん精密検査結果

(単位：人、%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
要精検者数		474	466	580
精検受診者数		331	338	447
精検受診率		69.8	72.5	77.1
異常認めず		109	109	122
がん	早期	25	29	33
	進行	1	4	6
	不明	4	13	5
がんの疑いのある者又は未確定		19	53	104
がん以外の疾患であった者		173	130	177

ウ 要精密検査未受診勧奨

目的：精密検査未受診者に対し、受診勧奨をすることで、受診の意識づけをする。

対象：がん検診及び骨粗しょう症検診、脳ドック、市民健康検診(結核健康診断)の結果が要精密検査と判定された者

内容：①初回勧奨通知

一次検診受診後、3か月間精密検査結果が未返送の者へ受診勧奨通知を送付する。

②再勧奨通知

一次検診受診後、6か月間精密検査結果が未返送の者へ再勧奨通知を送付する。

○ 送付状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初回勧奨通知	1,377	1,673	1,780
再勧奨通知	309	338	320

(2) ドック・検診

ア 市民ドック

目的：生活習慣病を早期に発見することにより、適切な医療につなげて重症化を防ぎます。

対象：40歳以上の安城市に住民登録がある者で、安城市国民健康保険被保険者、愛知県後期高齢者医療保険被保険者、生活保護受給者など健康保険未加入者や社会保険被扶養者で、職場などで健康診査を受ける機会がない者

内容：診察、血液検査、血圧、尿検査、心電図、眼圧、眼底、視力、聴力、胃部X線、胸部X線、便潜血、腹部超音波、肺機能

実施期間：八千代病院八千代総合健診センター、アイエムクリニック・安城、三河安城クリニック、安城更生病院予防医療センター

健診機関：5月～翌年2月

○ 受診状況

(単位：人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度
40～64歳	528	555	571
65～74歳	1,177	1,288	1,270
後期高齢者	430	464	566
社保被扶養者	529	636	650
計	2,664	2,943	3,057

イ 脳ドック

目的：脳疾患の早期発見と予防のため（平成15年度から開始）

対象：40歳以上の安城市に住民登録のある者（600人）

内容：MRI（磁気共鳴断層撮影）・MRA（磁気共鳴血管撮影）

実施機関：八千代病院、三河安城クリニック、安城更生病院

検診期間：前期5～10月、後期11～3月

○ 受診状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	103,905	105,086	105,955
申込者数	540	759	1,044
受診者数	521	585	587
要精検者数	38	46	63

※対象者：地域保健・健康増進事業報告にあわせて、全住民を対象者としている。

※令和2年度は、応募人員が定員に満たなかったため追加募集し実施。

ウ 骨粗しょう症検診（市民ドックの追加検査）

目的：早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防します。

対象：市民ドック受診者で年度末年齢40、45、50、55、60、65、70歳の女性

内容：骨密度検査

検査期間：5月～翌年2月

○ 受診状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	73	102	99
要精検者数	8	15	16

エ 歯周病検診

目的：歯周病の早期発見と予防、かかりつけ医の定着をすすめていきます。

対象：20、30、40、45、50、55、60、65、70歳で安城市に住民登録のある者

検査期間：5月～翌年2月

歯周病検診の経過

年次	経過
平成29年度	歯周病検診の受診券の見直しを実施 精密検査の結果把握を開始
平成30年度	対象者を拡充し実施（20歳、30歳）
令和2年度	40歳の受診勧奨を開始

○ 結果

(単位：人、%)

区分	対象者	対象者数	受診者数	受診率	異常なし	要指導	要精検
令和2年度	20歳	2,323	156	6.7	17	41	98
	30歳	2,442	210	8.6	13	62	135
	小計	4,765	366	7.7	30	103	233
	40歳	2,642	340	12.9	17	82	241
	45歳	2,991	232	7.8	10	60	162
	50歳	3,032	267	8.8	13	56	198
	55歳	2,424	205	8.5	7	49	149
	60歳	1,921	180	9.4	6	28	146
	65歳	1,790	180	10.1	8	27	145
	70歳	2,190	203	9.3	7	28	168
	小計	16,990	1,607	9.5	68	330	1,209
	計	21,755	1,973	9.1	98	433	1,442
令和3年度	20歳	2,239	209	9.3	27	58	124
	30歳	2,182	266	12.2	11	86	169
	小計	4,421	475	10.7	38	144	293
	40歳	2,442	402	16.5	28	105	269
	45歳	2,682	288	10.7	23	75	190
	50歳	3,278	313	9.5	18	72	223
	55歳	2,406	225	9.4	20	43	162
	60歳	2,113	260	12.3	11	62	187
	65歳	1,783	237	13.3	12	43	182
	70歳	1,949	241	12.4	8	55	178
	小計	16,653	1,966	11.8	120	455	1,391
	計	21,074	2,441	11.6	158	599	1,684
令和4年度	20歳	2,051	203	9.9	14	49	140
	30歳	2,216	213	9.6	12	51	150
	小計	4,267	416	9.7	26	100	290
	40歳	2,501	407	16.3	23	74	310
	45歳	2,740	292	10.7	18	61	213
	50歳	3,141	330	10.5	20	63	247
	55歳	2,962	331	11.2	11	62	258
	60歳	2,293	319	13.9	7	53	259
	65歳	1,682	266	15.8	13	43	210
	70歳	1,955	309	15.8	15	42	252
	小計	17,274	2,254	13.0	107	398	1,749
	計	21,541	2,670	12.4	133	498	2,039

○ 歯周病検診精密検査結果①（４０・５０・６０・７０歳） （単位：人、％）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
要精検者数	621	753	857
精検受診者数	569	698	791
精検受診率	91.6	92.7	92.3
異常認めず	31	26	49
歯周病であった者	473	591	649
歯周病以外であった者	65	81	93

○ 歯周病検診精密検査結果②（２０・３０・４５・５５・６５歳）（単位：人、％）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
要精検者数	685	689	827
精検受診者数	608	632	747
精検受診率	88.8	91.7	90.3
異常認めず	41	30	47
歯周病であった者	481	523	586
歯周病以外であった者	86	79	114

オ 肝炎ウイルス検診

目的：肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とします。

対象：４０歳以上の安城市に住民登録のある者で過去に未受診で検診を希望する次の通知者

通知方法：特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査通知の際、対象者に問診票を同封する。

上記対象者以外の４０、４５、５０、５５、６０歳（４月１日現在）の人で、過去に実施していない人に肝炎ウイルス検診無料受診券を送付

○ 受診状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	B型	2,477	2,051	1,906
	C型	2,477	2,051	1,906
B型 肝炎ウイルス	陽性	15	19	10
	陰性	2,462	2,032	1,896
C型 肝炎ウイルス※	判定①	9	7	4
	判定②	5	3	7
	判定③	9	13	11
	判定④	2,454	2,028	1,884

※判定区分：①感染（高力価）、②感染（中力価）、③非感染（低力価）、
④非感染（陰性）

カ 市民健康検診（結核健康診断）

目 的：結核の早期発見のため実施します。

対 象：安城市に住民登録のある65歳以上の者

内 容：胸部X線、診察、血圧、尿検査（糖、蛋白、潜血、ウロビリノーゲン）

検診期間：5月～翌年2月

○ 受診状況

(単位：人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
通知者数		41,603	42,060	42,428
受診者数		8,253	8,286	7,968
市民健康検診受診者数（再掲）		273	238	215
受診率		19.8	19.7	18.8
要精検者数	結核疑	5	13	19
	その他疾患疑	237	193	186

キ ヤング健診

目 的：若い世代の生活習慣病予防のため実施します。

対 象：安城市に住民登録のある20歳以上40歳未満の安城市国民健康保険被保険者、生活保護受給者など健康保険未加入者及び社会保険被扶養者

内 容：診察、身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）、尿検査（糖、蛋白）、血圧、血液検査（脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血）

○ 受診状況 （単位：人、％）

		国民健康保険加入者	生活保護受給者	社会保険被扶養者
令和 2年度	通知者数	4,485	54	—
	受診者数	280	2	192
	受診率	6.2	3.7	—
令和 3年度	通知者数	4,258	46	—
	受診者数	269	2	197
	受診率	6.3	4.3	—
令和 4年度	通知者数	3,921	51	—
	受診者数	340	1	215
	受診率	8.7	2.0	—

○ 受診結果 （単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
異常なし	177	157	212
放置可	75	73	72
要観察	154	148	179
要再検査	39	54	58
治療中	9	8	9
要治療	20	28	26
計	474	468	556

(3) がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業

目的：がん患者の経済的負担の軽減を図ります。

対象：次の①～④すべてに該当する者

- ① 申請日時点で安城市に住民登録のある者
- ② がんと診断され、その治療を受けた又は治療中の者
- ③ がん治療に伴う脱毛に対するウィッグ（かつら）又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入した者
- ④ 過去に県内市町村から同種の補整具について補助を受けていない者

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

○ 申請件数 (単位：件)

年度	令和4年度
ウィッグ	52
乳房補整具	7
合計	59

3 執行委任事業

(1) 安城市国民健康保険及び健康増進事業特定健康診査

目的：糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が減少するよう、メタボリックシンドローム該当者・予備群を見つけ出し、生活習慣の改善をすすめていきます。

対象：安城市国民健康保険被保険者及び生活保護受給者など健康保険未加入者

検査項目：

○ 基本的な健診の項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST〔GOT〕、ALT〔GPT〕、 γ -GT〔 γ -GTP〕）血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）、腎機能検査（尿酸、クレアチニン）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

○ 詳細な健診の項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値）のうち、一定基準の下、医師が必要と判断したものを選択

○ その他の健診項目

B型・C型肝炎ウイルス検査（平成14年度以降に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者）、胸部X線検査（65歳以上の検査機会のない者）

○ 特定健康診査総数（健康増進事業40歳以上75歳未満含む）（単位：人、%）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	26,273	26,289	25,825
受診者数	11,236	11,510	11,262
受診率	42.8	43.8	43.6

○ 実施状況

(単位 :人、%)

			40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	計
令和2 年度	国保事業	対象者数	1,674	1,894	1,780	1,756	3,157	6,825	8,739	25,825
		個別医療 機関	304	356	389	446	998	2,648	4,320	9,461
		市民 ドック	57	95	83	101	228	561	579	1,704
		その他※	0	0	0	2	0	0	0	2
		国保事業 受診率	21.6	23.8	26.5	31.2	38.8	47.0	56.1	43.2
	健康増 進事業	対象者数	29	48	44	71	72	74	110	448
		個別医療 機関	2	4	5	13	5	13	26	68
市民 ドック		0	0	0	0	0	1	0	1	
令和3 年度	国保事業	対象者数	1,595	1,895	1,871	1,857	3,020	6,286	9,308	25,832
		個別医療 機関	321	385	455	452	957	2,501	4,525	9,596
		市民 ドック	62	81	94	116	243	562	685	1,843
		その他※	0	0	0	1	0	0	0	1
		国保事業 受診率	24.0	24.6	29.3	30.6	39.7	48.7	56.0	44.3
	健康増 進事業	対象者数	21	49	48	69	80	80	110	457
		個別医療 機関	4	6	7	9	13	9	22	70
市民 ドック		0	0	0	0	0	0	0	0	
令和4 年度	国保事業	対象者数	1,549	1,793	1,975	1,854	2,951	6,021	9,209	25,352
		個別医療 機関	302	386	444	499	971	2,377	4,383	9,362
		市民 ドック	58	91	97	126	231	532	705	1,840
		その他※	0	0	0	1	0	0	0	1
		国保事業 受診率	23.2	26.6	27.4	33.7	40.7	48.3	55.3	44.2
	健康増 進事業	対象者数	21	48	47	61	85	76	135	473
		個別医療 機関	4	2	5	8	16	5	18	58
市民 ドック		0	0	0	0	0	1	0	1	

※「その他」は、市内契約医療機関以外での受診者

○ メタボリックシンドローム判定該当者数

(単位:人、%)

		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65～74歳		計
		男	女	男	女	男	女	男	女	
令和2年度	受診者数	351	467	444	595	409	822	3,799	4,349	11,236
	該当者数	56	19	129	57	112	80	1,264	617	2,334
	該当者率	16.0	4.1	29.1	9.6	27.4	9.7	33.3	14.2	20.8
	予備軍	79	32	86	41	88	47	572	256	1,201
	非該当	216	416	228	497	209	695	1,963	3,476	7,700
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1
令和3年度	受診者数	374	485	473	661	450	763	3,823	4,481	11,510
	該当者数	70	22	128	51	144	73	1,294	622	2,404
	該当者率	18.7	4.5	27.1	7.7	32.0	9.6	33.8	13.9	20.9
	予備軍	68	21	76	46	71	57	597	287	1,223
	非該当	236	442	268	564	235	663	1,932	3,572	7,912
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1
令和4年度	受診者数	357	486	506	674	444	774	3,671	4,350	11,262
	該当者数	63	17	126	57	150	89	1,251	630	2,383
	該当者率	17.6	3.5	24.9	8.5	33.8	11.5	34.1	14.5	21.2
	予備軍	63	19	98	37	76	38	554	247	1,132
	非該当	231	450	281	580	218	647	1,866	3,473	7,746
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1

(2) 愛知県後期高齢者医療健康診査

目的：生活習慣病を早期に発見することにより、適切に医療につなげて重症化を予防します。

対象：愛知県後期高齢者医療保険被保険者、一定の障がいがある65歳以上74歳以下の者で各医療保険制度の後期高齢者医療保険加入者、および生活保護受給者など健康保険未加入者

○ 後期高齢者医療健康診査総数（健康増進事業75歳以上含む）

（単位：人、％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	20,089	20,430	21,170
受診者数	8,914	9,051	9,512
受診率	44.4	44.3	44.9

○ 実施状況

（単位：人、％）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
後期高齢者 医療保険事業	対象者数	19,890	20,232	20,983
	個別医療機関	8,439	8,545	8,902
	市民ドック	430	464	566
	その他※	0	0	0
	受診率	44.6	44.5	45.1
健康増進事業	対象者数	199	198	187
	個別医療機関	45	42	44

※「その他」は、市内契約医療機関以外での受診者

(3) 安城市国民健康保険特定保健指導及び健康増進事業保健指導

目的：内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となる生活習慣改善のための指導を行います。これにより、対象者自らが生活習慣の課題を認識し、行動変容と自己管理を行い、健康的な生活が維持できるようになることで、糖尿病等生活習慣病の予防を目的とします。

対 象：安城市国民健康保険被保険者及び生活保護受給者など健康保険未加入者で特定健診等受診者のうち、国が示す対象者の定義により、生活習慣の改善が必要と認められた者

内 容：動機付け支援、積極的支援（いずれも市内保健指導機関へ委託及び保健センターで実施）

※感染症対策のため保健センターの集団指導は1回あたりの定員を減らして実施

○ 利用券発行数 (単位:人)

事業・支援別の利用券発行		年度内に達する年齢			計
		40～64歳	65～74歳	75歳に達する前の74歳	
国保事業	動機付け支援	193	564	0	757
	積極的支援	206	—	—	206
健康増進事業	動機付け支援	3	5	0	8
	積極的支援	4	—	—	4

※令和4年度に利用券を発行した人数

○ 特定保健指導利用開始状況 (単位:人)

事業・支援別の開始者数		年度内に達する年齢			計
		40～64歳	65～74歳	75歳に達する前の74歳	
国保事業	動機付け支援	21	107	3	131
	積極的支援	26	0	—	26
健康増進事業	動機付け支援	1	0	0	1
	積極的支援	0	—	—	0

※特定保健指導利用券を発行した者のうち、令和4年度に特定保健指導の利用を開始(初回面接)した人数

(4) 特定保健指導未利用者勧奨

目 的：特定保健指導の実施率向上を図り、目標を達成するため、状況を把握し、特定保健指導の利用勧奨を行います。

対 象：初回面接有効期限の2ヶ月前までに特定保健指導の予約・利用情報がない者

方 法：文書及びリーフレットを送付し、その後電話等による勧奨を実施。

従 事 者：保健師

○ 実施状況

(単位：人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	国保事業	健康増進事業	国保事業	健康増進事業	国保事業	健康増進事業
対象者	553	7	863	7	897	8
訪 問	0	0	0	0	0	0
電 話	535	6	840	6	855	6
文 書	551	7	863	7	873	8

(5) 重症化予防事業

目 的：健康診査の受診結果から、生活習慣病が重症化するリスクの高い者に対し、受診勧奨を行うことにより、医療機関で必要な治療や保健指導に結び付け重症化を予防します。

ア 糖尿病性腎症（疑）

対 象：特定健診受診者のうち、①『HbA1c6.5%以上』かつ②『eGFR45未満又は尿蛋白+以上』の者で、問診票の質問で糖尿病について未治療と回答した糖尿病性腎症の疑いがある者（未受診の可能性のある者）

方 法：文書及びリーフレットによる受診勧奨、電話で現状（体調、受診状況、生活習慣等）の確認、未受診の場合、受診勧奨を行う。未受診者には、電話勧奨の3か月後に受診状況の確認と再勧奨を行い、年度末に受診の有無を確認する。

○ 実施状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	19	36	59
受診勧奨対象者数	9	9	18
勧奨後受診者数	2	2	7

イ 糖尿病（疑）

対 象：①特定健診受診者のうち、特定保健指導未利用者で糖尿病受診勧奨判定値（血糖値 126mg/dl 以上、HbA1c6.5%以上）の者

②特定健診受診者のうち、特定保健指導対象者以外（特保外）で、糖尿病受診勧奨判定値（血糖値 140mg/dl 以上、HbA1c7.0%以上）の者

①②ともに、問診票及び受診結果から未受診の可能性がある者

方 法：文書及びリーフレットによる受診勧奨後、電話で現状（体調、受診状況、生活習慣等）の確認、未受診の場合、受診勧奨を行う。未受診者には電話勧奨の3か月後及び年度末に受診の有無を確認する。

○ 実施状況

（単位：人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	未利用者	対象者以外	未利用者	対象者以外	未利用者	対象者以外
対象者数	57	38	92	46	87	60
既受診勧奨者数(勧奨前)	31	16	42	30	46	43
勧奨後受診者数	6	9	13	8	15	12

ウ 血圧・脂質における受診勧奨

対 象：①特定健診受診者のうち、特定保健指導未利用者で血圧受診勧奨判定値（収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上）の者

脂質受診勧奨判定値（中性脂肪 300 mg/dl 以上、HDL コレステロール 35 mg/dl 未満、LDL コレステロール 140 mg/dl 以上）の者

②特定健診受診者のうち、特定保健指導対象者以外（特保外）で、血圧受診勧奨判定値（収縮期 160mmHg 以上又は拡張期 100mmHg 以上）の者

脂質受診勧奨判定値（中性脂肪 400 mg/dl 以上、HDL コレステロール 30 mg/dl 未満、LDL コレステロール 180 mg/dl 以上）の者

①②ともに、問診票及び受診結果から未受診の可能性がある者。

方 法：文書及び病態別リーフレットの送付に加えて、①については、電話で現状（体調、受診状況、生活習慣等）の確認、未受診の場合は受診勧奨を行う。

○ 実施状況（特定保健指導未利用者）

（単位：人）

病態	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	血圧	脂質	血圧	脂質	血圧	脂質
対象者数 (文書送付数)	215	165	346	228	361	216
対象者数 (電話)	210	152	338	222	359	208

○ 実施状況（特定保健指導対象者外）

（単位：人）

病態	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	血圧	脂質	血圧	脂質	血圧	脂質
対象者数 (文書送付数)	163	159	196	237	245	240

※ ア・イ・ウすべてにおいて、病態が重複している場合には、糖尿病性腎症、糖、血圧、脂質の順に、リーフレットを1種類のみ同封する。

4 健康づくり環境整備事業

(1) 健康の道登録

目的：「あいち健康の道」を登録し、市民に周知することで歩くきっかけをつくります。また、健康管理のためのウォーキングを普及します。

内容：健康の道のコース設定、登録

○ あいち健康の道登録状況

地域（中学校区）	コース名（距離km）	登録年度
篠目	リスコース（約 1.4）	平成 23 年度
	カモコース（約 2.8）	
	ゾウコース（約 4.4）	
安城南	ででむしコース（約 1.6）	平成 24 年度
	ごんぎつねコース（約 6.3）	
東山	北部コース（約 3.6）	平成 25 年度
明祥	弥厚コース（約 6.0）	平成 26 年度
安祥	安祥コース（約 5.0）	平成 27 年度
安城西	福釜コース（約 4.0）	平成 28 年度
安城北	緑道コース（約 4.0）	平成 28 年度
桜井	桜井コース（約 4.2）	平成 29 年度

※平成 26 年度に、安城南、東山、篠目地域のコースを掲載した

「健康の道ウォーキングマップ」を作成

※令和 2 年度に各コースを集約した「安城市健康の道ウォーキングマップ」を作成

(2) 健康測定会

目的：健康に関する啓発と合わせて、多くの市民が集まる場所などで健康測定会を実施し、健康づくりに取り組むきっかけの場とします。

対象：一般市民

内容：健康測定（体組成測定・骨強度測定・血管年齢測定・食育SATシステム・脳年齢測定・肺年齢測定等）、啓発物品配布

実施会場：市内スーパーやイベント会場、事業所、アンフォーレ、各保健事業での実施

○ 実施状況 (単位：会場、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施会場	9	10	19
参加者	281	476	1,782
20歳以上(再掲)	(280)	(461)	(1,661)

(3) あんじょう健康マイレージ事業

目的：簡易な健康づくり活動にポイントをつけ、健康づくりの意識付けを行い、それらを継続することを目的とします。

対象：市内在住、在学、在勤者

内容：BMIを計算し年齢別にポイントが加算される「年齢別部門」、毎日の健康づくりの目標を立てて取り組む「目標トライ部門」とそのほかに体重や血圧を測定し加算される「ボーナスポイント」などに挑戦し、100ポイントを貯め、ポイントに応じたインセンティブを与える。令和2年度より従来のチャレンジシートでの参加に加え、アプリ「あいち健康プラス」での参加も可能となった。

○ 実施状況 (単位：人、件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
100ポイント達成人数		1,051	1,170	1,121
参加 内訳	チャレンジシート	748	577	471
	アプリ	303	593	650
100ポイント達成件数(延べ)		2,882	3,550	3,573

(4) 健康づくりきっかけ教室

ア 健康づくりきっかけ教室～メタボ脱出！編～

目的：第2次健康日本21安城計画における総合指標「BMI標準の人の割合を増やす」ことの達成を目指すため、BMIに着目した教室を開催することを目的とします。

対象：BMIが24.0～26.5のこれから運動を始めようと思っている40歳以上64歳以下の男女

内容：運動講師による自宅でも取り組める運動指導、管理栄養士による栄養指導、健康測定など

回数：教室参加型 全8回

オンライン参加型 全4回

○ 実施状況 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数(延べ)	13(102)	5(45)	7(46)

イ 健康づくりきっかけ教室～子育てママ編～

目的：運動習慣のある人の割合が少ない勤労世代等の女性(子育て中の母親)に対し運動を始めるきっかけを作り、また、自らの健康について考えるきっかけを作ることを目的とします。

対象：生後3か月から6か月未満児と母親(母のみの参加も可)

内容：母親である女性が自宅でも取り組める手軽な運動、健康に関する情報提供、健康測定、絵本の読み聞かせなど

○ 実施状況 (単位：回、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	14	24	24
参加者数	50	81	201

ウ 星空ヨガ

目的：就労世代に対し、自らの健康について考えるきっかけを作ることを目的とします。

対象：安城市内在住・在勤・在学の小学生以上(小中学生は要保護者同伴)

内容：プラネタリウムの椅子を利用したチェアヨガ

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度
実施回数	3	3
参加者数	118	114

※生涯学習課と共催

(5) あんじょう健康大学

目 的：健康に関する正しい知識を普及することにより、「自らの健康は自ら管理して守る」という認識と自覚を高め、一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸へと繋げられることを目的とします。

対 象：市内在住、在学、在勤者

実施会場：保健センター

○ 実施内容 (単位：人)

	月 日	講 師 名	演 題	参加者数
1	9月3日 (土)	安城更生病院 循環器内科 植村 祐介 氏	今日がチャンス！知っておきたい「心不全」の話	55
2	9月13日 (火)	あおい薬局 服部 祐果 氏	正しい市販薬の選び方	32
3	10月22日 (土)	八千代病院 小林 一郎 氏	外科医が解説！分かりやすい乳がんの話	27
4	11月19日 (土)	至学館大学・短期大学部 氏原 隆 氏	一流アスリートから学ぶ こころの保ち方～アンガーマネジメントとリラクセーション～	36
	動画配信			8
5	11月29日 (火)	池浦クリニック 川久保 明利 氏	糖尿病になりにくい生活習慣	37
参加者計				195

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	5	5	5
受講者数	149	222	195

※令和2年度より市民健康講座と統合

(6) 食育メイト養成講座

目 的：地域の食に関する課題を改善するための担い手を養成します。

期 間：第1期 令和4年6月13日～7月25日

第2期 令和4年10月3日～11月14日

○ 実施内容

	講話内容・実施内容など	講師
1	食育メイトとは	健康推進課管理栄養士
	食育メイトの活動内容	食育メイト
	調理室の使い方	健康推進課管理栄養士
	調理の基本	健康推進課管理栄養士
	調理実習	食育メイト
	シニアの食事について	健康推進課管理栄養士
2	生活習慣病予防について	管理栄養士 大久保里香氏
	調理実習	食育メイト
	運動習慣について 運動実習	健康づくりアドバンスリーダー 板倉厚子氏
3	こどもの食事情	保育課管理栄養士
	調理実習	食育メイト
	食事の見直し	管理栄養士 柴田愛子氏
	食品衛生について	管理栄養士 柴田愛子氏
4	第2次健康日本21安城計画改定版 いのち支える安城計画（安城市自殺対策計画）	健康推進課保健師
	材料分け	健康推進課管理栄養士
	調理実習	食育メイト
	食育メイトの活動内容	食育メイト
	修了証授与式	健康推進課管理栄養士

○ 実施状況

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受 講 者 (延べ)	8	8 (22)	14 (48)
修 了 者 (※)	7	6	13 (2)

※前年度受講者で今年度補講ののち終了した人数

(7) 食育メイト育成講座

目 的：市民に対して食生活・健康づくりを地域に広めるボランティア活動を行うための知識と技術を身につけます。

○ 内 容

日 程	講話内容・実施内容など	講 師
5月19日(木)	「食品衛生・調味料の計り方について」	健康推進課管理栄養士
5月20日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
7月21日(木)	「ヨーグルトセミナー」	雪印メグミルク株式会社
7月22日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
9月29日(木)	「低栄養予防について」	名古屋学芸大学 実習生
9月30日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
11月17日(木)	「おいしいだしのとり方」	株式会社 伊藤商店 伊藤 佳子氏
11月18日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
1月19日(木)	「食生活の現状と食育の推進について」	東海農政局 職員
1月20日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
3月16日(木)	「今年度及び次年度の活動について」	健康推進課管理栄養士
3月17日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士

○ 実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	8	12	12
参加者数	180	234	241

(8) 安城市健康づくりサポーター事業

目的：市内で健康づくり活動を行う団体又は個人を安城市健康づくりサポーターとして登録し、サポーターの活動を周知、支援することにより、市民、在勤者及び在学者の健康の増進を図ります。

内容：サポーター活動の市公式ウェブサイトでの掲載や保健センターの所有する健康関連資材の貸出しなどを行う。

○ 実施状況

区 分	個人	団体
登録数	19	19

(9) 安城市まちな健康おくすり屋さん事業

目的：安城市及び安城市薬剤師会が、市民の健康づくり活動に向けた環境整備を協働で進めることにより、市民の健康づくりを推進します。

内容：簡易な健康測定機器の設置、特定健診及びがん検診の受診啓発、健康づくり事業啓発、かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の普及促進、お薬手帳の活用促進、たばこの健康被害周知と禁煙相談、妊娠・授乳・新生児のお薬相談、認知症相談、栄養相談など

登録薬局：46店舗（令和5年4月1日現在）

○ 実施状況

（単位：店舗、件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録薬局	46	46	46
健康測定	40	14	13
健康相談	120	100	121

V 地 域 支 援 事 業

(一般介護予防事業)

V 地域支援事業（一般介護予防事業）

要支援・要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した生活を営むことができるよう、一般介護予防事業を実施します。

1 介護予防普及啓発事業

(1) 老人クラブ等健康教育（まちかど講座）

目的：老年期を健康で豊かに過ごすため知識の普及を図ります。

対象：老人クラブ、町内会等

周知方法：老人クラブ会長会議にて説明、市公式ウェブサイト掲載

日時・会場：各団体と協議の上決定

従事者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
老人クラブ	21	666 (666)	42	1,110 (1,109)	47	1,337 (1,332)
その他	6	141 (137)	8	192 (190)	13	284 (282)

※（ ）内は65歳以上再掲

(2) のびのび倶楽部自主活動支援

目的：のびのび倶楽部が運動自主グループとして活動を継続することができるよう支援します。

対象：のびのび倶楽部参加者

内容：健康相談、血圧測定、希望グループはご当地体操等、通信誌の発行

従事者：保健師、看護師、健康づくりリーダー

○ 実施状況 (単位：箇所、回、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会場数	6	6	6
延実施回数	11	8	9
延参加人数	124	80	90

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延実施回数4回中止

※令和3年度より実施回数を各会場3回から2回へ変更

(3) 老人クラブ等健康相談

目的：保健師等による血圧相談を実施し、健康管理の相談の機会とします。

対象：老人クラブ、町内会等

周知方法：老人クラブ会長会議にて説明

日時会場：各団体と協議の上決定

従事者：保健師、看護師

○ 実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
老人クラブ	4	24	5	61	7	89
のびのび倶楽部(再掲)	11	124	8	80	9	90
その他	0	0	0	0	1	7
計	15	148	13	141	17	196

(4) 8020 歯科健康診査・表彰式

目的：8020運動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

対象：年度末時点で80歳以上の者

実施主体：安城市歯科医師会

周知方法：個人通知(年度末時点で80歳となる者)、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・安城市歯科医師会ホームページに掲載

内容：個人通知等による周知(歯科医師からの推薦により表彰：80歳以上で20本以上自分の歯がある人(既に表彰を受けた人を除く))

○ 実施状況

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受賞者数	169	221	262

VI 救 急 診 療

VI 救急診療

1 休日夜間急病診療所事業

昭和52年桜町に安城市休日急病診療所（診療科目：内科・小児科）が設置され、休日に市内で急病人が発生した場合、その応急診療を行うため、医師会、薬剤師会の協力のもとに診療を行ってきました。

昭和62年横山町に保健センターが設置されたことにより、休日急病診療所も保健センター内に移転しました。

安城更生病院の夜間救急受診者数の増加を緩和するため、平成17年4月から休日夜間診療、平成18年4月から土曜夜間診療を、平成22年4月から平日夜間診療を始めました。これに伴い、市内医療機関において輪番制で行っていた平日夜間診療事業（午後6時～9時）を廃止しました。

また、平成20年10月から、歯科医師会の協力のもと、休日診療所内に歯科を開設しました。

平成28年7月から改修工事を行い、診察室を個室化し隔離室や歯科待合室を新設し、10月から診療を再開しました。改修中である平成28年7月から9月までの間、休日夜間急病診療所の歯科診療については、在宅当番医で実施しました。

(1) 事業の経過

昭和52年4月	桜町に休日急病診療所設置
昭和62年4月	横山町に移転
平成17年4月	休日夜間診療開始
平成18年4月	土曜夜間診療開始
平成20年10月	休日歯科診療開始
平成22年4月	平日夜間診療開始 安城市休日夜間急病診療所に名称変更

(2) 診療日・受付時間・診療時間

診療科目	診療日	受付時間	診療時間
内科 ・ 小児科	月曜日～金曜日	午後 8 時～10 時	午後 8 時 30 分～10 時
	土曜日	午後 5 時～9 時	午後 5 時 30 分～9 時 30 分
	日曜日、祝日、 年末年始 (12 月 30 日～ 1 月 3 日)	午前 8 時 30 分～11 時 30 分 午後 1 時～4 時 30 分 午後 5 時 30 分～9 時	午前 9 時～正午 午後 1 時～5 時 午後 5 時 30 分～9 時 30 分
歯科	日曜日、祝日、 年末年始 (12 月 30 日～ 1 月 3 日)	午前 8 時 30 分～11 時 30 分 午後 1 時～4 時 30 分	午前 9 時～正午 午後 1 時～5 時

(3) 内科・小児科患者状況

ア 年齢別患者数

(単位：人)

年度		年齢	0～4歳	5～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上	計
令和4年度	男	平日夜間	114	163	319	175	29	800
		土曜夜間	148	156	205	144	34	687
		日祝昼間	429	490	845	495	91	2,350
		日祝夜間	170	174	301	161	36	842
	女	平日夜間	92	142	299	176	39	748
		土曜夜間	103	111	183	166	36	599
		日祝昼間	332	383	679	522	97	2,013
		日祝夜間	132	129	230	142	32	665
	小計	平日夜間	206	305	618	351	68	1,548
		土曜夜間	251	267	388	310	70	1,286
		日祝昼間	761	873	1,524	1,017	188	4,363
		日祝夜間	302	303	531	303	68	1,507
計			1,520	1,748	3,061	1,981	394	8,704

イ 第2次・3次病院等への紹介患者数

(単位：人)

区分 年度	安城更生病院					八千代病院					その他					合計
	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	
令和2 年度	13	13	41	18	85	2	3	1	1	7	1	0	5	0	6	98
令和3 年度	16	17	86	28	147	1	0	5	2	8	0	0	1	0	1	156
令和4 年度	13	6	50	19	88	2	5	4	0	11	2	0	1	1	4	103

ウ 病院を紹介した件数

(単位：件)

区分 年度	来 所					電 話					合計
	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	
令和2 年度	31	42	93	37	203	99	113	225	142	579	782
令和3 年度	41	28	64	38	171	187	130	232	132	681	852
令和4 年度	41	25	54	22	142	223	129	210	159	721	863

エ 流行性の疾病の動態

(単位：人)

区分 年度	エン ザフル A	エン ザフル B	コ ロ ナ 新 型	感 染 症	溶 連 菌	麻 し ん	風 し ん	水 痘	耳 下 腺 炎	流 行 性	胃 腸 炎	感 染 性	他 伝 染 病	計
令和2 年度	0	1	8	11	0	0	0	5	3	48	0	0	68	
令和3 年度	0	0	406	12	0	0	0	8	7	89	0	0	522	
令和4 年度	187	0	3,442	0	0	0	0	3	1	27	0	0	3,660	

(4) 歯科患者状況

ア 年齢別患者数

(単位：人)

年齢 年度・区分		0～4歳	5～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上	計
		令和2年度	23	44	86	135	22
令和3年度		20	49	106	120	41	336
令和4年度	男	10	24	38	79	12	163
	女	8	19	33	59	23	142
	計	18	43	71	138	35	305

イ 主訴別患者数

(単位：人)

年度	区分	疼痛	腫脹	離脱	出血	脱臼	その他	計
	令和2年度		139	45	64	2	6	54
令和3年度		153	46	75	0	5	57	336
令和4年度		125	48	75	6	3	48	305

安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例

昭和52年3月31日

条例第18号

改正 昭和53年3月30日安城市条例第25号
昭和62年3月27日安城市条例第13号
平成元年3月25日安城市条例第20号
平成4年6月24日安城市条例第29号
平成6年3月31日安城市条例第19号
平成9年3月26日安城市条例第21号
平成12年3月23日安城市条例第16号
平成14年12月24日安城市条例第39号
平成18年6月29日安城市条例第24号
平成20年6月30日安城市条例第23号
平成22年3月26日安城市条例第6号
平成28年12月26日安城市条例第54号
令和元年7月1日安城市条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、安城市休日夜間急病診療所（以下「診療所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 休日及び夜間に急病患者の応急診療を行うため診療所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 安城市休日夜間急病診療所

位置 安城市横山町下毛賀知106番地1

(診療科目)

第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 内科

(2) 小児科

(3) 歯科

(運営協議会)

第5条 診療所の適正な管理運営及び医療問題を協議するため、安城市休日夜間急病診療所運営協議会を置く。

(診療料及び文書料)

第6条 診療所を利用する者は、別表第1及び別表第2の定めるところにより、診療料及び文書料を納付しなければならない。

(利用者等の義務)

第7条 診療所を利用する者及びその関係者(以下「利用者等」という。)は、この条例及びこれに基づく規則並びに管理者の指示に従うとともに、診療所の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(損害賠償)

第8条 利用者等が、故意又は過失により診療所の建物及び附属設備その他器具を破損し、又は滅失したときは、市長の認定した額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、診療所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により第6条の規定による診療料及び文書料の納付を免れた者に対しては、その納付を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月30日安城市条例第25号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月27日安城市条例第13号)

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則(平成元年3月25日安城市条例第20号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月24日安城市条例第29号)

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日安城市条例第19号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 6 日安城市条例第 2 1 号）

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 3 日安城市条例第 1 6 号）

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 4 年 1 2 月 2 4 日安城市条例第 3 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 6 月 2 9 日安城市条例第 2 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 6 月 3 0 日安城市条例第 2 3 号）

この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 6 日安城市条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日安城市条例第 5 4 号）

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 1 日安城市条例第 9 号）

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

診療料	納付時期
健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 7 6 条第 2 項の規定その他法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額	診療を受けたとき。 ただし、法令の規定により他の機関が納付すべきものは、その定めによる。

別表第2（第6条関係）

種類	単位	金額	納付時期
診断書	1通	1,100円	交付を受けたとき。
死亡診断書	1通	1,630円	

安城市休日夜間急病診療所の管理及び運営に関する規則

昭和52年3月31日

安城市規則第6号

改正 昭和55年5月13日安城市規則第14号
昭和62年3月27日安城市規則第7号
昭和59年12月12日安城市規則第29号
平成17年3月10日安城市規則第9号
平成14年5月13日安城市規則第33号
平成20年3月31日安城市規則第28号
平成18年2月24日安城市規則第4号
平成22年3月26日安城市規則第12号
平成21年3月31日安城市規則第14号
平成24年3月30日安城市規則第18号
昭和57年12月13日安城市規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第18号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、安城市休日夜間急病診療所（以下「診療所」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療の種類)

第2条 診療所の診療は、外来のみとする。

(診療日及び診療時間)

第3条 診療日及び診療時間は、次の表のとおりとする。

診療科目	診療日	診療時間
内科 ・ 小児科	日曜日及び休日等（休日及び12月30日から翌年1月3日までをいう。以下同じ。）	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分まで
	土曜日（休日等を除く。）	午後5時30分から午後9時30分まで
	月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）	午後8時30分から午後10時まで
歯科	日曜日及び休日等	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、診療日及び診療時間を変更することができる。

（管理者）

第4条 診療業務を適正に運営するため診療所長を置くものとする。

（運営協議会委員）

第5条 条例第5条に規定する安城市休日夜間急病診療所運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 保健医療関係団体の代表者
- （2） 地域住民の代表者
- （3） 知識経験を有する者

（委員の任期）

第6条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役職により委嘱された委員の任期は、当該職在職の期間とする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子育て健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月13日安城市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月13日安城市規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月12日安城市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日安城市規則第7号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月13日安城市規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月10日安城市規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日安城市規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日安城市規則第28号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日安城市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日安城市規則第12号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日安城市規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

令和5年度安城市休日夜間急病診療所運営協議会委員

(敬称略)

氏名	委員の団体名称・役職	任期
岡本 雅彦	安城市医師会会長	R5.4.1～R7.3.31
度会 正人	安城更生病院院長	R5.4.1～R7.3.31
小林 一郎	八千代病院院長	R5.4.1～R7.3.31
大場 茂	安城市歯科医師会会長	R5.6.24～R7.3.31
服部 宏明	安城市薬剤師会会長	R5.4.1～R7.3.31
丸山 晋二	衣浦東部保健所所長	R5.4.1～R7.3.31
神谷 基弘	安城市町内会長連絡協議会書記	R5.5.24～R7.3.31
黒柳 厚子	安城市食育健康づくりの会会長	R5.4.1～R7.3.31

(令和5年7月1日現在)

VII 安城市保健センター概要

VII 安城市保健センター概要

1 施 設

所在地	安城市横山町下毛賀知106番地1		
敷地面積	4,502㎡ (内707.28㎡借地)		
本館の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 (一部4階建)		
竣工	昭和62年3月25日		
建物面積	建設経費		
建築面積	1,076.78 ㎡	設計監理	28,000千円
各階面積	1階 996.16 ㎡	工事費	747,105千円
(内休診)	344.27 ㎡	備品費	105,798千円
2階	957.60 ㎡	財源内訳	
3階	951.96 ㎡	国庫補助金	32,802千円
P H	100.56 ㎡	県費補助金	32,802 + 11,100
合計	3,006.28 ㎡		(保健センター) (休診)
附属建物			43,902千円
車庫	113.29 ㎡	市債	577,899千円
自転車置場	56.00 ㎡	起債	226,300千円
ポンプ室	8.06 ㎡	合計	880,903千円

保健センターの老朽化による不具合改善と将来の事業運営を見据え、平成28年度に改修工事を実施しました。(工事請負費 524,115千円)

保健センター1階に相談室、集団指導室、授乳室を新設し、3階を乳幼児健診エリアに全面改修しました。

休日夜間急病診療所については、診察室を個室化し、隔離室や歯科待合室を新設するなどして、床面積を約1.5倍に増床しました。

2 保健センター主要備品 (100万円以上)

品名	購入月日
プロボックス	平成16年5月
プロボックス	平成16年6月
レントゲン室	平成20年9月
歯科診療ユニット	平成20年9月
超音波診断装置	平成23年3月
歯科用窓口会計機	平成25年9月
ヴィッツ	平成27年10月
高圧蒸気滅菌器	平成28年3月
高圧蒸気滅菌器	平成28年6月
医科用窓口会計機	平成28年9月
照明付移動式書棚	平成28年12月
食育SATシステム	平成29年2月
液晶プロジェクター	平成29年3月
骨強度測定器	平成29年5月
エブリィ	平成30年2月
屈折検査機器	令和4年9月

3 利用状況（保健センター実施分）

（単位：回、日、人）

種目	令和4年度	
	実施回数	利用人数
新型コロナワクチン接種事業（集団接種）	13	3,379
休日夜間急病診療所	365	9,009
母子保健事業	965	12,422
母子健康手帳交付及び妊産婦相談	243	1,613
パパママ教室 べんきょう編、えいよう編	26	839
4か月児健診	42	1,449
1歳6か月児健診	42	1,515
3歳児健診	43	1,645
発達心理相談	171	293
スクスク子育て相談室	24	1,249
乳幼児電話面接相談	243	1,978
ゴックン教室	48	911
カミカミ教室	46	645
母乳準備のぶち講座	12	123
思春期保健相談	25	162
成人保健事業	804	2,565
健康相談 成人保健相談	303	605
（電話・面接）	243	381
カラダいきいき栄養相談	48	209
家族のためのホッと相談日	12	15
健康教育	49	356
あんじょう健康大学	5	195
女性のための健康教育 （子宮頸がん）	44	161
きっかけ教室※保健センターでの実施分	20	137
メタボ脱出！編	8	43
子育てママ編	12	94
食育メイト養成講座	8	48
食育メイト育成講座	12	241
特定保健指導（初回、評価の面接・電話）	40	80
計	2,147	27,375

安城市保健センターの設置及び管理に関する条例

昭和62年3月27日
安城市条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、安城市保健センター（以下「保健センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の保健衛生に関する事業を推進するため、保健センターを設置するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 安城市保健センター
- (2) 位置 安城市横山町下毛賀知106番地1

(運営協議会)

第3条 保健センターの適正かつ円滑な運営を図るため、安城市保健センター運営協議会を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、保健センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

安城市保健センターの管理及び運営に関する規則

昭和62年3月27日

安城市規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年安城市条例第18号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、安城市保健センター（以下「保健センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 医療法（昭和23年法律第205号）第10条第2項の規定に基づき、保健センターに管理医を置く。

2 前項に定めるもののほか、保健センターに事務局長、事務局長補佐その他の職員を置く。

(開館時間)

第3条 保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 保健センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(遵守事項)

第5条 保健センターを利用しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 秩序ある行動をとること。
- (2) 指定した場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 危険物の携帯をしないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売をし、又は壁、柱等に貼り紙等

をしないこと。

(5) その他管理運営上支障をきたす行為をしないこと。

(運営協議会委員)

第6条 条例第3条に規定する安城市保健センター運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 保健医療関係団体を代表する者

(2) 地域住民組織を代表する者

(3) 事業所を代表する者

(4) 市民

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

令和5年度安城市保健センター運営協議会委員

(敬称略)

氏 名	委員の団体名称・役職	任 期
岡本 雅彦	安城市医師会会長	R5.4.1～R7.3.31
野村 晴彦	安城市歯科医師会副会長	R5.6.24～R7.3.31
服部 宏明	安城市薬剤師会会長	R5.4.1～R7.3.31
丸山 晋二	衣浦東部保健所所長	R5.4.1～R7.3.31
神谷 明文	安城市社会福祉協議会会長	R5.4.1～R7.3.31
神谷 基弘	安城市町内会長連絡協議会書記	R4.5.24～R6.3.31
鈴木 忠秋	安城市民生委員児童委員協議会副会長	R4.12.1～R6.3.31
日下 昭則	安城市老人クラブ連合会会長	R4.4.1～R6.3.31
鈴木 盛久	公益財団法人安城市スポーツ協会副理事長	R4.4.1～R6.3.31
榊原 由高	あいち中央農業協働組合組織生活課課長	R4.4.1～R6.3.31
岩井 初幸	安城市商工会議所事務局長	R4.4.1～R6.3.31
黒柳 厚子	安城市食育健康づくりの会会長	R5.4.1～R7.3.31
中村 沙織	安城市教育委員会委員	R4.4.1～R6.3.31
吉本 敦	安城市小中学校校長会委員	R5.4.1～R6.3.31
近藤 恭子	市民代表（公募）	R4.4.1～R6.3.31
橋本 晃	市民代表（公募）	R4.4.1～R6.3.31

(令和5年7月1日現在)

VIII その他関係事業

VIII その他関係事業

1 献血推進事業

昭和41年、安城市献血推進協議会が発足し、安城市における輸血用血液の健全な確保を図り、市内の医療機関に供給するため地域の献血の効果的な推進を図ることを目的としています。

昭和61年から400ml献血が実施されるとともに献血基準が明確になりました。

また、平成23年には、男性の400ml献血が17歳から可能になるなど、採血基準の一部改正がありました。

○ 実施状況

(単位：人)

区分 年度	受付	採血者数			不適
		200ml	400ml	計	
令和2年度	2,961	81	2,456	2,537	424
令和3年度	3,680	101	3,085	3,186	494
令和4年度	2,895	89	2,441	2,530	365

安城市献血推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、安城市献血推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、安城市保健センターに置く。

(目 的)

第3条 協議会は、輸血用血液の確保及び地域の献血の効果的な推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 献血思想の普及
- (2) 献血組織の育成
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項

(表 彰)

第5条 協議会は献血への功績が顕著なものに対し、表彰要綱の定めるところにより表彰を行うものとする。

(委 員)

第6条 協議会は、職域及び地域の代表者、学識経験者、医療機関の代表者並びに関係行政機関の職員等をもって組織する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 会長は安城市医師会長をもって充て、副会長は安城市社会福祉協議会長をもって充てる。

(職 務)

第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は経理を掌り、及び監事は会計を監査する。

(利益相反行為)

第 9 条 協議会と会長又は会長がその長である団体との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合においては、副会長が協議会を代表する。

(会 議)

第 1 0 条 会議は必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第 1 1 条 協議会の事務を処理させるため、事務局を子育て健康部健康推進課に置く。

(会計年度)

第 1 2 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(経 費)

第 1 3 条 協議会に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(その他)

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は昭和 4 1 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 5 9 年 7 月 2 日から施行し、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は平成 1 4 年 7 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規約は平成 2 0 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は平成22年7月6日から施行する。

附 則

この規約は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成28年8月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

安城市献血推進協議会 表彰要綱

安城市献血推進協議会規約第5条の規定による表彰は、本要綱の定めるところとする。

- 1 表彰は献血への功績が顕著な個人を対象とする。
- 2 表彰の基準及び方法は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 献血回数15回および25回達成者に対し、献血会場で記念品を贈呈する。
 - (2) 25回達成以後は、さらに25回達成するごとに、献血会場で記念品を贈呈する。
 - (3) 達成回数は、献血カードによるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年7月2日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

令和5年度安城市献血推進協議会委員名簿

(敬称略)

職域地域団体役職名	代表者名
安城市医師会会長	岡本 雅彦
安城市社会福祉協議会会長	神谷 明文
安城更生病院事務部長	池田 真紀
八千代病院事務長	山口 久代
安城市町内会長連絡協議会書記	神谷 基弘
株式会社マキタ取締役執行役員	大津 行弘
愛三工業株式会社安全衛生推進室主幹	井口 憲一
衣浦東部保健所生活環境安全課長	山本 誉也
安城市社会福祉協議会総務課長	杉本 修
安城更生病院総務課長	鷺野 修三
八千代病院総務課課長	佐藤 智教

(令和5年7月1日現在)

2 骨髄提供者等助成事業

目的：骨髄又は末梢血幹細胞を提供した人（ドナー）の負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者数の増加を図るため、ドナーとドナーが勤務する事業所に対し補助金を交付します。

対象と補助額：

対 象	補助金の額
[ドナー] 骨髄等の提供日に市内に住所を有し、日本骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行ったドナー	入院又は通院 1日につき2万円 （上限7日間）
[事業所] 上記ドナー（個人事業主を除く）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く）	入院又は通院 1日につき1万円 （上限7日間）

○ 支給状況

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ドナー	2	1	2
事業所	2	0	0

3 自動体外式除細動器（AED）管理

自動体外式除細動器（AED）は、平成16年7月から一般の人にも使用が認められたことを受け、市ではAEDの普及を目的として、平成18年4月から市内各施設に設置しています。

（1）AED貸出事業

市民を対象に行うスポーツ競技その他の各種行事、イベント、講習会等を実施する団体に貸し出しを行っています。

貸出場所： ・保健センター（健康推進課） ・北部公民館（北部出張所）
 ・中央公民館（へきしんギャラクシープラザ）
 ・西部公民館 ・作野公民館
 ・二本木公民館 ・安祥公民館
 ・中部公民館

○ 貸出状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸出回数	7回	5回	10回

(2) AED管理

市内各公共施設等に設置したAEDの管理、消耗品の交換を定期的に行っています。

○ AED設置状況（健康推進課管理）

設置年度	場所	備考
平成18年度	主な公共施設、小・中学校	計72台
平成19年度	幼稚園、保育園	計44台
平成20年度	安城市役所（社会福祉課）、安城市民会館、総合福祉センター、桜井公民館、北部公民館、南部公民館	愛三工業からFRx6台の寄贈を受ける
平成21年度	アグリライフ支援センター、市民活動センター	2台新設
平成22年度	あんぱ〜く	1台新設
平成23年度	シルバー人材センター	1台新設
平成24年度	浄水管理事務所	1台新設
平成25年度	安祥福祉センター	1台新設 平成18年度設置72台更新
平成26年度		平成19年度設置44台更新 ※内16台は子ども課管理
平成27年度	市内6公民館	平成27年10月より貸出施設を6か所から12か所に増設
平成28年度	市内全小中学校（29校）のAEDを、屋外収納ボックスに移設	平成21年度設置2台更新
平成29年度	安城市役所（議会事務局）、子ども課管理アンフォーレ	2台新設 アイシンAWから日本光電製2台の寄贈を受ける 平成22年度設置1台更新
平成30年度	安城市総合運動公園（陸上競技場、ソフトボール場、テニスコート）屋外収納ボックス	3台新設
令和4年度	安城市保健センター	2台増設

○ A E D 設置場所（健康推進課管理）

安城市役所(市民課)	1	安城南中学校	1	丈山苑	1	えのきこども園	1
安城市役所(議会事務局)	1	安城北中学校	1	東祥アリーナ安城 (安城市体育館)	1	みのわ保育園	1
安城市役所(社会福祉課)	1	明祥中学校	1	安城市総合運動公園 陸上競技場	1	新田保育園	1
安城市役所 西庁舎	1	安城西中学校	1	安城市総合運動公園 スポーツセンター	2	赤松保育園	1
安城市役所 さくら庁舎	1	桜井中学校	1	安城市総合運動公園 陸上競技場(屋外)	1	三ツ川こども園	1
総合斎苑	1	東山中学校	1	DENSO BRIGHT PEGASUS STADIUM (安城市ソフトボール場・屋外)	1	みその保育園	1
保健センター	4	安祥中学校	1	安城市総合運動公園 テニスコート(屋外)	1	桜井保育園	1
堀内公園	1	篠目中学校	1	マーメイドパレス	2	錦保育園	1
教育センター	1	作手高原野外センター	1	図書情報館	1	作野保育園	1
安城中部小学校	1	茶白山高原野外センター	1	アンフォーレ	2	安城こども園	1
安城南部小学校	1	総合福祉センター	1	アグリライフ支援センター	1	さくのこども園	1
安城西部小学校	1	北部福祉センター	1	市民交流センター	1	安城北部こども園	1
安城東部小学校	1	西部福祉センター	1	歴史博物館	1	子ども発達支援センター (あんステップ)	1
安城北部小学校	1	作野福祉センター	1	デンパーク	2	あんば〜く	1
錦町小学校	1	桜井福祉センター	1	安城北部幼稚園	1	安城市民会館	1
高棚小学校	1	中部福祉センター	1	東栄こども園	1	安城市シルバー人材セン ター	1
明和小学校	1	社会福祉会館	1	安城保育園	1	浄水管理事務所	1
志貴小学校	1	へきしんギャラクシープラザ (文化センター)	2	あけぼの保育園	1	安祥福祉センター	1
桜井小学校	1	青少年の家	1	南部保育園	1	合計	123
作野小学校	1	桜井公民館	1	西部保育園	1		
祥南小学校	1	北部公民館	2	和泉保育園	1		
丈山小学校	1	西部公民館	2	東端保育園	1		
二本木小学校	1	作野公民館	2	城ヶ入こども園	1		
里町小学校	1	安祥公民館	2	東部こども園	1		
桜町小学校	1	東部公民館	1	高棚こども園	1		
桜林小学校	1	明祥公民館	1	志貴保育園	1		
新田小学校	1	二本木公民館	2	小川保育園	1		
今池小学校	1	中部公民館	2	さくら保育園	1		
三河安城小学校	1	昭林公民館	2	二本木保育園	1		
梨の里小学校	1	安祥閣	1	ゆたか保育園	1		

4 防災医薬品供給事業

災害時に医療活動を行なうための物資として、平成19年度から市内各公民館（基幹避難所）に防災用備蓄医薬品を配備し、平成25年度からは、市内5カ所の医療救護所に防災用備蓄医薬品を配備しました。

(1) 防災医薬品

	商品名	数量		商品名	数量	
医療品関連	ラクテック注	1箱	材料関連	フェイスシールド一式	100個	
	ラクテックG注	1箱		N95マスク	10枚	
	大塚生食注	5箱		防護服	1箱	
	ソリタT3号輸液	2箱		コロナ検査キット	2箱	
	ノルアドレナリン注	1箱		インフルエンザ検査キット	2箱	
	ネオフィリン注	1箱	外科用器材	糸付縫合各針	20箱	
	キシロカイン注ポリアンブ 0.5%	5箱		ピンセット (ディスポ)	40本	
	20%ブドウ糖	10本		外科ピンセット	10本	
	ロキソニン錠	8箱		外科剪刀 (クーパー)	10本	
	カロナル細粒	1箱		止血鉗子 (モスキート)	10本	
	サワシリンカプセル250	2箱		止血鉗子 (コッヘル)	10本	
	メイアクト錠100mg	3箱		スワンモートン替刃ハンドル	4箱	
	ガスター錠	3箱		ディスポーザブルスカルペル	2箱	
	セフゾン細粒小児用10%	6箱		持針器	4本	
	PL顆粒	1箱		開口器	1個	
	ブスコパン錠10mg	2箱		診断道具	舌圧子	2箱
	プレドニン錠5mg	1箱			聴診器	10個
	デパス錠0.5mg	1箱			アネロイド血圧計	5台
	ニトロペン舌下錠	1箱			パルスオキシメーター	3個
	ニトロールスプレー	1箱			パルスオキシメーター用電池	6本
	メプチンエアー吸入薬	1箱	体温計 (病院用電子体温計)		10本	
	メプチンキッドエアー吸入薬	1箱	ペンライト		8本	
	アドエア	5個	ペンライト用乾電池		16個	
	テラマイシン軟膏	5本	ビニール袋 (大) (小)		6包	
	ゲンタシン軟膏0.1%	2箱	トリアージタグ		200枚	
	ロキソプロフェンNaテープ	1箱	衛生材料	ディスポミラーIII滅菌済	2袋	
	ワンショットプラスP	4箱		KENZ-コアスタイII	4箱	
	グルコジンW水	10本		KENZ-ポアテープ	2箱	
	ポピドンヨード消毒液	10本		KENZ-綿球 No.20	6袋	
	スワブスティック (ポピドンヨード)	4箱		〔優肌〕パーミロール	1箱	
	ベスケア処置・消毒セット	3箱		三角巾	20枚	
	マキロンS	2本		救急アルミックシート (未滅菌)	4枚	
	シリンジ20ml 針ナシ	1箱		ディスポシート (紙シート) (未滅菌)	20包	
注射針	2箱	滅菌救急アルミックシート		4枚		
輸液セット	4箱	シーネ (スピードスプリント)		10箱		
翼付静注針SVセット Dタイプ 23GX5/8	1箱	頸椎カラー (小児用)		1個		
救急蘇生器セット	1式	頸椎カラー (成人用)		1式		
吸痰カテーテル	20本	絆創膏		2缶		
駆血帯	6本	ラビングケアプラス		2個		
ステラーゼ 滅菌済	8箱	ヒビスコールSH		3個		
ドレープ穴無 (ガス滅菌)	1袋	サニクイック	2個			
広口洗浄瓶500mL	3本	医療施設用泡洗浄ハイター1000	2個			
ディスポ手術着	3箱	文具	ホワイトボード (シートタイプ)	1箱		
滅菌手袋	3.6箱		ノート	2冊		
プラスチックグローブ	4箱		ハサミ	8本		
マスク	4箱		ボールペン	10本		
ティッシュペーパー	2個		油性ペン	10本		
ペーパータオル	8個	ホワイトボードマーカー	10本			

・防災医薬品見直しの経過

- 平成20年度 期限切れ医薬品25品目交換
ラクテック注を3箱から1箱とし、ラクテック注Gを2箱追加。
メス替刃をディスポーザブルスカルペル（使い捨て）に変更。
滅菌手袋を追加
- 平成21年度 期限切れ医薬品1品目交換
- 平成22年度 期限切れ医薬品9品目交換。タガメット錠をガスター錠に変更
- 平成23年度 期限切れ医薬品18品目交換
- 平成24年度 期限切れ医薬品12品目交換
- 平成25年度 防災用備蓄医薬品の配備場所を、市内各公民館から市内5カ所の
医療救護所（安城北中学校・安城北部小学校・安城南中学校・丈
山小学校・桜井中学校）に変更し、それに伴い備蓄医薬品の見直
しも行った。また、外科用器材を滅菌して備蓄することとした。
期限切れ医薬品17品目交換
- 平成26年度 期限切れ医薬品8品目交換
- 平成27年度 期限切れ医薬品8品目交換。ヒビディール液をグルコジンW水に
変更。消毒セットを処置キットに変更。外科用具のピンセットを
20本から40本、クーパーを5本から10本、モスキートを5
本から10本、コッヘルを5本から10本、外科用ピンセットを
5本から10本へ変更。開口器を追加
- 平成28年度 期限切れ医薬品25品目交換。ニトロペン舌下錠1箱、ニトロー
ルスプレー1箱、メプチンエア吸入薬1箱、メプチンキッドエ
ア吸入薬1箱、アドエア500ディスクス28吸入用5個、大
塚糖液20%10本を追加
- 平成29年度 期限切れ医薬品14品目交換。ヒビスコールSH3本、ラビング
ケアプラス2本、サニクイック2本、医療施設用泡洗浄ハイター
2本、絆創膏2缶、マキロン2本、ペーパータオル8包を追加
- 平成30年度 期限切れ医薬品22品目交換
11月から市内に5か所ある医療救護所を一部変更した。
安城北部小学校を東山中学校へ、丈山小学校を明祥プラザに変更
- 令和元年度 期限切れ医薬品22品目交換
- 令和2年度 期限切れ医薬品22品目交換。ロキソニン錠を5から8箱、パセ
トシンカプセル2箱、ティッシュペーパー2箱、ホワイトボード
（シートタイプ）1箱、パーミロール1箱、ボールペン2本から

10本、油性ペン10本、ホワイトボードマーカー10本追加。
ピンセット40本をディスプレイホルダーに変更

令和3年度 期限切れ医薬品30品目交換。パセトシンカプセルをサワシリン
カプセルに、ネオヨジン液をポピドンヨード消毒液に変更。吸痰
カテーテルを2本から20本に、マスクを2箱から4箱に増量。
N95マスク10枚、防護服1箱、コロナ・インフルエンザ検査
キットを各100回分追加

令和4年度 期限切れ医薬品32品目交換。フェイスシールド一式を100個
追加

(2) 医療救護訓練

目的：発生が懸念される大規模地震での被災を想定し、発災時における医療救護体制の整備を図り、災害発生時の被害を極力少なくすることを目的として平成20年度から医師会と協働で実施しています。

平成25年度からは、総合防災訓練の一部として、関係機関と協働し、医療救護訓練を実施しています。

内容：救護所開設訓練、トリアージ訓練、応急処置訓練、通信訓練

○ 実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施日		新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止	新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止	新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止
実施場所				
トリアージ患者 (人)				
通信訓練				
参加者 (人)	医師会			
	歯科医師会			
	薬剤師会			
	安城更生病院			
	八千代病院			
	看護専門学校			
	町内会			
	地区スタッフ			
	市職員 (他課応援)			
健康推進課				

IX あ

ゆ

み

IX あ ゆ み

- 昭和41年1月 母子保健法施行
- 43年4月 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種開始
〃 胃検診（集団）開始
- 50年2月 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種一時中止
- 52年4月 風しん予防接種（中2女子）開始
〃 子宮がん検診（集団）開始
- 53年4月 麻しん予防接種開始
〃 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種再開
- 56年4月 胃検診（個別）開始
- 57年4月 子宮がん検診（個別）開始
- 58年2月 老人保健法施行
- 58年4月 結核予防法一部改正
- 61年4月 狂犬病予防業務電算処理開始
- 62年4月 安城市保健センター開館
〃 人間ドック開始
〃 人間ドック事後指導開始
〃 健康づくり体操開始
〃 育児相談開始
〃 ブライダルセミナー開始
〃 一般健康診査から基本健康診査に変更
〃 乳腺検査開始（集団）
- 7月 母子保健マニュアルの集計、報告開始
- 10月 子宮がん検診開始（保健センター・集団）
- 63年4月 幼児教室開始
〃 1歳6か月児健診精密検査事業開始
〃 1歳6か月児健診における心理相談開始
〃 パパ・ママ教室が保健所との共催事業となる
〃 保健センターに栄養士配属される
- 5月 予防接種業務電算処理開始

平成元年	4月	乳がん検診（個別）開始
	〃	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種開始
	10月	健康フェスティバル開始
2年	1月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種一時中止
2年	4月	幼児教室の名称変更し、1歳児の歯の教室とする
	〃	機能訓練教室開始
	〃	シェイプアップ教室を市単独事業として実施
	〃	健康料理教室開始
3年	4月	病態別食生活健康相談開始
	〃	肺がん検診開始
4年	4月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種、個別接種で再開
	〃	独居老人食生活改善事業開始
5年	2月	多門墓地112区画貸付
5年	4月	人間ドック毎週月曜日～木曜日実施
	〃	人間ドックで肺がん検診、大腸がん検診を開始
	〃	胃がん検診（集団）人間ドックの中で1日2名に変更
	〃	小学生の胸部X線間接撮影中止
	〃	機能訓練（のぞみの会）開始
	5月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種一時中止
	6月	総合健康診査（40歳及び50歳を対象）を開始
	〃	生活習慣改善指導を開始
	〃	胃部レントゲン装置購入（合計2装置となる）
	〃	〃 〃 室増設（合計2室となる）
6年	3月	老人保健福祉計画策定
6年	4月	乳がん検診（集団）に触診を追加（午後の部）
	5月	地区別健康相談開始
	6月	総合セット健康診査の対象を40歳以上とする
	〃	眼底カメラ装置、眼圧計装置更新
	7月	レントゲン自動現像機更新
	10月	予防接種法及び結核予防法一部改正
	11月	狂犬病予防法の一部改正

- 7年 4月 肺がん検診、大腸がん検診個別で開始
 // 超音波骨密度測定装置購入
 // 人間ドックで骨強度検査を開始
 // 総合福祉センターで機能訓練開始
 // ヘルスメイト養成講座開始
 // 安城市健康づくり食生活改善協議会発足
 5月 人間ドック毎週月曜日～金曜日実施
 10月 成人歯科健診（個別）開始（40歳・50歳）
 11月 心電計装置更新
 12月 橋目墓園拡張工事（103区画増設）
- 8年 3月 多門 // （437区画増設）
- 8年 4月 歯科休日診療（在宅当番医制）開始
 // 乳がん検診（集団）午後の部に触診を追加
 12月 第2駐車場（センター西北側、59台）新設
 // 第3駐車場（センター西側、24台）舗装
 // 安城市霊園の設置及び管理に関する条例公布、施行
 // 安城市霊園の管理に関する規則公布、施行
 // 墓園を霊園に改称（橋目、多門霊園）
- 9年 3月 安城市母子保健計画策定
- 9年 4月 改正母子保健法施行
 // 安城市健康診査実施要綱の制定
 // 麻しん、風しん（乳幼児）の個別接種開始
 // 人間ドック、婦人科検診に体脂肪測定追加
 // 婦人科検診に骨強度検査を追加
 // 超音波骨密度測定装置購入（合計2台）
 // 体脂肪計付自動身長体重計購入
 // 妊婦健康診査（医療機関委託）開始
 // 妊産婦歯科健康診査（集団）開始
 // 乳児健康診査（医療機関委託）開始
 // 4か月児健康診査開始
 // 離乳食講習会（前期）開始
 // // （後期と歯の話）開始

- 9年 4月 3歳児健康診査開始
- 5月 レディースドック（人間ドックと婦人科検診を同日実施）
開始
- 〃 休日急病診療所自動心電計更新
- 6月 休日急病診療所在庫管理プログラム導入
- 〃 胃部レントゲン装置更新
- 11月 B型機能訓練（いきいきシルバー教室）開始
- 10年4月 三種混合（1期）の個別接種開始
- 〃 精神障害者小規模保護作業所運営費補助事業開始
- 5月 パパママ教室調理実習開始
- 11年1月 オージオメーター更新
- 3月 旧斎場業務終了
- 11年4月 伝染病予防法廃止、感染症予防法施行に伴い、市債務が県債務
へ移行
- 〃 保健衛生システム導入
- 11月 旧斎場等解体完了
- 12年3月 安城霊園便所新築完了
- 〃 第2次老人保健福祉計画、介護保険計画策定
- 12年4月 狂犬病予防法改正に伴い、犬の登録及び狂犬病予防注射済票
の交付事務が県事務から市事務に移行
- 〃 眼底カメラ装置更新
- 〃 日本脳炎予防接種の個別接種開始
- 〃 機能訓練教室A型廃止
- 13年4月 高圧蒸気滅菌装置更新
- 8月 調理実習用調理台更新
- 11月 予防接種法一部改正され、高齢者インフルエンザ予防接種
事業開始（個別）、当市においては10月から遡及運用
- 14年3月 安城市母子保健計画策定
- 14年4月 超音波骨評価装置更新
- 〃 乳がん検診（MMG）開始
- 6月 パパママ教室土曜日開催開始

- 14年6月 C型肝炎等緊急総合対策として基本健康診査において、40歳以上の希望者に実施（C型肝炎ウイルス検査・HBs抗原検査）
- 15年4月 結核予防法の一部改正（小・中学校におけるツベルクリン・BCG接種の廃止）
 - 〃 健康に関する基礎調査の実施（4月～5月）
 - 6月 前立腺がん検診開始（個別）
 - 〃 脳ドック検診開始（実施医療機関、安城更生・八千代）
- 16年6月 健康日本21安城計画の策定
 - 7月 成人歯科健診（個別）対象者の拡大（60・70歳を追加）
 - 10月 4か月児健診時に絵本貸し出し事業（中央図書館）開始
- 17年4月 休日夜間診療開始
 - 〃 結核予防法改正（乳幼児のツベルクリン反応検査廃止：直接BCG接種実施、対象年齢が生後4歳未満から生後6か月未満の子に変更）
 - BCG個別接種（ハイリスクのみ）開始
 - 〃 レディースドック廃止
 - 〃 子宮がん検診の対象者が30歳以上から20歳以上、乳がん検診の対象者が30歳以上から40歳以上に変更
 - 乳がん検診の実施方法は、集団・個別ともにMMGと触診
 - 5月 パパママ教室日曜日開催開始
 - 〃 厚生労働省より、日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控え勧告
 - 7月 予防接種法施行令の改正により、日本脳炎ワクチン接種第3期廃止
- 18年4月 休日急病診療所土曜夜間診療開始
 - 〃 予防接種法施行令の改正により、麻しん、風しんワクチン接種が、麻しん風しん混合ワクチンによる接種に変更
 - 〃 二種混合（小学6年生）2期、日本脳炎（中学3年生）2期予防接種の個別接種開始
 - 〃 不妊治療等助成金支給事業開始
 - 〃 マタニティサロン、赤ちゃんサロン開始

- 18年4月 介護保険法の改正により、地域支援事業の介護予防サービス（転ばぬ先の筋トレ教室）を開始
- 7月 成人歯科健診を歯周疾患検診に変更し、対象者の拡大（45・55・65歳を追加）
- 8月 地域支援事業の介護予防サービス（のびのび倶楽部、訪問健康指導）開始
- 11月 地域支援事業の介護予防サービス（楽しく運動教室）開始
- 19年3月 結核予防法の廃止（4月より感染症法に統合）
- 4月 BCG予防接種が予防接種法において定期予防接種となる
- 〃 妊婦・乳児健康診査制度の拡大（妊婦受診回数2回から7回に増加、及び県外受診の対象拡大）
- 5月 地域支援事業の介護予防サービス（健康えーよう塾、歯つらつ健口教室）開始
- 8月 全自動高圧滅菌器更新
- 9月 胃部X線撮影装置更新
- 〃 健康に関する基礎調査の実施（9月～10月）
- 12月 腹部超音波診断装置更新
- 〃 健康フェア開催（市制55周年記念事業）
- 20年2月 老人保健法による基本健康診査・総合セット健康診査の廃止
- 〃 婦人科検診台更新
- 3月 自動現像機更新
- 4月 妊産婦・乳児健康診査制度の拡大（妊婦受診回数7回から14回に増加、及び産婦健康診査1回分を新設）
- 〃 予防接種法施行令の改正に伴い、麻しん風しん予防接種の3期（中学1年生）4期（高校3年生）を開始（平成25年3月までの時限措置）
- 5月 高齢者医療確保法に基づき、40歳から74歳までの安城市国民健康保険加入者に特定健康診査、後期高齢者医療加入者に健康診査開始
- 7月 特定保健指導開始
- 10月 休日急病診療所に歯科を開設
- 〃 歯科休日診療（在宅当番医制）を廃止

- 21年3月 健康日本21安城計画（中間評価改訂版）の作成
 - 〃 地域支援事業の介護予防サービス（のびのび倶楽部）が自主グループ化
- 4月 児童福祉法等一部を改正する法律により、乳児全戸家庭訪問事業として母子訪問事業での赤ちゃん訪問を実施
- 4月 妊産婦健康診査の支払い方の変更（県内医療機関受診においては償還払い方式から現物給付方式に変更）
 - 〃 新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生が海外で確認
 - 〃 非接触眼圧計更新
 - 〃 地域支援事業の介護予防サービス（楽しく運動！ゆるっと塾）開始
- 5月 安城市新型インフルエンザ対策本部設置
 - 〃 歯周疾患検診検査期間の延長
5月～翌年3月に変更（以前は7月～翌年1月）
- 7月 市内で1例目の新型インフルエンザの感染者が確認される。
- 9月 こころの相談「家族のためのホッと相談日」を開始（地域自殺対策緊急強化基金事業）
- 10月 女性特有のがん検診推進事業として、子宮頸がん検診（20・25・30・35・40歳）、乳がん検診（40・45・50・55・60歳）の無料クーポン券を発行（国の方針に基づき実施）
- 12月 新型インフルエンザ予防接種を1歳～幼稚園・保育園の年中児を対象に集団（保健センター）で実施（延べ接種数1651人）
- 22年1月 体験しよう！親育て教室を開始
 - 3月 安城市新型インフルエンザ対策本部解散
 - 4月 妊婦健康診査の検査項目の拡充（国の方針に基づく検査内容となる）
 - 〃 パパママ応援教室の開始
 - 〃 休日急病診療所を休日夜間急病診療所と名称変更し、平日夜間診療を開始
 - 〃 脳ドック検診の実施医療機関に三河安城クリニックを追加

- 5月 日本脳炎について、3歳に対する初回接種の積極的勧奨を開始（厚生労働省の指針に基づき実施）
 - 〃 官民協働によるがん検診向上プロジェクトを開始
- 8月 日本脳炎について、平成17年5月からの個人通知の中止により接種できなかった子に対する接種及び第2期における新ワクチンでの接種開始
- 平成23年1月 国のワクチン接種緊急促進事業に基づき、任意の予防接種として子宮頸がん及びヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種費用の全額助成を開始
- 3月 腹部超音波診断装置更新
- 4月 妊婦健康診査の検査項目（HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査）の拡充
 - 〃 地域支援事業の介護予防サービス（通所型健康指導、総合型介護予防事業マメに暮らそう会）開始
- 5月 日本脳炎について、平成17年5月からの個人通知の中止により接種できなかった子を特例対象者とし、接種機会の確保に努める
 - 〃 歯周疾患検診無料化
- 7月 眼底カメラ更新
- 10月 乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の未受診対策において、社会福祉課、子ども課、民生・児童委員などと連携した体制作りをし、勧奨及び状況把握を開始

市長マニフェストにより、1歳から18歳（高校3年生相当）までの者に任意の予防接種としてインフルエンザ予防接種の費用の一部助成を開始
- 24年3月 胸部X線撮影装置（カセット型DR装置）更新

地域支援事業の介護予防サービス（転ばぬ先の筋トレ教室）廃止
- 4月 人間ドック胸部X線撮影のデジタル化開始
 - 〃 母子保健法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、母子健康手帳の大幅な改正（妊娠経過の記載欄、便色の確認の記録、乳幼児身体発育曲線等）

- 24年4月 愛知県一般不妊治療費助成事業補助金交付要綱等の一部改正により補助対象が人工授精の治療のみに縮小
- 〃 妊婦健康診査の検査項目のG B S検査を第8回から第10回へ変更
 - 〃 妊産婦歯科健康診査を妊婦歯科健康診査とし、集団健診から市内歯科医院での個別健診へと変更
 - 〃 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可権限が県から市に移譲
- 6月 100日間ダイエットチャレンジの開始
- 9月 予防接種実施規則の改正により、ポリオワクチンが不活化ワクチンへと一斉に切り替わるとともに集団接種を廃止
- 〃 健康に関する基礎調査の実施（9月～10月）
- 10月 健康フェア開催（市制施行60周年記念事業）
- 25年3月 安城市新型インフルエンザ等対策本部条例公布
- 〃 地域支援事業の介護予防サービス（健康えーよう塾、歯つらつ健口教室、楽しく運動！ゆるっと塾）廃止
- 25年4月 予防接種法の改正により、ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん等）及びヒブ、小児の肺炎球菌の3ワクチンを定期予防接種として実施
- 〃 予防接種法施行令の改正によるBCG対象者の拡大に合わせて、BCGの集団接種を廃止。これにより予防接種はすべて個別医療機関で実施
 - 〃 母子保健法の一部改正により、未熟児の訪問指導、低体重児の届出についての実施権限が県から市へ移譲
- 5月 健康日本21安城計画最終評価報告の作成
- 6月 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用の一部助成を開始
- 7月 6月にヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨を差し控える勧告が厚生労働省よりあったため、中学校1年生の女子に対し個人通知により周知
- 〃 成人の風しん予防接種の費用の一部助成を開始（6月分は遡及対応）
- 8月 図書館スタッフによるブックスタート事業開始

- 1 2 月 第 2 次健康日本 2 1 安城計画の進捗状況の管理主体を「安城市健康づくり推進協議会」から「安城市保健センター運営協議会」に変更する
- 2 6 年 3 月 保健センターで実施していた人間ドックを廃止
 - 〃 第 2 次健康日本 2 1 安城計画を策定
 - 〃 生活機能評価検査を廃止、介護予防基本チェックリストの送付（特定健康診査通知に同封を中止）を介護保険課へ移行
- 2 6 年 4 月 平成 2 6 年 4 月生まれの者から任意の予防接種としてロタウイルス予防接種の費用の一部助成を開始
 - A 類疾病を対象に広域予防接種事業開始
 - 5 月 市民ドック開始
 - 7 月 ヤング健診開始
 - 9 月 安城市新型インフルエンザ等対策行動計画策定
- 1 0 月 予防接種法施行令の一部改正により、水痘、高齢者の肺炎球菌予防接種を定期予防接種として開始。事業開始に伴い、3 歳以上 5 歳未満で初めて接種する水痘 1 回及び 1 0 1 歳以上の者で初めて接種する肺炎球菌 1 回が平成 2 6 年度の経過措置、7 0 歳・7 5 歳・8 0 歳・8 5 歳・9 0 歳・9 5 歳・1 0 0 歳の者で初めて接種する肺炎球菌 1 回が平成 3 0 年度までの経過措置
- 1 2 月 あんじょう健康マイレージ事業を開始
- 2 7 年 2 月 重症化予防事業として糖尿病予防教室を開始
 - 3 月 よい児の歯のコンクールを廃止
 - 〃 地域支援事業の介護予防教室（訪問型健康指導）廃止
- 2 7 年 4 月 8 0 2 0 歯のコンクール・表彰は、安城市歯科医師会主催へ移行
 - 〃 高齢者肺炎球菌の対象者を 6 5 歳以上に拡大
 - 8 月 重症化予防事業（糖尿病未受診者勧奨）を開始
- 2 8 年 1 月 学齢期歯科健康教育を開始
 - 3 月 地域支援事業の介護予防サービス（マメに暮らそう会）廃止
 - 〃 1 0 0 日間ダイエットチャレンジ廃止
 - 〃 3 歳の栄養教室廃止

- 28年3月 高圧蒸気滅菌器更新
- 28年4月 地域支援事業の介護予防サービス（楽しく運動教室）を高齡福祉課へ移管
 - 〃 防疫活動事業の一部、狂犬病予防対策事業、市営霊園管理事業を環境都市推進課へ移管
 - 〃 安城市版ネウボラ推進事業を開始（妊娠期ケアプラン作成、母乳準備のぷち講座、助産師訪問）、受講対象者の拡大（パパママ教室、離乳食講習会、スクスク子育て相談室）
 - 〃 B類疾病を対象に広域予防接種事業開始
- 5月 保健センター改修工事開始
 - 〃 歯周疾患検診期間の見直し
5月～翌年2月に変更
- 6月 高圧蒸気滅菌器更新
- 7月 平成28年4月生まれの者から任意の予防接種として、B型肝炎予防接種の費用の全額助成を開始
- 9月 医科用窓口会計機購入
- 10月 予防接種法施行令の一部改正により、B型肝炎予防接種を定期予防接種として開始
- 12月 照明付移動式書棚購入
- 29年1月 愛知県健康づくりリーダーバンク登録研修会実施
 - 2月 食育SATシステム購入
 - 3月 保健センター改修工事完了
 - 〃 衛生環境が大幅に向上したため、衛生委員を廃止
 - 〃 安城市自動体外式除細動器（AED）設置・管理に関する基準制定
- 29年4月 健康推進課組織改編（健康推進係、健診係、保健指導係）
 - 〃 利用者支援事業母子保健型を開始（基本型と合わせ「子育て世代包括支援センター」）
 - 〃 パパママ教室祖父母編を開始
 - 〃 地域支援事業の町内会健康体操教室を安城市社会福祉協議へ移管

- 29年4月 歯周病検診と妊婦歯科健康診査を2015歯周病検診マニュアルにて実施
- 〃 歯周病検診受診者の要精密検査者の実態把握開始
- 5月 骨強度測定器購入
- 6月 健康づくりきっかけ教室の開始
- 7月 糖尿病性腎症重症化予防事業の開始
 血圧・脂質において受診勧奨判定値のある人へ、受診勧奨通知とあわせて病態別リーフレットを送付開始
- 8月 お誕生記念ここから健康事業全員サービス（新生児聴覚検査費用助成）の開始
- 9月 健康に関する基礎調査の実施
- 〃 健康づくりフェア開催（市制施行65周年記念事業）
- 10月 お誕生記念ここから健康事業選択サービスの開始
- 〃 高齢者及び子どもインフルエンザ予防接種の接種期間及び助成期間を延長
- 30年3月 第2次健康日本21安城計画基礎調査報告書の作成
- 30年4月 ボディメイクプログラムを廃止し、ママサロンを開始
- 〃 1歳6か月児健診事後指導会が子ども発達支援課に移行
- 〃 特別の理由による任意予防接種費用助成を開始
- 〃 胃内視鏡検診開始
- 〃 安城市健康づくり食生活改善協議会（ヘルスマイト）から安城市食育健康づくりの会（食育メイト）に改称
- 5月 第2次健康日本21安城計画中間評価実施
- 11月 医療救護所の一部を変更（安城北部小学校を東山中学校、丈山小学校を明祥プラザに変更）
- 〃 健幸ウォーキング（新美南吉生誕105年記念）の開催
- 12月 あんじょう健康大学の開始
- 31年3月 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用の一部助成を終了
- 〃 第2次健康日本21安城計画改訂版及びいのち支える安城計画（安城市自殺対策計画）を策定
- 〃 総合運動公園内に屋外収納ボックス格納のAEDを3か所設置

- 31年4月 産後ケア事業宿泊型を開始
- 〃 予防接種法施行令の一部改正により、高齢者の肺炎球菌予防接種の対象者拡大の経過措置を令和5年度まで延長。101歳以上の者は平成31年度限りの経過措置
 - 〃 お誕生記念ここから健康事業全員サービス（新生児聴覚検査費用助成）の実施方法の変更（償還払いから受診票交付）
 - 〃 骨髄提供者等助成事業の開始
 - 〃 口腔衛生事業に、障がい児者の歯科保健医療における人材育成支援を追加
- 令和元年5月 風しんの5期の定期接種実施（風しんの追加対策）令和3年度まで（予防接種法施行令改正）
- 10月 安城市糖尿病性腎症重症化予防プログラム地域連携パス開始
- 〃 女性のための健康教育（カミカミ教室での子宮頸がん検診啓発）を開始
- 令和2年4月 市民健康講座とあんじょう健康大学を統合
- 〃 産後ケア事業日帰り型を開始
 - 〃 国の提言に基づき、乳がん検診における視触診を廃止
 - 〃 まちの健康おくすり屋さん事業の開始
 - 〃 パパママ教室たいけん編、祖父母編を廃止
 - 〃 マタニティサロンを廃止し、母乳準備のぷち講座へ内容見直し
 - 〃 赤ちゃんサロンを廃止
 - 〃 ママサロンを廃止し、きっかけ教室子育てママ編を開始
 - 〃 きっかけ教室メタボ脱出編を開始
 - 〃 産婦歯科健康診査ケア事業を開始
（ここから健康事業「お口のリフレッシュケア」のママケアから移行し開始）
- 令和2年6月 あんじょう健康マイレージ事業において、従来の紙チャレンジシートに加え、新たにアプリ版を導入
- 〃 母子保健情報の利活用の開始
- 10月 ロタウイルスワクチンを定期予防接種として開始（予防接種法施行令一部改正）

- 〃 ヒトパピローマウイルスワクチンについて、厚労省の勧告により対象者の接種機会の確保を図るため周知を行う
- 令和3年3月 新型コロナウイルス予防接種の開始
- 令和3年4月 乳児個別健康診査の受診期限を1歳になる2日前までから1歳1か月になる前日までに変更
- 〃 母子手帳アプリ「あんぴよ」導入
- 6月 新型コロナウイルスワクチンの集団接種の開始
- 9月 多胎妊婦に対し、妊婦健診受診票5回分（すべて基本健診）の交付開始（令和3年4月1日以降に母子健康手帳を交付された多胎妊婦を対象）
- 10月 星空ヨガを開始（生涯学習課と共催）
- 11月 母子手帳アプリを活用した乳幼児健診の来所時間の事前予約開始
- 令和4年3月 お誕生記念ここから健康事業を廃止
- 令和4年4月 ヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨を再開（定期接種実施要領改正）
平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子（キャッチアップ接種対象者）については、接種期間を令和4年4月から令和7年3月までとする
- 〃 風しん5期の定期予防接種実施（風しん追加対策）令和6年度まで延長
- 〃 健康推進課組織改編（健康推進係、予防係、健診係、保健指導係）
- 〃 産後ケア事業日帰り短時間型を開始
- 令和4年7月 がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業開始（令和4年4月から遡及あり）
- 8月 ヒトパピローマウイルスワクチンのキャッチアップ対象者のうち、令和4年3月末までに自費で接種を受けた方に対して、任意接種費用助成を開始
- 9月 3歳児健康診査にて屈折検査開始
- 令和5年2月 伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的支援事業開始

保 健 事 業 年 報



編 集

子育て健康部 健康推進課



令和5年7月

この冊子は古紙を含んだ再生紙を使用しています。